

平成 19 年多賀城市議会予算特別委員会会議記録（第 3 日目）

平成 19 年 3 月 5 日（月曜日）

◎出席委員（20 名）

委員長 昌浦 泰己

副委員長 佐藤 恵子

委員

伊藤 功一郎 委員

伊澤 貞夫 委員

金野 次男 委員

森 長一郎 委員

寺澤 正志 委員

板橋 恵一 委員

伊藤 一郎 委員

相澤 耀司 委員

藤原 益栄 委員

小林 立雄 委員

中村 善吉 委

吉田 瑞生 委員

石橋 源一 委員

松村 敬子 委員

根本 朝栄 委員

小嶋 廣司 委員

竹谷 英昭 委員

阿部 五一 委員

◎欠席委員（なし）

◎説明員

市長 菊地 健次郎

助役 後藤 敏郎

収入役 菊池 健一

監査委員 高橋 弘

総務部長 平塚 訓章

市民経済部長 菊池 三雄

保健福祉部長 板橋 正晃

建設部長 後藤 孝

総務部次長(兼)総務課長 佐藤 利夫

総務部次長(兼)財政担当(兼)財政課長 鈴木 明広

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

市民経済部次長(兼)農政課長(兼)農業委員会事務局長 板宮 徳行

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 相澤 明

建設部次長(兼)都市計画課長 大石 實

建設部次長(兼)多賀城駅周辺整備課長 佐藤 正雄

副理事(兼)企画課長 内海 啓二

交通防災課長 伊藤 一雄

行政管理課長 伊藤 敏明

市民活動推進室長 鈴木 典男

市民課長 本郷 義博

副理事(兼)税務課長 坂内 敏夫

副理事(兼)納税課長 澁谷 大司

商工観光課長 武田 一男

副理事(兼)こども福祉課長 伊藤 博

健康課長 岡田 まり子

副理事(兼)介護福祉課長 松戸 信博

介護支援室長 鈴木 健太郎

副理事(兼)国保年金課長 鈴木 真

副理事(兼)道路課長 小川 憲治

施設課長 佐藤 昇市

会計課長 大友 辰夫

教育委員会教育長 菊池 昭吾

教育部長 菊池 光信

教育部次長(兼)教育総務課長 伊藤 敏

副理事(兼)学校教育課長 相沢 一博

副理事(兼)生涯学習課長 伊丹 隆

文化財課長 高倉 敏明

上下水道部長 鈴木 建治

監査委員事務局長 庄司 あや子

選挙管理委員会事務局長 齋藤 富士夫

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 熊谷 一典

参事(兼)局長補佐 佐藤 敏夫

主事 藤澤 香湖

午前 9 時 58 分 開議

○昌浦委員長

おはようございます。

少々開会には早いところでございますけれども、これから始めさせていただきたいと思っております。

冒頭、議長の御了解をいただきまして、一言触れさせていただきませんが、昨日、松島町長であります松谷昭一さんが、不慮の事故でお亡くなりになりました。

ここに御冥福をお祈りさせていただきたいと思っております。

本日は予算特別委員会第 3 日目でございます。きょうも慎重なる御審議をお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は 20 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の委員会を開きます。

● 議案第 29 号 平成 19 年度多賀城市一般会計予算（歳出質疑）4 款衛生費～7 款商工費

○昌浦委員長

それでは、議案第 29 号 平成 19 年度多賀城市一般会計予算を議題といたします。

先日に引き続き歳出の質疑を行います。

まず、第 4 款衛生費から第 7 款商工費までの質疑を行います。

○相澤委員

資料 6 の 91 ページ、環境対策費、まず第 1 問は、ISO を中止ということに対するメリットとデメリットについてお聞かせください。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

まず、メリットでございますけれども、毎年の60万円から100万円ぐらいの審査手数料がまず削減されると。これがまず1点であります。

あと、2点としましては、外部審査という他の機関に頼らないということで、さらに職員一丸となりまして継続推進できるのではないかと。これが逆になった場合、デメリットになるのかもしれないと思っております。

また、デメリットにつきましては、認証がなくなったからといって、デメリットがあってはならないと思っております。強いて上げさせていただければ、ISO国際表示の冠がなくなるのかと。

しかし、認証がなくなっても、デメリットはつくらないようにしなければならないと思っております。

○相澤委員

第三者機関の認証というのは非常に重いものがあると思うのです。ましてや国際規格でございますので、民間といえども国際規格でございますので、その重みというのは非常に重いと思うのです。一般の会社においても、風評被害によって、会社が傾くことがあるわけです。それを保障するのが大体そういう第三者機関というところがあるのです。

庁内で具体的にどのような歯どめを考えていらっしゃいますか。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

開始以来5年間たちまして、まず、独自にやれないかということで、5年間の総括を行っております。少し時間をいただければ、長く御説明申し上げたいと思います。

まず、地球環境問題に対しまして率先して取り組んでいくということで、平成14年2月27日、認証を取得しております。

認証取得と前後しまして、市役所の事業活動における紙、電気、燃料の使用料及びごみの排出量の削減に努めまして、また、施設の改修に合わせました天然ガスへの燃料の転換、これらを図るなどの環境負荷の低減に対する意識の向上と、これらの努力の結果としまして、温室効果ガス年間排出量の約3割削減、あと経費面での1億円強の節減など、大きな効果をもたらしたところでございます。

総括評価項目としまして、環境負荷項目、保全項目の成果、温室効果ガスの排出削減の成果、職員の省エネ意識の高揚と実践行動、職員研修の効果、内部環境監査委員の力量、学校版ISOの取り組みなどなど、これらを検証した結果としまして、環境保全に関する継続的改善への取り組みが定着したことが1点、2点目が、エネルギー削減など、一定の成果が見られたこと、3点目としまして、内部環境監査が充実してきたこと。

これらから判断しまして、市独自の取り組みとしての環境に配慮する行動、これを実践していく基盤が整ってきたということで、今後はISOの認証を得ずに、みずからの力で、より一層の成果が上げられるような取り組みを推進、検討してまいりたいということで、外部認証を中止するというものでございます。

○相澤委員

従来よりもそのレベルが下がらないという、何か物差しはどこに当てますか。どこで当てますか。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

今まで実践してきましたレベルからは、認証をやめたからといって落としてはならないということで、電気、紙等については、大体削減が手いっぱいなのかと。現状維持ぐらいがいいところなのかとっております。

それで、削減率につきましてもコンマ1とか2ぐらいになるので、最低現状維持をしたいということで思っております。

○相澤委員

次に、97ページ、多賀城市地域職業相談室運営事業費についてお伺いいたします。たしか昨年の11月1日に開設されたと思いますけれども、その後の相談者数と就職数を教えていただけますか。

○武田商工観光課長

お答えいたします。

11月から開設しております、当初、多賀城市では1日当たり100名ぐらいの相談件数、それから、就職件数については30件を目標にしておりましたが、11月が18名、そのうち市内居住者が17名でございます。それで12月が19名、市内居住者が17名、1月になりまして36名の就職が決定しております、うち22名が市内の居住者でございます。

なお、2月については、まだ正式にデータをもらっていませんけれども、2月28日現在で39名の就職決定者が出ているようでございます。

○相澤委員

全国的にもジョブカフェというものが開設されまして、全国では、昨年末までに、9月から開設して20万人からの就職がされたという報道を聞いておりますけれども、多賀城もそれに似たようなものだと思います。

大事なものは、これからのPRかというふうに感じますけれども、どのようなPRを考えていらっしゃるでしょうか。

○武田商工観光課長

お答えします。

11月、12月については目標数に達していませんでしたので、これらについてやはりPR不足かというふうな思いでございます。宮城労働局それから塩釜ハローワークと時々協議を重ねまして、PR方法を変えたり、いろいろ今後についてもPR活動については努力していきたいと思っております。

○相澤委員

ぜひ庁内挙げて、積極的なPRをして、いろいろな面で相乗効果、多賀城市が元気になる大きな要因だと思いますので、頑張ってくださいと思います。

次に、111ページ、観光宣伝に要する経費についてお聞きいたします。ここに製本費などとありますけれども、今年度で新たな企画等を何かお考えでしょうか。

○武田商工観光課長

お答え申し上げます。

宣伝については、以前から議会のたびにいろいろ宣伝不足を指摘されておりましたので、鋭意努力しまして、パンフレットの増刷等を考えております。

今年度につきましては、例年どおりと、新規では、和英併記分について、これは平成 18 年度は増刷していませんでしたけれども、まず、この分の 1 万 5,000 部を増刷を予定してございます。

それから、散策マップにつきましても、これは平成 17 年度に 1 万部作成していましたが、18 年度はゼロでございました。これについても今年度 1 万 5,000 部を予定してございます。

○相澤委員

市長にお聞きしたいのですけれども、昨年の第 3 回定例会の所信表明で、「企業誘致や観光 PR にしても、市長みずから先頭に立って行動しなければならないと思います。このように、私自身、多賀城を売り込むためのトップセールスマンとなることも、皆様にお誓い申し上げるものがございます」と述べられております。目玉になるようなものは何かお考えでしょうか。

○菊地市長

観光関係に関しましては、今度 4 月から発足いたします市長公室の中で、何人かのメンバーができたときに、まずスタートはそこからだというふうには思っておりますけれども、何かにつけ、今度、DC・DESTINATION キャンペーンが始まりますので、多賀城市の、例えば観光物産、あるいは奈良市との 2010 年の友好都市とか、そういうことで、あるいは工場誘致なども、先頭になってやりますということで、その辺のまず下調べのようなものを、早急にまとめ上げる必要があるのではないかとこのように思っています。それができ上がってから、私はいつでも飛んで歩きたい方なのですが、その辺も、自分の足元を固めてから、戦略を固めながら、まず自分が先頭に立って頑張りたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○相澤委員

ことは違うかと、さすが市長がかかったから、何かトップに立ってやっているかと、そういうことを期待したいと思います。よろしく願います。

○竹谷委員

資料 6 の 100 ページ、農業振興についてお伺いしたいと思います。

農業振興全般にかかわる問題になるとは思いますけれども、予算でどのように配慮しているかわかりませんが、多賀城の農業の問題について、国の新基準の発表等々があって、私も 12 月議会でそれに対しての取り組みについて一般質問をさせていただきました。

そのときの答弁を見ますと、「多賀城市の土地の条件等により、国の農業改革に沿った農政の展開は難しいものと思われる」ということで回答されております。

しかし、施政方針の中で、「活気とにぎわいのある元気なまち」の中で、農業に関する施策を申されておりますが、これについては、「国の品目横断的経営安定対策に対応するた

め、その対象となる農家経営体の育成に取り組む」ということを明文化しているわけでございます。

私の一般質問においては「多賀城市の実態ではできない。無理でしょう」というお話をしておきながら、施政方針になったら、それも取り組んでいくのだということになったと。その背景は何があるのでしょうか。

○板宮市民経済部次長(兼)農政課長

お答えいたします。

品目横断的経営安定対策につきましては、認定農業者・4ヘクタール以上、それから集落営農で20ヘクタール以上という、担い手の育成ということでございます。その中で、多賀城市におきましては、JA仙台では、多賀城地区地域農業推進委員会、13名で構成しておりますけれども、その中で、集落営農を推進するために、南宮地区、それから新田、山王、市川、東田中等の地区、それから八幡地区と、その3カ所に分けまして、集落営農ができないかということで検討してまいりました。

その後、地区ごとに検討されたわけですが、いまだにその地区でのまとまりは現在ないところでございます。

ただ、従来から新田地区では集団転作を実施しておりましたので、それらがこちらに移行する見込みがあるということでございます。

それで、この政策につきましては、あくまでも農家個人の意向によって移行するべきであって、これは行政側から押しつけることもできませんので、こういう現状もあるのかというふうに思います。

それで、認定農業者につきましては、現在21経営体がございますけれども、新しい政策に向けて、現在11個の経営体が認定農業者になりたいというふうな形で、申し込みがございました。

○竹谷委員

私が言っているのは、私に回答したときと、施政方針を発表するときの現状が変わったのか、変わらないのかと。変わったとすれば、どういうふうに変ったのか、その辺をお聞きしているのです。もう私が質問をしたときも、このことはもうはっきりしているのです。多賀城は、検討したけれども、なかなかまとまりがつかない点があるということをはっきり想定した中で、多賀城の農業は今度の新しい農業政策の改革には適合できないだろうという内容で、私に答弁しているのです。

ですから、その辺がどういう、例えばこういうことで変わったのだと、あのときからここに来るまでの間に、こういうような要因で変わったのだというものがあれば、お知らせくださいということを行っているのです。その辺いかがですか。

○板宮市民経済部次長(兼)農政課長

お答えいたします。

当初、集落営農を目指しておりましたけれども、地区でのいろいろ検討会、あるいはお話し合いの中で、集落営農については時期尚早であるというような地区でのお話し合いの結果でございます。それに対して、この政策に対応するためには、認定農業者でもって対応しようというふうな動きになってきているという状況でございます。

○竹谷委員

わかりました。認定農業者に対して、援助をしていこうと。そして多賀城の農業というものについて、新しい展開を図っていこうという指針に置きかえていきたいということで、この施政方針にはそういう意味を含めて、「国の品目横断的経営安定対策に対応するため」云々というものを載せたという理解でよろしいのですか。

○板宮市民経済部次長(兼)農政課長

そのとおりでございます。

○竹谷委員

そうしますと、それに対する予算の配慮というのはどのようになっていますか。どこにどのような配慮がされておりますか。

○板宮市民経済部次長(兼)農政課長

お答えいたします。

まず、101ページ、農業振興費の2番、地域農業整備促進事業費、農業振興協議会の委員報酬、平成18年度におきましては1回でございましたけれども、これを2回にしまして、まず認定農業者の経営計画を認めるという会議を開きたいということでございます。

それから、103ページになりますけれども、農業用施設維持管理に要する経費の中で、14節と15節に、市民との協働によります農業用排水路の整備ということで、できるだけそういった認定農業者等の負担を減らすために、できるだけ水路を整備して、条件を整備したいというような考え方でございます。

○竹谷委員

わかりました。そうであればこそ、そういう体制であればこそ、これは協働作業でやる項目ですね。農家の皆さん方がそれぞれ出て、その分の機械借上料なり整備のための原料を支給をして、農家の皆さん方のお手伝いをいただきながら、自主的に整備をしていくという方式だというふうに理解しているのですが、そういうふうに理解してよろしいのですか。

○板宮市民経済部次長(兼)農政課長

先ほど、15節と申し上げましたけれども、14節と16節ということございまして、協働で整備をしまして、それで、あとそれぞれ、個人で経営するわけでございますから、経営の際には排水路の掘り払いとか、それから水かけが便利になるというようなことで考えてございます。

○竹谷委員

いや、私は、もし先ほど言ったような担い手の育成なり、多賀城農業を考えてやるとすれば、協働の事業は事業として、多賀城独自でそのための支援事業として、こういうものをやるのだということにならないと、本当の農業の振興、多賀城の産業の一つである農業の振興というのは、衰退していくのではないのかとそう思うのですけれどもいかがですか。

○板宮市民経済部次長(兼)農政課長

最近、農家同士の協力によって作業をするというようなことが減ってまいりました。それで、こういった水路の整備というようなこともあわせて、もう一度その農家同士の協力、結びつきを強くいたしまして、それで担い手の認定農業者には多賀城の農業を担っていただくと。それから、農地ですが、農地の集積ですが、これは認定農業者の方に集積いたしまして、できるだけその認定農業者が農業で生活できるような形にしていきたいというふうな考えでございます。

○竹谷委員

あなたは一生懸命そう言っていますけれども、やはり目に見えて、市がこういう援助をした、新しい政策としてこういうことをやるのだというものが見えないのです。今までの延長なのです。今までも南宮裏などをやってきましたね。その延長なのです。ただ、ことは八幡が入ってきたということですね。

もう一つ、この間、板橋委員の一般質問に当局が答えているのは、私のメモでいくと、「農家をやる人が少なくなってきた」と、そういうことを言っているのです。それで、多賀城農業の基幹産業として何が基幹しているかということ、水稻を基幹品目として考えながら、協働の体制の中で面積の拡大を図っていかなければいけません。ただ、多賀城の場合は、面積が狭いので、その対策としてあぜ道を削除しながら、面積を大きく確保していくと。そういうことも大事ではないかということで、一般質問の答えとして出していると、私のメモには書いてあるのです。

そうであれば、こういうものに即応する新たな施策が予算の中で生まれてきてもいいのではないかといいに私は思うのです。

それから、もう1点、農機具の多様化を図って、できるだけ農家の農機具コストの、いわば削減を図っていくと。では、この対策はどうするのだと。

それと、今、「畑作についてはハウスを拡大していきたい」と。では、ハウスの予算はどれだけついているかと見ますと、それほどついていない。少なくとも多賀城市の基幹産業である農業を、拡大していこうという政策でやっていくとするならば、その裏には、今年度の当初予算に、それを裏づけするような施策があってもしかりでないかというふうに私は見ているのですけれども、いかがなものでしょうか。

○板宮市民経済部次長(兼)農政課長

今おっしゃったことにつきまして、現在、多賀城市の置かれている状況を考えますと、非常に財政的に逼迫しておるというような状況でございますので、まずは農家の意欲と、能力のある農家、そういった方々に頑張ってくださいと。

それで、畦畔を除くというようなことですが、これは個人でやっていただくというようなことで、大きな裏づけはございませんけれども、現状を考えますとやむを得ないのかということで、農家に頑張ってくださいとしかないといいに考えてございます。

○竹谷委員

それでは、当事者に対する自主努力を要請しているだけですね。少なくとも多賀城の基幹産業の農業として、ある一定の位置づけをするとするならば、また、新しい財政を生み出していくという視点での産業という面から見た場合には、少なくとも投資というものをし、その成果を求めていく、そういう体制を築くことこそが、農業改革の中でもその意思としてあるのではないかと私は見ているのです。

それに末端の、我々市町村が農家の皆さん方に何らかの形で力をつけてやる、それは財政の問題も含めてつけていくのだという姿勢がなければ、いつまでたっても後継者は生まれてこないというふうに思うのですけれども、次長、いかがでしょうか。

○板宮市民経済部次長(兼)農政課長

お答えいたします。

先ほど申し上げましたけれども、要するに、非常に厳しい財政の中でできることと申しますと、従来から進めております高品質でおいしい農産物をつくるということで、予算のない中で、職員がみずから汗をかきまして、EMのボカシ肥料の生産、普及に全力を注いでおるところでございます。

○竹谷委員

ひとつ、私が言わんとしていることもわかると思いますし、予算がないからこうではなく、これだけの予算をつけるから、その予算で来年度はこういう成果を生み出すのだという、成果というものを求めていくことが大事ではないかと。ただ予算をつけたからそれでいい、ではない。その予算をつけたならば、これだけの来年度の税収なり何なりの形で、これだけのね返りがある。農業後継者がこういうことで生まれてくる、そのことが多賀城の基幹産業である農業が、生きていくのだという施策でなければならぬだろうというふうに思いますので、どうかそういうことも含めて、平成19年度の農業問題、これは一番大きな課題になると思いますので、ひとつ、大変恐縮ですが、そういう意味を含めて、積極的に農家の皆さん方とお話し合いをしながら、必要であるならば、補正予算でも結構ですから、財政をつくり上げて、そういう援助をし、やりがいのある農家経営をできるような側面からの援助が必要だと思いますけれども、市長、いかがでしょうか。

○菊地市長

竹谷委員がおっしゃることはもっともなことだというふうに思いますけれども、私も、農業関係は余り今までは詳しくはなかったわけでございますけれども、ここ一、二年、いろいろな方々、農業の後継者等とお会いしまして、多賀城の農業に対するいろいろな期待とか希望とか、いろいろ対話を持ってまいりました。

ことしも、できれば早目に、農業の若手の方々も大分育ってきたような感じがいたしますので、そういう方々と対話を通しながら、多賀城のこれからの、今、次長からお話がありましたけれども、認定農業者、11の申し込みがあったということでございますので、そういう方々と対話を持ちながら、今後の多賀城農業、農政のあり方も模索してまいりたいというふうに思っております。それなりの意欲、あるいは、「こうしたい、ああしたい」というものをまず吸収した上で、今後の対策等を立ててまいりたいというふうに思っています。

○竹谷委員

ありがとうございます。

ひとつそういう意欲で進んでいただきたいのと、もう一つ、その場合に、要望だけしておきたいと思いますが、必ず農業指導技術者、農業指導というものについて、市で専属者をつくるのか、JAでやってもらうのかは別として、農業に対する指導者、育成者というものをぜひつくっていただきたい。

というのは、多賀城のを見てみますと、やっているところもあるのですが、せっかくハウスをつくって、ハウス栽培をやろうと思って出るのでありますが、その生産の過程で過渡期にぶつかって、そこをなかなかクリアできないで、廃業しなければいけないとか、休まなければいけないとかというものがあるようにも聞いているものですから、できれば行政としても、そういう人たちに対する技術指導的なものを与えていただくような機関を、ひとつ考えていただきたいと。

それとあわせて、今、市長がおっしゃったようなことで、進めていってもらいたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○森 委員

資料6の111ページ、先ほど相澤委員からも質問がございました、仙台・宮城デスティネーションキャンペーンというふうなことで、非常に期待をるところでありますけれども、まず、今までで、中心がJRになっているかと思うのですけれども、会議は何回持たれているでしょうか。対外的にです。

○武田商工観光課長

お答え申し上げます。

準備の段階での会議が1度、それから地域部会というのがありまして、その下にちょっと担当の方との打ち合わせ会がありますけれども、そちらの方を2回実施しております。

○森 委員

会津若松のデスティネーションキャンペーン時には、その界限、大内の宿等までお客様が見えた。それがまた定着しているというふうな効果も非常にあるというふうなことで、逆に、近隣の市町村の中では、協議会も発足しているというふうな話も聞いております。

ちょっと負担金の部分で、先ほど市長からもお話がありましたけれども、まず市長公室ができ上がってからと、ここからもまた期待するところではありますが、若干おくれを感じてはいるのですけれどもいかがでしょうか。

○武田商工観光課長

お答え申し上げます。

まず、DCの概要でございますけれども、県内の自治体や観光関係者がJR6社と連携をしまして、展開します大型観光誘客事業で、名称が仙台・宮城デスティネーションキャンペーンということで、平成20年10月から12月、3カ月間を予定してございます。

参加自治体でございますけれども、県内が36市町村、そして県外になりますけれども、一関市、それから平泉町、それから天童市、最上町の4市町が県外から参加されております。それから各種団体で28団体、企業で8団体ということで、20年10月からの本番に向けて、18年度から動きがございまして。

予算的な関係でいいますと、18年度については仙台市と宮城県が各400万円ずつ負担をしまして、主に立ち上げの準備をしているところでございます。それから、平成19年度につきましては、仙台市、宮城県が各3,100万円ずつの負担でございまして。それから、参加の市町村及び民間団体等を合わせまして4,000万円の負担で、主に宣伝、販売、広報事業の展開を計画してございます。

それで、20年度の本番でございますが、仙台市、宮城県が各6,460万円の負担をする予定でございます。各市町村及び民間団体で5,080万円ということで、3億円の事業費で本番まで事業を進めていくということでございます。

多賀城については、組織の中では、先ほどもお話ししたのですけれども、地域部会というのがありまして、宮黒の9市町村と仙台市を含めた10市町村で地域部会を発足してございます。

先ほど御質問ありました、そういう組織化について多賀城市がおくれているというふうなお話でございますけれども、全体で8市町村が立ち上げてございます。それで、仙台地区の地域部会については松島町1件でございます。

遅いと言われますけれども、まだ事業の準備の段階でございます。多賀城市におきましても、先日、観光協会の方と協議を進めまして、この事業を一過性に終わることのないように、ぜひ観光協会等を軸に調整を図っていきたいということで、準備を進めてまいっております。

○森 委員

たまたま今、後ろから、多分関連で資料が回ってまいりまして、白石ではもう市を挙げ、観光宣伝推進というふうなことで、2月10日の新聞に載っているわけでございます。

ということで、今も記憶に残ると、記録ではなくて記憶に残る観光というふうなことでは、多賀城も非常にいい要素を持っているのではないかとというふうに思います。

多分、横断的に、最近是非常に多いのですけれども、横断的にというのは、市民団体も横断的にというふうな対応が必要になってまいります。芸能から文化から、歴史からというふうな形で、やはりこれも横断的な関連性といいますか、協働が必要ではないかと。

アピールすることが大事でありまして、負担金として受け身の形をとれば、どこまでも受け身の形になってしまう。ですから、まず観光とは能動で、攻めだと思いますので、先ほど市長も、市長公室ができ上がってから、攻めだというふうな形ではあるのですけれども、担当部署としましても、横断的に、まずはチャンスがあれば、どんどん、どんどんアピールしていくというふうに期待しております。どうぞよろしくお願い致します。

○吉田委員

商工労働に関連して1点伺います。3日の日に、県庁で少子化対策や企業誘致などの関係の事業に関連する「頑張る地方応援プログラム」の懇談会が開かれておりますが、歳入のところでも申し述べましたけれども、地方交付税の上乗せに関連する事業内容であります。本市としてはどのようにこの地方懇談会に対応されたのかについて御報告願います。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

その懇談会が開かれたということは聞いておりますけれども、そのときたまたまこちらの方には御案内がなかったということがございますし、実はその前日に、県の職員ともちょっとお会いしましたけれども、「あすそういう会議があるのだ」という程度のお話だけでございまして、具体的内容は把握いたしていないという状況でございます。

○吉田委員

そうですか。連絡がなかったのですか。国の機関から来られて、県庁で開かれているのですよね。地方懇談会は。私は、その動向からして、当然、県内の各市町村等に案内があっ

た上での取り組みであるのかというふうに受けとめていたのですが、そうすると、これは国、県を通じて、県内における一定の市町村を選択して、その段階での取り組みに終わっているということなのではないでしょうか。お伺いいたします。

○鈴木総務部次長（財政担当）(兼)財政課長

その「頑張る地方応援プログラム」については、歳入のときにもちょっとお答えをいたしましたけれども、まだ県の方でもその具体的な項目、あるいは算定の方式、まだつかんでいないようでございます。

そういった状況の中で、その協議会というものがどういうふうにかかれたのかどうか、先ほども申し上げましたけれども、ちょっとまだこちらの方では把握、掌握していないという状況でございます。

○吉田委員

わかりました。報道によると、丸森の町長とか美里の町長さんがこの懇談会に出席しているのです。正式な案内がなかったということなのではないでしょうか、商工労働の企業誘致の関連で私伺いましたけれども、いろいろな部署にかかわりますから、事情はわかりましたけれども、正規の案内がなかったというようなことのようなので、どうもこれらの県の、国との関連で、どういう判断でこの取り組み、懇談会等がとり行われていく推移にあるかについても問うた上で、対応していただければと思いますがいかがでしょうか。

○内海企画課長

先ほど、こちらの方で御案内がなかったという話なのですが、通知が来ておりまして、私の方の職員がその協議会に行って、話は聞いてきたということです。

ただ、中身につきましては、具体的にまだちょっと掌握していないということで、大変申しわけございません。

○松村委員

先ほど、森委員、相澤委員の関連のデスティネーションキャンペーンについての、本市の今の取り組みについて、もう少しお伺いしたいと思います。

先ほどの答弁によりますと、観光協会などとは打ち合わせをしているというお話がありましたけれども、今回、デスティネーションキャンペーンに手を挙げて、そして本市をPRしていこうという、観光に力を入れていこうというのは、やはり経済効果を観光に力を入れることによって、経済効果をやはり期待するということが一番、観光に力を入れる部分ではないかと思うのですが、この前、観光協会の方からちょっとデータを出していただきましたけれども、観光客が来ることによります経済波及効果というのをちょっと調べていただきました。

それによりますと、日帰り客が1人観光客が来ますと、大体6,000円の経済効果があるということで、県の方ではデータを出しているようです。

それで、本市の今の観光客の現状を見ますと、これで計算しましたら、約26億円の経済効果が上がるというふうにデータが出るようであります。

でも、現実、本市の場合、今、日帰り客で43万6,000人ぐらいの観光客が来ているようですが、果たして26億円の経済効果が上がっているのかなというふうに私自身は思うのですが、市の方ではどのように認識していますでしょうか。

○武田商工観光課長

お答え申し上げます。

ただいま言われました、これは日帰り客で 26 億 3,000 万円というふうな数字、これは経済効果の数字ではございませんで、観光消費額というふうな数字でございます。

それで、宿泊については 24 億 6,000 万円、合計で 50 億 9,000 万円というふうな、これは宮城県の観光統計概要に基づく数字でございます。実際、今、委員からもお話があったように、県内の日帰り客で 6,000 円と、県外の日帰り客で 1 万 1,800 円ですか、というふうな数字で積算されておるようでございますが、私、率直に考えるには、今、日帰りの方が 6,000 円なり 1 万 1,800 円の消費は、多賀城市ではされていないのかなというふうに思っております。

○松村委員

私も同じように思います。そこには大きないろいろな問題、簡単ではないいろいろな問題があるように、私自身認識しておりますけれども、でも、せっかく今回、DC に手を挙げまして、そして何とか多賀城を売り込んで、観光客を、1 人でも多くの交流人口を図ろうということをやっているわけですので、やはり商工会、観光協会、また市の方も一丸となって、やはりこれが一つの起爆剤となるように、この観光事業ということですか、観光産業に取り組んでいく一つのきっかけになるのではないかと思います。そういうことからいきますと、やはりこの三者での協議会の立ち上げということが、私は非常に大事だと思います。その辺はいかがでしょうか。

○武田商工観光課長

お答え申し上げます。

委員おっしゃるように、担当としましても、観光協会を軸にしまして、そういう団体の方と連携を深めながら立ち上げていきたいというふうに思っております。

それから、御紹介しておきたいのですけれども、ことしはプレということで、来年が本番なのですけれども、それに向けて我々も担当が一丸となりまして、JR の方とか、いろいろな関係機関とコミュニケーションをとりながら、新幹線に「トランベル」というこういう冊子が座席についているかと思っておりますけれども、これの 3 月号、7 万部発行しているそうですけれども、これにも A4 のサイズで 1 ページ半、多賀城についてカラーで紹介していただいております。

それから、あと、「大人の休日倶楽部」というのが JR の方にありますけれども、これについては毎月 60 万部発行しているそうです。会員の皆さんの方に毎月送付しているそうです。これについても、首都圏の観光客をターゲットに、5 月に 2 コースを、多賀城市をメインに 1 泊 2 日の企画がなされております。

それから、その DC というのは 10 月からなものですから、ことしにつきましても、市の方の事業につきましても、その 10 月以降にシフトをしまして、何かその DC に関係するような形で誘客を図りたいということで、まず 9 月に、毎年第 3 日曜日に計画しておりました全国俳句大会ですけれども、これを 10 月中旬の方に変更してございます。

それで、今までは特別選者につきましても、中央の俳句の先生をお招きしておりますが、今回は、我々から年代上の人であれば、どなたでも知っているような女優さんも、お招きすることで決定してございます。まだ契約等については正式に交わしてございませんので、

お名前はまだ発表できませんけれども、大女優の方をお招きをしまして、大々的に、俳句関係者だけではなくて、それ以外の方についても多賀城の方に呼び寄せたいということで、その歓迎会は例年ですと観光協会の役員の方で歓迎会を実施していますけれども、今回は、まだこれは計画の段階でございますけれども、大々的に何かイベントをやりたいというふうなことで計画してございます。

それから、担当は別ですけれども、10月に毎年予定してございます。万葉まつり、それについても担当課の方と協議を進めながら、何かそのDCに向けた関係で企画をしていきたいというふうに思っています。

○松村委員

来た方に、経済波及効果が上がるような、そういう取り組みをぜひしていただきたいというふうに思います。

それには、商工会の方たちのやはり意識改革というのですか、それをどうするかということ、せっかく来た人たちに何を提供して、何を買ってもらうかというのは、やはり商工会の人たちの大きな努力だと思いますし、またそういう場所を整備しなければならないという、やはり多賀城市の、民間ではできないことでありますので、その辺、よく三者で協議しまして、市として何をしなければならないかということ、よく皆さんの意見を聞きながらぜひ取り組んで、せっかくこうして手を挙げてやるわけですので、ぜひ成功させて、経済波及効果が及ぶようなそういう事例にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○藤原委員

検診関係と、ごみ処理と、それから職業相談室の問題と、観光と、4点お伺いしたいと思います。

検診の問題ですけれども、検診全般についてなのですが、私、他の市町村と比べて、多賀城市が非常に見劣りするものは、検診のセンターではないかというふうに思っています。それで、文教厚生常任委員会でもそういう問題意識もありまして、利府を見たり、松島を見たり、これは視察に行ったときにいろいろ見ているのですが、何とかしなければならない課題の一つではあると思うのです。ただ、財政的には非常に厳しいということになっています。

そこで、社会福祉協議会の方でも、その施設を建てたいということで、相当の積み立てをやっているようなのです。それで、社会福祉協議会の総資産は幾らになっていて、流動資産を幾ら持っていて、各種の積み立てが幾らあって、それから、その保健福祉センター的なものの積み立て分が幾らあるのか、つかんでいる数字を回答いただきたいと思います。

○板橋保健福祉部長

ただいまの質問に関しまして、社会福祉協議会のその詳細までただいま資料は持っていないので、後ほど紹介したいと思います。

○藤原委員

次に、二つ目です。95ページの、ごみ処理の関係です。市長選挙に関係があったとは思わないのですが、市長選挙があった直後のあたりから、廃プラスチックのごみを集積場から持っていかなかったのです。いろいろなところでいろいろな説明はやっていると思うの

ですが、議会では正式な説明がなかったように思うのですが、どういう事情で廃プラごみがああいうふうに残されるようになったのか。

それから、現時点ではどういふふうになっているのか、その点について回答をお願いします。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

プラ容器の出し方につきましては、以前と変更ございません。

それで、平成 16 年 1 月からリサイクルのためのプラ容器包装の収集を開始しております。昨年平成 18 年 7 月に、プラ容器包装のリサイクル委託先であります札幌プラスチックリサイクル株式会社において、日本容器包装リサイクル協会による検査が実施されました。これは 18 年度初めての検査でございます。

この検査の結果としまして、ベール品、再商品の可能なものが宮城東部衛生処理組合から出たものが最低の D ランクとなりました。その他のベール品の品質向上を図るための改善、これを行うように日本容器包装リサイクル協会から指示をされております。

これらを受けまして、集積所からの排出時に、また組合への搬入時の調査を行った結果、プラ容器包装としての家庭から出されます時点での分別の不徹底、組合での再分別の抜き取り低下などが原因であると判明いたしました。

このことから、収集段階での点検を実施しました結果、指定袋などに汚れているものや、リサイクルできないものなどが多数混入しているという状況であったために、プラ容器包装収集開始時に戻しまして、集積所に取り残しを行ったものでございます。

宮城東部衛生処理組合を構成している他の町でも、同じ取り扱いを行いまして、それぞれベール品の品質向上を図るための指導を行っております。

最近では、市民の方の御協力と、職員も集積場に出向きまして、確認、指導と、あと各地区に出向いての勉強会などによりまして、今、1 力所当たり 1 個か、ないか、取り残しが、それぐらい大分よくなってきております。

○藤原委員

札幌の業者にはお金を払って引き取ってもらっているのではしたね。年間幾らぐらいお金を支払って、リサイクル品を引き取ってもらっているのか。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

平成 17 年度でございます。宮城東部衛生処理組合全体としまして 1,018 万 3,000 円の支払いでございます。

○藤原委員

業者は、規格に合った廃プラを引き取って、それを商品化して売ると思うのです。それで、なぜそんなにお金を出して引き取ってもらわなければならないのか、なぜ 1,000 円もかかるのかということなのですが、向こうは向こうで商品化して売るのでないかと思うので、金をよこせとまでは言わないけれども、せいぜい無料ぐらいにはならないのかという気がするのですけれども、それについてはいかがですか。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

その御意見はもっともかと思えます。地球に優しいということでリサイクルを開始しておりますので、これもいた仕方がないのかと思っております。

それで、現在、ペットボトルでございますけれども、現在は無料で処理しております。それで、仙台市などは有料でペットボトルなどはやっているようでございますけれども、宮城東部衛生処理組合では現在無料で処理しております。

なぜ無料かといいますと、引き受け業者が年の途中で倒産した場合、その日本容器包装リサイクル協会で中途受け入れはしないということで、もしものときは自前でストックしなければならぬという危険があるということで、今のところ無料でお願いをしております。

しかし、平成 18 年度から、ペットボトルの市場価値の向上に伴いまして、リサイクル協会が再商品化事業者に対しまして有償入札を行うと、この有償分の収入が年間、全国で約 26 億円が見込まれていると。この有償分 26 億円の取り扱いにつきましては、各構成の、宮城東部ですか、に対して、抛出されるということになってございます。

ただ、詳細な計算ルール、これらについてはまだ示されておりませんので、まだ額は確定しておりません。

○藤原委員

要するに、ペットボトルは有料化の方向で模索するということですね。

それから、その札幌の業者に引き取ってもらっているその 1,018 万 3,000 円というのは、一体だれが決めるのですか、この料金というのは。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

この再商品化委託料につきましては、毎年、日本容器包装リサイクル協会において入札により決定しております。

○藤原委員

入札で金を取られるわけですか。何か変な感じですけども、現状はこうだということで、まず押さえておきます。

それから、その回収時に、これはもう規格に合わないということで、置いていくごみが、廃プラがまだありますね。それはどのように処理されているのですか。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

汚れ物なものですから、不本意なんですけれども、焼却しております。

○藤原委員

業者も引き取ってくれないと。だからそうせざるを得ないということだと思っておりますけれども、これは、私はエネルギーの、何といいますか、大変な浪費、浪費というかもったいない話ではないかと思うのです。それで、今の焼却場をつくるときに、私どもは、その発電はできないのかと。仙台の今泉工場を見に行きまして、そこは発電をして、温水プールにしてやっていると。余った電気は全部売っていると。そういうことをやっておりました。

それで、大分少なくなったとはいえ、まだ廃プラは焼却されている分もあると。そうなる、ますます、ただ燃やしているのかという問題になってくるのではないかというふうに思うのです。その発電して、例えば市川の焼却場の周りは加瀬沼の公園になっていま

す。すごい人が集まっています。スポーツ施設もあります。そうすると、この発電をして、温水プールでもつくる、あるいはお風呂でもつくるということになると、非常にスポーツをやる人も、あそこに遊びに行った人も、大変いいのではないかというふうに思っているのですけれども、その可能性の追求はどうですか。改めて。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

その施設自体が電気を起こせるとか、何か施設についてちょっと不勉強なもので申しわけありません。これから宮城東部の方にでも確認したいと思います。

○藤原委員

私は、その今泉がどうしているか、あるいは最近できた仙台のものもありますね。どうしているのかちょっと調べてもらって、やはり年間に 1,000 万円も金を出して引き取ってもらっているわけです。そういうことを考えると、何かいろいろ工夫があるのではないかという気がしていますので、これはぜひ研究をしていただきたいというふうに思います。

3 点目ですけれども、97 ページの、職業相談室の運営費に関する問題です。これは、あそこに、この相談室を開設した場合に、その駐車場を処理できなくなるのではないかという懸念が、庁舎内にもあったというふうに聞いています。

それで、実際にこれが開設してから、常にもう満車状態なのです。たくさんの人に利用してもらっているということで、それ自体はいいことなのですけれども、私は、あそこに水道が土地を持っています、職員に駐車場を貸して、151 万 2,000 円の駐車場料金の収入があるわけです。あれほど車が込んでいるのに、職員に貸してお金を取っている場合かと。あそこもやはり利用者のための駐車場として開放すべきなのではないかというふうに思うのですけれども、回答をお願いします。

○菊池市民経済部長

あその駐車場、そうですね、開設の前からいろいろと問題がありました。

しかし、最終的には、職業相談所に来る人というのは、今、うちの駐車場が使えないという前提で、一応は宣伝していますし、もしそういう方が来られた場合は、市役所の西側の駐車場に優先的に案内しております。

担当の方から伺いますと、職業相談室の方の関係でトラブルがあった駐車というのは余りないという話も聞いています。

それから、そういうことでもって、ちょっとはふえていると思いますけれども、駐車場そのものの使い方というものに対しましても、地域職業相談所の方の影響も少しあるんですけれども、必ずしもそれだけではないというふうな認識はしております。

あその駐車場を全体的にどう使うのだと言われますと、まだこれは、関係課の方と協議をしながら、それからその対応を今後とも模索していかなければならない事項ではないかというふうに思っています。

○藤原委員

ことしの 11 月に埋蔵文化財調査センター体験館が開設しますね。この生涯学習支援センターもいろいろお客さんが来る施設です。それから、埋蔵文化財調査センターの体験館もいろいろお客さんが来る施設です。水道にもいろいろお客さんが来ます。

そういう中の一角に水道部の土地があって、職員に、月 3,000 円だったか 4,000 円だか、私忘れましたが、30 台か何十台か親交会に金を貸して、お金を取っているわけです。

それで、その隣には文化センターがある。市民がいっぱい利用する施設があるところの一角に、水道が持っている土地があって、満車状態になっているのに、水道が職員にその駐車場を貸してお金を取っているというのは、これはサービス精神からいっていかがなものかというのが私の提起なのです。今は水道の質疑ではないと言うかもしれませんが、一般会計も水道も責任者は市長ですから、ちょっとその辺は、私は、あそこの駐車場問題をやはり住民が納得する方向で解決する必要があるのではないかと。

そもそもから言いますと、水道部に要らない土地まで一般会計が売りつけたのです。あの土地を。売る方も売る方ですけども、買う方も買う方なのです。ですから、私はやはりあそこの利用形態にふさわしい駐車場の利用の仕方に、当然改めるべきだというふうに思うのですけれども、しかるべき方の答弁をお願いします。

○後藤助役

水道は水道として、いわゆる有効利用を図って、幾らかでも収入を上げようということもあったでしょうけれども、その前提としては、前に職員駐車場は、高崎大代線で職員が民間から借りておったのですが、街路事業のためにそこから何十人か押し出されるような形になったのです。そんな経過があって、ではどこか近場で、そのまとまった駐車場スペースを確保したいと。実際、そのときに長崎屋の駐車場、あそこに行った人もいますし、近場に借りた人もいますし、全体的に足りない分を、いわゆる水道が、上下水道部が持っている、公用で使う以外の部分、あるいはお客さんの必要な台数がある程度想定して、その余剰分をといいますが、空きスペースを、職員が開放してもらったと、こういう経過がございます。これは皆さん御承知のとおりかと思えます。

ただ、今言ったように、あそこに今度民俗資料館ができてくる、それから、地域職業相談所が来る、今後は、あの辺にぜひこういったものを建てたいというようなニーズもちょっとあるので、あの全体の、生涯学習支援センターの裏の空間といいますが、バスの待機所になっている、あの土地利用も含めて、やはりトータル的にあの周辺の土地利用について改めて考えなければならぬのかと、こういう思いはしております。

○藤原委員

その水道部としては、売りつけられた以上、やはり企業ですから、その持っている資産は有効に活用しなければ、利益を上げるようにしなければいけないです。

ですけども、それはやはり住民の目線で見ると、あそこに職員が水道部から借りて駐車するというのはやはりおかしいです。

ですから、今の助役の答弁は、検討しますということでもいいのですね。その周辺も全体として再検討しますということで、そういうことでもいいのですか。

○後藤助役

あの生涯学習支援センター後ろの土地がございますね。あの有効利用をやはりどうするのか、今いろいろ福祉の方から、あそこを利用したいという申し出もあるのですけれども、トータル的にやはり検討しなければならぬとこのように思います。

○藤原委員

ちょっと今の答弁はわかりません。下の土地だけ検討するということですか。水道部が今貸し出している土地も含めて検討するということではないのでしょうか。

○後藤助役

ただ事例を出しただけで、あの一帯をと、そういうふうにしたつもりでした。

○藤原委員

先ほど、一つ保留していた質問があるのですけれども、最後の質問です。

111 ページの、観光の問題なのですが、多賀城は財政が大変だと、ちょっと暗いというか、厳しい話ばかりあるものですから、多少希望があるような、明るいような話を市民にも与えたいというふうにも思うのですが、奈良遷都 1,300 年が 2010 年ですね。2024 年に多賀城が 1,300 年だと。

それで、先ほどからもいろいろ観光問題が話題になっていましたけれども、その奈良遷都 1,300 年を、多賀城造営、開設 1,300 年の起点にすると。その奈良 1,300 年の年に、奈良でも、多賀城 1,300 年も間近だということのを大いに宣伝もすると。そして 1,300 年に備えるという発想が必要ではないかというふうにも思うのですが、これもしかるべき方の答弁を求めます。

○菊池市民経済部長

しかるべきかどうかは疑問でありますけれども、市長が積極的に奈良との友好都市を模索したいということもありますので、そういうものを踏まえながら、いろいろこれから、市長公室の方もできますし、そういう方とリンクをしながら、いろいろと考えていきたいと思っています。

○藤原委員

観光問題でもう一つ、これは、ここで議論するのがふさわしいかどうかというのはあるので、もし別なところでというのでしたら、別なところでやります。

多賀城の観光資源をアップさせるというか、そういう意味で、私は、(仮称)「大路公園」の整備ということが非常に大事だと思っているのです。これは私が勝手に思っているのかもしれないのですが、多賀城の五大スポットがあるのではないかと私は思っています。

政庁はもちろんです。それから東門のあたりも非常によく整備されて、この多賀城の政庁の広大さを感じ取るのにやはり非常にいい場所です。それから、もちろん廃寺跡も当然多賀城のスポットの一つに入ると思うのです。それから、もう一つは、やはり多賀城碑のあたりですね。それから、もう一つは、やはり私は大路公園を設置したところだと思うのです。

あそこに門があったとは私も思っていないのだけれども、奈良、平城京や平安京に例えると、あそこは羅生門があった場所なのです。いわゆる大路公園があったところというのは、羅生門があった場所に相当するのです。いや、街の入り口なのです。そこにわざわざ公園の用地を取ったと。そうすると、まさに、「京を去ること 1,500 里」の標柱が立っているのにふさわしい場所なのです、あそこは。

そして、多賀城のまちなみの入り口なので、そこを整備するというのは、本当に多賀城全体の広大さといいますか、それを理解してもらうのに非常に重要なポイントだと思っているのです。

それで、ここはどこが整備することになっているのですか。都市計画課なのか教育委員会なのか、商工観光課なのか。

○佐藤施設課長

質問の場所がよくわからないので、もう一度お願いしたいと思います。

といいますのは、玉川岩切線の南側、中央公園の敷地内には大路の形態を復元しようという計画を持っております。それから、玉川岩切線の北側については、御承知のように、南門の跡とか多賀城碑がございますね。その辺の区域であれば、中央公園からちょっと外れるのかと思いますけれども、場所をもう一度お願いしたいのですが。

○藤原委員

区画整理組合で漏刻のモニュメントを設置しましたね。あそこの(仮称)「大路公園」です。多分(仮称)「大路公園」で私は通じると思っていたのですがけれども、あそこの整備。

○高倉文化財課長

御指摘の南北大路につきましては、御承知のとおり、城南の区画整理事業の中で、発掘調査の成果に基づいて、まさに古代の道路があった真上に大路を復元をしていただいたわけでございます。ちょうど南北大路と東西大路の交差点の部分の一角に、漏刻のモニュメントとして設置をしていただきました。あの東西大路と南北大路の交差点の両わきに、公園用地として両側にとっておりますが、それは文化財の公園として、将来整備をしていきたいというふうに考えております。

したがって、その公園の部分については、文化財課が恐らく主体となって、都市計画課あるいは施設課と協議をしながら進めていきたいというふうに考えておまして、委員がおっしゃるとおり、まさに、将来的には政庁あるいは多賀城に來訪する人の、入り口の部分といいますか、玄関口としてのイメージをあの辺に持たせたいというふうに今のところ考えております。

○藤原委員

皆さん、政庁に本当に何十回、何百回と行ってらっしゃると思うので、わかると思いますが、外郭で囲まれたその政庁部分の解説板はいっぱいあるのです。例えば、外郭南門のところに行っても、その外郭築地に囲まれた中の説明板はあるのです。それはいろいろなところに一定あるのです。

ところが、多賀城の埋蔵文化財調査センター等が中心になって発掘してきて、奈良・平安時代の多賀城のまちなみがせつかく明らかになった。ところが、それを全体として表示するものは1カ所もないのです。ただ、市史とかパンフレットに書いてあるだけなのです。

私は、多賀城全体のまちなみがいかに広大だったのかというのを、皆さんに知ってもらうという説明板の設置の場所としては、やはりあそこが最もふさわしい場所だと。

ですから、2010年は間もなく来るので、もうそろそろデザインをこういうものにしたいというのは、議論をやり始めてもいいのではないかというふうに思うのですがけれどもいかがでしょうか。

○高倉文化財課長

今おっしゃられるその南北大路、東西大路を中心とした古代のまちなみについては、ここ二十数年の調査でやっと明らかになってきたということで、1,300年前の多賀城の前面には街が展開していたと。考古学的に遺跡で確認ができましたので、それについてはパンフレット等々にはもう既に載せてありますし、それから、埋蔵文化財調査センターの企画展、あるいはことしも第20回の企画展で、太宰府との交流展のときも、そういう城外のまちなみの遺構の多賀城と太宰府の対比のような形で展示をさせていただいて、私どもとしては相当表に出した表現はこれまでしておるのですが、今のお話は、恐らく現地でその辺の確認がどれだけできるのだというふうなことなのですが、実は今、一つ検討しておりまして、できれば年度中に設置をしたいというふうに、今、考えておりますのは、某協議会の方からお話がありまして、説明板を今、検討、ほとんど今、レイアウトを今しているのですが、南北大路の適切な場所に、多賀城の南面に展開する都市の様子を、グラフィックパネルで展示をしたいというふうなことで、今、実は進行中ございまして、できればこの3月中、あるいは4月の当初あたりには現地に設置をしたいというふうに考えておりまして、それについては今検討中ということで、お話をさせていただきたいというふうに思います。

○昌浦委員長

質疑はありませんね。（「先ほどの件です。先ほど保留されていた件がありますね」の声あり）

ここで休憩をいたします。再開は11時30分にします。

午前11時18分 休憩

午前11時30分 開議

○昌浦委員長

それでは再開いたします。

ここで発言を求められておりますので、最初に、先ほどの吉田委員の質問に対する回答ということで、企画課長。

○内海企画課長

先ほど、「頑張る地方応援プログラム」の懇談会の関係で、私の方で出席したというふうな話でお答えしましたが、実はちょっと私の頭の中で混同がございまして、再チャレンジ支援の関係の説明会には私どもの方の職員が行って、説明を受けてきたということでございました。

それで、「頑張る地方応援プログラム」懇談会につきましては、何か特定の指名された市町村長さんがそこにお出になったという話だけは聞いておりました。

○昌浦委員長

引き続き、先ほどの藤原委員の質問に対する回答ということで、保健福祉部次長。

○相澤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

先ほどの藤原委員からの御質問でございますけれども、社会福祉協議会の積立金、基金でございまして、基金の規定が昭和59年7月1日に施行いたしまして、目標が、「基

金は1億円とする」という目標を立てております。それで、平成18年3月31日現在の福祉センター維持積立基金ということで6,000万円ほど積み立てされております。

○藤原委員

実は、社会福祉協議会のたよりが2月末に各戸に配られましたね。それを見て、ちょっと私、持ってくるのを忘れてしまったのですけれども、総資産2億9,000万円ぐらいだったような気がします。そのうち2億5,000万円ぐらいの積み立てがあって、その2億5,000万円の積み立てのうちの6,000万円が、そのセンター建設の基金だということで、非常に意欲的に社協の方では考えているわけです、この問題について。

それは、やはり今の多賀城の母子健康センターや社協の施設が、ちょっとやはり劣っているという問題意識も、やはり社協なりにおいて、そういう積み立てをやっているのだと思うのです。

そうならば、やはり市の方もちょっと社協といろいろ協議する必要があるのではないかと。先ほどもお話ししましたが、文教厚生常任委員会でいろいろ見ていまして、大体社協と市の福祉部門と健康課部門というのでしょうか、多賀城で言うと、そこがやはり一体になってどこでもつくっているのです。

そういう意味では、せっきく6,000万円もその積み立てをやっているのですから、その意欲を買って、私はいろいろ協議はし始めてもいいのではないかというふうに思うのですけれどもいかがですか。

○板橋保健福祉部長

ただいまの御質問、藤原委員からはたびたびいただいている案件かなと思ってございます。

確かに、多賀城市には総合福祉センターというような、大規模と言ったらいいのですか、そういうものはなくて、今、母子健康センターで対応しているというのが現状でございます。

社協の方でも、今、次長の方から説明したように、長年かけて6,000万円まで積み立てしてきているということでございますので、今後どのような計画を持っているのか、協議していきたいとは思っています。

ただ、今、多賀城市で総合福祉センターの建設計画を立てるのもいいのですけれども、私は、前にもお話ししましたように、各施設の耐震補強、これが一番大事だと思っています。当面の課題はそこだと思っています。やはりそこをきちんとやった後に、こういうものを作るべきかと、今、私は思っているところでございます。

○藤原委員

部長の言うことはよくわかります。とにかく、平成23年までは非常にきついわけですから、現実的な対応としては、やはり部長の言うように、基金等も使いながら、耐震化工事をするということがやはり優先されると思います。

ただ、せっきく社協の方でそれだけやる気があって、積み立てしているのですから、ちょっと土地をどの辺にするかということや、あるいは多賀城市は多賀城市の方で、高架事業の後になると思うけれども、資金計画をどのぐらい必要だとか、そういう相談に乗って、プランはそろそろ考え始めてもいいのではないかということなのです。

ですから、耐震をやるななどと全然言っていない。話し合いを始めてもいいのではないかということなのです。どうですか。

○板橋保健福祉部長

社協の方も、昭和 50 何年から基金の積み立て規定をつくりまして、平成 9 年まで積み立てたのが 6,000 万円ということで、その後は、この積み立てはちょっとできていないようでございます。

今おっしゃるように、協議することは大事だと思いますけれども、何回も言うように、やはりそちらをきちんと決めてから、やはりこちらに手をかけていくべきだと思いますので、御理解賜りたいと思います。

○石橋委員

95 ページで、ただ一つだけお考えを賜りたいのですけれども、各組合への負担金が計上されておるわけでございますけれども、これまで私は、2 市 3 町、1 市 3 町での構成されている組合での、財政の厳しい今次の状況をかんがみて、事務組合の統合をすべきでないかということ、ずうっと主張して、提案してまいりました。

さらには、御案内の 2 市 3 町の議連関係等々でも、それぞれの管理者首長へ数字等々も上げながら、この財政の厳しい状況に、この事務組合については統合すべきではないのかというふうなことを申し上げてまいりましたけれども、この関連する担当の方々の会議で、そのようなテーマが今次まで話題になったかどうかの確認をしたいと、こんな思いで質問させていただきます。

○内海企画課長

塩釜地区広域行政連絡協議会の方で、我々その課長レベルの幹事会がございまして、その中で、平成 19 年度につきましては、今御指摘のこの問題を検討していこうというふうな形で、その方向に現在なっておるところでございます。

○石橋委員

新しくかじ取り役になられた菊地健次郎市長は、その思いを十分、市長就任等々の今次まで、その思いを感じるものを、私はお話を賜ってまいりました。

今、企画課長が、「検討に入りました」ということのお答えでございますので、数字的なこと、このメリットについてはこの場では申し上げませんが、どうぞ菊地市長、管理者、2 市 3 町、1 市 3 町等々の構成の関係の管理者首長さん等々の会議で、ぜひ菊地市長がリーダーとなって、音頭をとって、このことについてはもう待たずに進めていただきたいと、こんな思いを菊地市長にお確認をさせていただければということで、市長の思いもお話し賜りたいと思います。

○菊地市長

今、石橋委員からお話ありましたけれども、今度選挙がございまして、塩竈と七ヶ浜、そして先ほど冒頭の委員長のあいさつの中に、松島の町長が亡くなったということもございまして、恐らく春の統一選のあたりに松島の新しい町長が決まるのかということもございまして、その辺、落ち着いてから、できれば、今、三つの広域行政の組合がありますけれども、これからの時代、やはり効率化、そしてできるだけむだを省くというそういう行政を行わなければ、これからだめだろうという思いがございまして、前にもお答え申し

上げましたけれども、複合事務組合的なものをこれから考えていくべきではないかというふうに、私自身も思っております。

これは私自身が思うだけではなくて、新しい首長さんが出てきたときに、お互いにその辺は話し合いの中で、より効率のいい行政を達成していきたいという思いでございますので、御了解いただきたいと思います。

○板橋委員

103 ページ、まず農業用排水路の件でお聞きしたいのですが、継続的に行っている南宮地区、新田、あとはことしから八幡が入ってきますが、八幡の用排水路の整備の予定キ口数というのは幾らぐらいなのか。

それと、加瀬用排水路の3号ですか、今年度も整備されますが、第四次総合計画の中に掲載されている長さと、今年度予定されている事業の長さがちょっと違うのかなと思いで、その辺、再度キ口数の確認をお願いしたいと思います。

○板宮市民経済部次長(兼)農政課長

八幡につきましては、約 220 メートルを予定しております。

加瀬用排水路の延長につきましては、最近の財政事情から、平成 19 年度においては 46 メートルということでございまして、全体的にも予定よりは短くなるものと思います。

○石橋委員

加瀬の用排水路は 46 メートル、そうすると大分短いですね。当初計画、3 年度計画になっているのは 97 メートル、半分以下。そうすると、現地も見えてきたのですが、田んぼ 1 枚分までいかないのですね、長さが。そうすると、やはり、大分多賀城の農業を、今度は平成 16 年度からなって、段階的になって、平成 19 年度から大々的に国の施策で品目横断的経営安定対策等大綱等で大分稲作農業に対しても厳しくなってきていると。

反別が少ない人は、いろいろな補助が出ませんと。それに対して、農業委員会、あとは各地区の興農実行組合等、JA 多賀城支店を中心にいろいろな協議を何回もされていて、どういう方法で農業者を継続的に農業に従事できる、極端なことを言うと、農業をやっている方で、反別少ない人はもうやめなさいというふうな、そういう政策が強くなってきている中において、「多賀城の農業を持続的に可能にし、水の供給、排水をよくしていく用排水路の整備」とうたっているのに対して、何か余りにも事業の方で後退し過ぎているのかと思うのですが、その辺に関してちょっとお伺いしておきます。

○板宮市民経済部次長(兼)農政課長

確かにその延長は短くなっておりますけれども、これが中断しないように、継続していくように頑張ってもらいたいというふうに思います。

○石橋委員

次長は、今の現場等を常に見ていて、重々掌握されていると思いますが、相当以上にひどいですね。現況というのは、やはりこれだけ厳しい農業政策も来ていると。財政事情が厳しいのは多賀城だけではないのではないかと思います。全国的なものではないかと。それにおいても、やはり持続可能な穀物の生産ということで、基盤整備とか、やはり受益者負担を覚悟の上で大分整備されてきている地域もありますし、ここ近隣を見ますと、多賀城だけが一番整備がおくれているのかなと。

幾ら言っても、ことしの予算を補正等で、先ほども竹谷委員にお話しされたのとそんなに変わりはないと思いますが、これから10年もすると多賀城の、今現在の農業に従事されている方は、年齢が高齢化してきて、作業もできなくなる。用排水路の整備がままならないと、若い後継者も育たない。大型機械の作業でも危険を伴ってくる。素掘りの用水路は大分路肩が崩れて、応急処置しなければならないところも大分出てきている。

そうなってくると、やはり先にしなければならないことというのはあると思うのです。私は非常に用排水路の整備、これは農業用の用排水路だけではないと思います。一般家庭の市街住宅地からの雨水排水も流入してきている水路があるのではないですか。そうしますと、農政課だけの問題ではないと思うのです。これは排水、側溝を管理されている下水道ですか、道路課ですか、その辺のやはり横断的な形で、多賀城全体としての整備をしていかなければならない。その辺にも絡んでくると思うのですが、この件に関して一番おわかりの担当の方の御意見をお伺いしたいと思います。しかるべき人です。済みません。

○菊池市民経済部長

しかるべきと言われますが、私でいいのかわかりませんが、確かに委員がおっしゃられるとおり、農業用排水路は生活排水路とも密着してございます。

農政といたしましては、財政的なものということと言いますと、またかと、そんなものかと言われますけれども、今の財政事情では、やはり農業の基盤となるのは、やはりこの水路、環境整備、農地整備というものは極めて重要で、それは認識していますけれども、ただ、今こういう状態でございますので、経費的なものを勘案しますと、ちょっと今のところは我慢していただきたいというふうに思っております。

確かに、農政は、平成19年度からいろいろな農政の改革というものであって、農業者の方々には厳しい状態でございます。そういうふうな環境でございますので、農業振興協議会とかそういうふうなところなどにもいろいろ働きかけまして、農業の経営がうまくいくような形で、いろいろと協議していきたいということでございます。

確かに、今、財政的のものもありますので、ちょっとその辺はこれからはいろいろと考えながら、農家の方と一緒に協議しながら、または協力をいただきながら、農政を進めていきたいというふうに思っております。

○石橋委員

先ほど、国の農業政策が平成16年度から対応が徐々に変わってきているというふうな形で、私、お話しさせていただきましたが、ここは平成19年度から大分きつくなってきているのです。過去3年間、段階的なものがあつたのではないかと思います。それに対しても、ある程度目に見える方向性というのは、余りにも打ち出してきていない。それで、私の所属している農業委員会の方も、それは一理、その辺の対応が遅かったという点もあるとは思いますが、やはり行政側に対しては、そういういろいろな指導を、資料を、あとは政策が変わりますというのを、早目、早目に送付されて、お話しされてきているのではないかと思いますので、財政事情が厳しい、厳しいはわかるのですが、それに対して、やはり投資して、あとはそれに対して投資しただけの返りを生むような施策も提供していただきたい。

それと、加瀬3号用排水路の延長部分で、新田堰、新田の方から来ている幹線堀もございませぬ。交差しますね。そこで、これは今までの水利権の関係が大分絡んでいるとは思いますが、あそこで2本でずうっと八幡の方まで行っていると。あの水路を、今後先行き、来年度か再来年度あたりにその辺まで行くと思いますから、もう少し大堀にしての有効的な水路の整備、それで、あと、多少側道として利用、使用することができないのか、その

辺の、一部なのですが、基盤的な整備等を今後考えられる余地はあるのかなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○板宮市民経済部次長(兼)農政課長

まず最初に、農業政策に関してでございますけれども、平成 19 年度から品目横断的経営安定対策、これが導入されることを踏まえまして、平成 16 年度から 18 年度までの 3 力年の対策といたしましては、産地づくり対策、稲作所得基盤確保対策、担い手経営安定対策等が行われてきました。それで、これを踏まえて、今後は品目横断的経営安定対策にシフトをしていくというようなことでございます。

加瀬用排水路 3 号関係でございますけれども、これにつきましては、市道まで 1 本で来まして、その市道以降、育英学園の東側の水路、今 2 本ございます。これは仙台市が水利権を持っておりまして、高砂水利組合ですね、現在水を若干使用しておりますけれども、ほとんど使っておりませんので、整備する際にはそちらの方と協議をしながら、これは一本化するという方向になろうかと思えます。

○石橋委員

そういうような形で、幾らかでも水路が整備されるようにお願いしたいと思います。

それで、行政評価の 48 ページの、農地集積誘導事業の予算化というのは、これは品目横断的な形のと関連があるのではないかと思います、これが平成 19 年度の予算というのはどこの科目になっているのか。

○板宮市民経済部次長(兼)農政課長

農地集積に関しましては、農業振興費でございます、101 ページ、生産調整推進対策補助事業費、これは 458 万円となっておりますけれども、これの中に水田集積円滑化事業ということで、従来から本市では実施しております、農地の受け手の農家に対して 10 アール当たり 3,000 円という形で助成をしております。

○石橋委員

それで、先ほどちょっと私も聞き違えたのか、農業認定者は 21 名からふえたのでしょうか、減ったのでしょうか。

○板宮市民経済部次長(兼)農政課長

現在は 21 名でございます。それで、ことしの 3 月中に会議を開きまして、この認定作業に取り組む予定にしております。これが 4 月にずれ込むかどうかは、ちょっと今流動的ですけれども、そういった形で、11 名の方を対象に作業を進める予定でございます。

○石橋委員

農業認定者は、稲作からいろいろ施設園芸等いろいろございますが、稲作ですと、4 ヘクタール以上でないとその対象にならないということで、やはり若い後継者を育成していく上においても、これからの農地の集積等に関しても、やはり農政課の方ももう少しいろいろな前向きな御意見をいただきながら、農業委員会と農協と三者でタイアップしながら、ことしからの平成 19 年度の品目横断的経営安定対策に対して、速やかに対応できるように実行組合長会の方とお話を積極的にしていただいて、これからの多賀城の農業も生き延びることが出来ますようにお願いしたいと思います。

○昌浦委員長

この辺でお昼の休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

午前 11 時 57 分 休憩

午後 0 時 58 分 開議

○昌浦委員長

再開いたします。

ただいま、事務局長がお話をした、配付された資料に関連して、行政管理課長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○伊藤行政管理課長

資料中、A4 の横長の資料、「非常勤臨時職員の任用経過の推移」の一番上の段の非常勤職員の欄で、備考の欄で、「新たな業務への対応による増」の項目で、「防災監の設置」となっておりますのを、「防災指導員の設置」に訂正をお願いしたいと思います。以上です。どうもありがとうございました。

○昌浦委員長

それでは、質疑のございます方。

○小林委員

2 点ほど伺います。一つは、商工関係の労働費関係、資料 6 の 97 ページに関連することと、もう一つは、その資料の 99 ページ、農業関係です。

まず最初に、労働関係の問題では、97 ページに幾つかございます。特に労働、融資の問題ですか、雇用促進関係とか融資の問題、それから、その後の地域職業相談室の関係でございますが、一つは、労働関係の問題では、雇用が一つ大きな問題になっていると。それで、いろいろな政府統計などを見ると、非正規雇用が全労働者の 3 分の 1 で、33%を占めている。特に若年労働者の中では半分近くになっていることとか、それから女性の場合にはもう過半数がいわゆる非正規雇用になっていて、日本の低賃金構造をつくっているというところまで言われているわけです。

それで、そういう状況が政府の統計で出てきているのですが、この地域では何かその際立った特徴などをもしつかんでいけば、御紹介いただきたいというのがこれに関しての一つです。

それから、融資の関係で、特に勤労者の生活安定資金がどうなのか、あるいはそれをめぐる状況は、その後、何か変わっているかどうかです。

それから、雇用関係の問題で、職業相談室が開設されたということで、先ほど別の委員も伺いましたが、就職が決まった人たちが、どんなふうな雇用形態になっているか、あるいは年齢構成がもしわかれば御紹介いただきたいというふうに思うのですが、まずその 3 点をお願いします。

○武田商工観光課長

第1点目の、国で指針を示しております数値について、つかんでいますかということですが、申しわけないですけれども、多賀城市では現在つかんでございません。

それから、融資の方でございますが、以前にも小林委員の方から御質問あったかと思いますが、その勤労者の融資制度だと思っておりますが、平成14年度から一般生活安定資金にしても育児・介護休業者の資金にしても、実行はゼロでございます。

それから、3点目になりますけれども、相談室の実績ということでございますが、まず、先ほど11月から1月までの就職件数はお話ししてございますが、その内訳でございます。まず、11月につきましては、18件の就職のうち、一般といいますか、正規になりますけれども11名、パートが7名になってございます。そのうち、高齢者、55歳以上ということになりますけれども、5名になってございます。

それから、12月につきましては、19名のうち正規従業員が8名、それからパートが11名、その19名のうちの高齢者が4名というふうになってございます。

それから、1月分でございますが、36名の内訳として、正規が20名、パートにつきましては16名、その36名に対します高齢者が7名というふうになってございます。

○小林委員

特にその労働者の状況というのは、なかなかつかめないと。ある程度これは統計のとり方というか、とるところの部署の関係でやむを得ないのかというふうに思いますが、日本全体とか、あるいは県全体とか、そういう中で見ていって、この地域でどんなふうに反映されているかということは、ぜひ注目していただきたいというふうに思います。

それから、今のハローワークの相談室ですが、その数字から見て、高齢者もそうですが、やはり正規ではなくて非正規の割合が非常に大きいと。そういうことと、それから、日本全体の労働者の構成ですが、やはり似ているところがあって、非正規雇用がどうしても拡大しているところに大きな問題があるのではないのかというふうに見えるのです。

それから、先ほどの竹谷委員の質問の関係で、市の職員の任用計画の表を見ても、行政の側で正規雇用を減らして、もう一方で非正規雇用をふやしていくと。ですから、本当は逆に行政の側が、民間の方に見本を示していかないといけないのではないのかというふうに見えるのです。ぜひそれは今後の市の計画でも、非常勤とか臨時とか、人材派遣は、基本的には減らしていかなかったら、日本社会が大変な事態になっていくのではないのかというそういう感じが私はするのです。ぜひそれは、この労働関係の問題では、今後の課題としてぜひ考えていただきたいというふうに思うのであります。ぜひそういう数字を見ながら、本当にアウトソーシングとか、あるいは臨時とか非常勤をふやすことがいいのかどうか、大いに議論していただきたいというふうに思っております。これは要望にしておきます。

それから、その次の、農業問題でございますが、先ほども何人かの方が、新しいその品目横断的経営安定対策のことについて述べられていたわけですが、これは、言うまでもなく、国策の問題が大きいかかわってきて、私は基本認識として、この品目横断というのはどういうことかといったら、日本の農業が国際的なその競争の中でも立ち行くという、そういう考え方に立っているわけですね。ですから、そのことが本当に日本に合うものかどうか、あるいは農業そのものがそういうやり方でいいのかどうか。つまり、農業の場合には、食料という問題と、それから、そこだけではなくて、農地を守る、自然を守るという側面もありますから、私は農政のサイドで、国はそう言うけれども、やはりそれは大きな問題を持っていて、その中で本当に農業をやることによって、一方で暮らしを守る

という点と、それから自然環境を保全する、国土の保全ということも見ながらいかないといけないのではないかとこのように思っているのです。そういう点で、農業の置かれた基本認識として、どんなふうに考えておられるのか、その点を伺いたいというふうに思うのですがいかがでしょうか。

○板宮市民経済部次長(兼)農政課長

国際的な競争力を身につけるためには、規模の拡大というような農業の施策が言われておりますけれども、それも規模拡大によってそれが解消されるかということ、いろいろ問題があるかと思えます。

施設の整備とか、いろいろ機械の過剰投資、というよりも、それに対応する大きな機械を準備しなければなりませんし、それから価格の問題等もございまして、少々規模を大きくしても、外国には太刀打ちができない状況にあるかと思えます。

それで、この農業の展開につきましては、個人の考え方がございますので、これはそれぞれが農家の方々が何がいいか、どういう形で進めばいいのかということは、それぞれの農家の判断にゆだねなければならないような感じがいたします。

なお、持続可能な農業ということになりますと、規模拡大もさることながら、現在置かれている状況で、コストをかけないで、ハイクオリティーなものを生産するということになると、私は現在ではEMの活用以外にはないというふうに考えております。

○小林委員

EMの問題まで話が行きましたが、基本的には、今の日本の農業が置かれた状況が、その認識は、いいというふうに見てよろしいですね。

ですから、その中で、どういう努力をしていくかと。本当は、国に対して、これではまずいよということをお願いすることが底辺にないと、農政というのは難しいのではないかとこのように思っています。そういう点で、これはいろいろなところでぜひ考えていただきたいというふうに思っています。

それで、現実に、もう一つ、農業をやっていく上で、技術問題だけではなくて、問題は農産物価格の問題です。米も結局そうでしょう。不作になれば米が高くなるかといえば、なかなかそうもいかないと。

それで、あと、野菜などについても、地域内でのことでは、ではどうなのかと。一つは、野菜については、一定、学校給食に使われる方向がずっと拡大してきたことで、これはこれで非常にいいのかというふうに思いますが、そういうふうに見たときに、例えばいろいろな問題はないのかと。農政として、多賀城の農政として、どういう部分をサポートしていったらいいかということでのことです。その点での問題点はどのようなのでしょうか。学校給食に地場産品を送るとこの点で、いろいろ大きさを整えるとか、いろいろな問題が出てきているやに伺っておりますが、むしろそういうところは逆に、多賀城の農業を進めるなり、あるいは守るなり、応援するというところで、もっと行政がサポートしてもいい分野ではないのかというふうに思っていますがいかがでしょうか。

○板宮市民経済部次長(兼)農政課長

学校給食に関しましては、順調に納入量がふえてございまして、それから規格についても、お互いにお話をしながら、余りトラブルのない状況で供給してございまして。

なお、この学校給食につきましては、いいものを、安心して子供たちが食べられるようなものを供給すべきだというふうに考えております。

○小林委員

学校給食の場合には、どんどんふやしていくということと、それから、やはりその点での行政のサポートも私は重要かというふうに思っているのです。

それと、もう一つ、かつては基金をつくっていて、市場価格との差について一定応援していたことが一時ございました。今、超低金利なものですから、それさえもできないという点で、農家の所得をどう補償するかということで、その点ではどういうふうに考えておられるのですか。

○板宮市民経済部次長(兼)農政課長

まず、学校給食に関連しまして、学校給食の方では、農家に配慮した形で、非常に高い値段で、安定的に納入してもらっておりますので、そういう意味では、その市場の価格に余り左右されない形で納入をしているということは、非常に恵まれているというふうに思います。

ただ、ほかの農産物の価格補償については、ある程度まとまった数量で、決まった品目といたしますか、それがまとまった形でやらないと、価格の補償制度に乗らないというような問題がございまして、現時点ではその価格補償をする制度といたしますか、それに価格補償できる状態ではないということでございます。

○小林委員

ですから、それをどうするか、価格を補償できない状態だから、かつては曲りなりにもあったわけで、何とか検討するとかいろいろなことを言っていました。そういう点で、価格補償については今後どういうふうにするかと。その点ではどういうふうに考えておられるのですか。私はやはり一定の価格補償をしないと、結局やっていけないことになりかねないわけですから、その点はどうでしょうか。

○板宮市民経済部次長(兼)農政課長

それにつきましては、やはり農産物の価格補償に乗らないということになりますと、これは品質のいいものをつくる以外にはないのではないかとというふうに考えております。やはりある程度、自助努力といたしますか、そういうような形になろうかと、今の時点ではそう思います。

○小林委員

これ以上言いませんけれども、やはり農業がどういう明かりが差すかということと、それから、やはり現実に物をつくっていて、価格で割に合わなかったら、やがてはつくらなくなってしまうわけです。そういう点で、一つの課題として、価格補償制度についてもっと検討、研究をしていただきたいというふうに思うのです。

とにかく、大きな枠で見ると、確かに国政の影響が非常に大きく来ているわけですが、その中で、この地域の自然とか、それから食の安全のことを考えると、やはり避けて通れない問題ではないのかというふうに思いますので、ぜひ今後の課題として検討、研究をしていただきたいというふうに思うのですがいかがですか。

○板宮市民経済部次長(兼)農政課長

現在、ある程度安定した価格で販売する方法としましては、個人的に直売所ですね、公園などで、庭先に置いてございますけれども、そういった形で販売している方は、安定して収入を得ております。そういうことで、できるとすればそういった方法かなというふうな思いでございます。

○根本委員

資料6の95ページなのですが、ごみ減量に関する問題でございますが、先ほどもお話がございました。プラの収集に関することでございます。汚れたごみが入っていると、積み残ししていくということで、実はこの問題、あちこちの住民の皆さんからのお話もございまして、一度住民の説明会も開いていただいたという経緯がございます。

その内容をよくわかった人は、汚れたものは一緒に入れない、燃えるごみに入れると、こういうふうになっているようでございますが、私は、一番残念に思うのは、市で指定しているプラの袋に入れて、そのプラと書いてあるから、洗えないごみ、汚れているものを、それも知らないで入れて、本当はきれいなものまで持っていかないで、燃やしてしまうというこの現状です。これは非常に残念だところ思うのです。

市民の皆さんには、今はだんだん定着してきたのです。プラはリサイクルすると。プラの袋に入れて出そうという、それが定着してきました。ただ、そういった細かいことがよく理解していない、わからないために、汚れたものまで入れてしまうという、そういうところをどう改善していくかというのが、その問題の解決策だと私は思うのですが、そういう意味では、市民の皆さんも定着してきたということ踏まえて、プラは洗えないのは燃えるごみに入れるとか、そういうことをもう少し徹底、PRをして、平成19年度は取り組んでいただきたい。そして、積み残しがなくなるように御努力をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○福岡市民経済部次長(兼)生活環境課長

今のお言葉、そのとおりでございます。努力させていただきます。

○根本委員

それから、同じ資料の109ページなのですが、商工振興関係でございます。多賀城市にとりましても、市内の小売業者の皆さん、あるいは中小企業の皆さんが一生懸命頑張っただいて、そしてまた、よくなっていくということが、市にとっても大変重要な施策でございまして、私もそのように思います。平成19年度も一生懸命取り組んでいただいて、少しでもよくなっていただきたいという思いでございます。

そこで、まずお伺いしたいのですが、その商工の皆さんの現状というのはどのように認識されておりますでしょうか。

○武田商工観光課長

お答え申し上げます。

御質問の関係でございますが、私も商工会関係の局長さんなり課長さんなりと、いろいろお話をさせていただいている中で、どうも私が担当して感じることは、どうも元気がないと。まず自主努力が必要だと。もう少し元気を出していろいろやっていただきたいと。また、多賀城市とそれから七ヶ浜町が合併したわけですが、そういう関係もございまして、合併の目的等も余り明確にわからないと。そういう分野についてももう少し明確に出していただきたいと。

それで、行政がその中で支援することがあれば、当然支援はしたいというふうな思いであります。

○根本委員

多賀城市の商工関係の方々が元気になることを望みますが、具体的には、今おっしゃったように、側面から市としては商工会を支援すると、こういう形でここに予算計上されておりますが、3の、商工振興支援に要する経費ということで予算が計上されております。この補助金でどうか元気を出して、皆さんが元気が出るような商工会の行政を商工会でお願いしたいと、いろいろな事業を通して、元気な小売店をつくっていただきたいという、そういう思いを込めて、こういう予算が計上されてやっております。

平成17年からですか、5%カットして、今まで95万円だったのが90万2,500円と、こういう予算計上をされていると思うのですが、これで間違いないでしょうか。

○武田商工観光課長

そのとおりでございます。

○根本委員

側面から支援するということになる、市としては、こういう補助金で商工会に支援するという形をとっているというのが現状でございます。今の商工会にとりましても、この事業の運営の中で、大変厳しい、市と同じですけれども、状況で運営をしていると、こういう状況でございます。商工会の皆さんからも、ぜひ補助金を平成16年度の95万円ぐらいまで戻していただきたいと、こういう要請もあったと思います。

そういうことを踏まえて、今後の商工行政というのは、多賀城市にとって非常に大事な問題でもございますから、平成19年度中に、ぜひその辺のことを十分に考えて、多賀城市全体がよくなれば、これが税収として返ってくるというそういうこともありますから、これは真剣に取り組んで考えていくべき問題ではないかと思うのですが、今、助役という声があったのですけれども、助役さん、どうですか。

○後藤助役

私も時たま、といいますか、先日も商工会の会長さんともお会いしたのですけれども、たびたびいろいろな方とお話をする機会がありました。先ほど課長が言ったように、もっと意欲的に、何か展開できないのかというのは、私もそんな思いをしているのです。同じ思いです。

先ほど課長が言ったように、自分たちみずから何か事業をやることに対する助成ということが、やはり大いに考えられると思うのです。ただ、ややもすると、どうしても何か行政に依存しようという心が、今の商工会の皆さんの中に、大分幹部の方に残念ながらあるのです。正直感じることは、行政に支援、支援と言うのですが、その前に、自分たちで何をしたいのか、具体的に提案していただいて、それをいわゆる商工会の発展に大いに寄与するのであれば、やっぱり助成策というのはそれはあると思うのですけれども、どうもその辺を明確に打ち出してこないといいますか、ビジョンを、自分たちで商工会をどうするのかということに対するビジョンが、描けていないのかという思いが、率直な気持ちとして、そういう認識でおるところです。

○根本委員

私も商工会の中に入っておりますけれども、今までの、以前の商工会のその流れを見ますと、今、助役がおっしゃったように、そういう依存をするという、そういうことがあったかもしれませんが。ただ、今は、今の体制で一生懸命頑張っていますけれども、依存というよりは、何とか自主的に頑張っていきたいと。ところが、頑張っていくのにも、どうしても、その予算の関係ですけれども、それも非常に足りないというのも現実的にそれもあるのです。いろいろな事業も展開したいということもあります。

ですから、そういうことも踏まえて、平成 19 年度中に商工会の皆さんともよく協議をしていただいて、今言ったようなこともきちんとおっしゃっていただいて、何か計画するような事業とかあれば、側面から応援するということがおっしゃっていただきながら、よりよい商工行政の運営をお願いしたいと考えています。

○松村委員

資料 6 の 111 ページ、観光行政に要する経費についてお伺いいたします。前段でもちょっとデスティネーションキャンペーンの件でも質問させていただきましたけれども、これからどんどん PR も進むことによりまして、多賀城を訪れる方がどんどんこれからふえてくると思います。

そのときに、そういう来た方に対して、一番政庁を目指して、国府多賀城を目指していらっしゃる方は、ほとんど政庁とか壺の碑あたりに皆さんいらっしゃるわけですが、そういう来た方々に、一番現場で接していらっしゃる方は、現在、観光ボランティアの方と史跡案内サークルのメンバーがいらっしゃると思うのですが、この方たちが本当に多賀城のすばらしさ、歴史、文化を大いに語っていただいて、多賀城のすばらしさを皆さんに理解していただくために、今、ボランティアをやっておりますけれども、この方たちの今、現状についてちょっとお伺いしたいのですが、まず、各グループの人数とか、あと活動内容、あと、市としてどのような支援をしていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。最初に観光ボランティアの方からお願いいたします。

○武田商工観光課長

お答えします。

観光ボランティアガイドにつきましては、この観光協会の中の団体というふうな形で位置づけをしております。

平成 18 年度現在ですけれども、27 名の登録がございます。あと、19 年度については 3 名の新規登録予定をしております。

年間の案内数でございますが、約 8,000 人ぐらいの案内をしております。

当然、全国から観光客が来られまして、案内しているわけですが、うちの方に御礼の手紙がたくさん参っております。はがきとか手紙ですが、御礼です。

非常に私たち担当としましても感謝をしているところでございまして、支援につきましては、観光協会の中での支出になってはいますが、まず、被服ですか、ジャンパーとか帽子とか、そういうものの貸与をしております。

それから、毎月、連絡会議が文化センターの方で実施されていますが、そちらの会場費ですか、そちらにも観光協会の方で負担いただいていると。それから職員についても、極力 1 名は、時間外になりますけれども、同席をさせていただいております。

それから、ガイドさんの障害保険ももちろん掛けてございますし、それから、全国ボランティアガイド全国大会というのもあるのですが、平成 18 年度は長崎市だったのです。2 名の派遣といいますが、参加していただきまして、その交通費についても支援をしているところでございます。

○高倉文化財課長

史跡案内サークルについて御紹介いたしますと、史跡案内サークルは、こととして設立して 13 年目になろうかと思えます。平成 5 年に設置されまして、現在は会員が 20 名で活動しています。設置当時は 30 名ほどおって、立ち上げたようですが、現在は 20 名。

立ち上げたそのきっかけは、史跡案内サークルのサークルの方々というのは、文化財の方でやっておりまして、市民を対象にした遺跡案内ガイド養成講座というのをやっていまして、その養成講座を 3 年間受けた方々が中心になって、自主的に設立したものでございまして、設立当初から、要するに金銭的な支援は一切やっておりません。あくまでも自主活動という形で行くと。それはサークルの意思でもございましたので、その意思を十分に尊重しまして、したがって、補助金であるとか、支援するようなお金については一切出していません。

行政としてそういう市民サークルをサイドから支えていこうというふうなことで、私どもとしては、情報の提供とか資料の提供、それからあと、毎月自主的に学習会をやっておりまして、その学習会でお話をするとか、そういう形でやっております。

それから、県内あるいは県外から団体の方々に、ぜひ多賀城に行ってみたいけれども、案内をしてほしいというふうな申し込みがあります。そういう場合の窓口として案内サークルをお願いをして、やっていただいているというふうなことでございます。かいつまんで言うとそういうことになります。

○松村委員

ありがとうございます。

現実、今は特に何も支援はしていないようなのですけれども、私も観光ボランティアの方とかサークルの方に接する機会が最近多いのですけれども、ボランティアですので、ボランティアの趣旨というのは、自発的、また見返りを求めないというのがボランティアの精神であることは確かに間違いありません。でも、現実、このように観光ボランティアに関しては、8,000 名以上の方がサークルの方たちとか観光ボランティアの話聞いて、多賀城をより深く理解し、やはりそこで感動と多賀城のすばらしさを知っていただいていることは間違いのないと思います。アカデミックな方はまた別として、本当に一般の市民の方が、一般の方が、普通の方が多賀城に来て、ただ見ても、本当に壺の碑とか政庁跡、また東門を見ても、なかなか感動というのはできないのですけれども、私自身も自分で体験ありますけれども、やはりボランティアの方の、いろいろな歴史とかいろいろな説明を伺うことによって、本当にいろいろなものが想像でき、感動も覚えるわけなのですけれども、そういったことからいうと、本当にこの方たちの、これから多賀城を知ってもらうためには、その存在は大変大切な立場の方なのではないかというふうに思います。

そういう意味からいいますと、確かにボランティアではありますけれども、何か私としますと、冷遇されているのではないかというふうに思います。ほとんどの方が高齢者であります。そして、また中には仕事をしながらやってらっしゃる方もいるのですけれども、やはり何かやる気がだんだんとなえてきているような感じも、ちょっとちまたで聞きます。そういう意味からも、やはりこの観光ボランティア、史跡案内サークルの方というのは、

これからの多賀城のすばらしさを知っていただくためにも大切な存在でありますので、やはり人材確保という意味からも、もう少しこういう方たちに対しての補助をしていくとか、何らかの支援をしていくということ。例えば車代とか休憩所を設けるとか、何かをやはり提供するというのも、大事ではないのかというふうに感じるのですけれどもいかがでしょうか。この辺は予算措置も大事になると思いますので、部長の方の答弁をお願いいたします。

○菊池市民経済部長

確かにボランティアの方々には大変お世話になっています。助かっています。そのとおりです。

ただ、いろいろな支援とかそういうふうなものというふうなことですけれども、ただ単に金銭的なものだけではないような気がします。したがって、史跡案内ボランティアの方では、そういうふうな学習会とか、そういったものを、それから、ボランティア協会の方では、これは史跡の方ともタイアップしまして、いろいろな研修会など、そういうふうなものを行っております。

確かに高齢者の方が多いということで、これからどうなるのだということもありますけれども、やはりそれはボランティアということで、広く募集をかけまして、それでやはりそのボランティアの、その目的とかそういうものを御理解していただけるような、そういう方々を中心にして、もっともっと働きかけまして、組織といいますか、そのボランティアの方の立ち上げもしていきたいと思っております。

ただ、補助とかそういうふうなもので、もっともっと金銭的と、そういうふうなものだけでは決してないということで、もっともっとその環境を、ボランティアが育ちやすい環境を、そういうものをこれから検討しながら、いろいろと働きかけていきたいと思っております。

○武田商工観光課長

松村委員のお話で、とても残念なお話が、支援がないと、それから冷遇しているというようなお話がありましたけれども、私は、先ほど説明申し上げたとおり、観光協会の中で、少ない予算の中で、それなりの支援はしていると。ましてや冷遇はしているつもりはございません。

また、その団体の方とも常にコミュニケーションをとりながらいろいろやっていますけれども、そういうお話はまだ聞いていませんので、改めてそういう分野についてもお話を聞いてみたいと思います。

○高倉文化財課長

支援のあり方の問題だと思いますが、史跡案内サークルの件で申し上げますと、補助金を出すことが支援策の最良な方法というふうに私は考えておりません。

先ほども言いましたように、立ち上げる段階で、サークルの方々は、自主活動でやりたいというふうな意思を持って会を発足いたしました。現在は、人数は少し当初よりは減りましたが、活動の内容を見ますと、年間大体 25 回から 30 回の案内をやっていますし、それから、東北歴史博物館とも提携をしまして、博物館の方においてになった団体が、史跡を見たいというふうな場合には、県の博物館の方からサークルの方に連絡が入りまして、そして外の案内役を買って出ているのです。

それから、平成16年だと思いますが、自主活動の中で、蝦夷の問題を取り上げた、サークル事業としてシンポジウムも行っています。

したがって、私から見ると、非常に意欲的に活動しているというふうに、評価できるのではないかというふうに思うのです。私たちがやれることは、やはりそういう方々に対する適切な資料だとか情報提供をすることか、毎年やっていますが、発掘の状況というか結果を報告することか、そういうことはやはりやらなければいけない。

それから、先ほどの話で、もう一つ、これからの課題になるのかと思ったのは、そういう方々が案内しやすい環境づくりといいますが、やはりそれはやらなければいけないというふうに思っています。今は野ざらしのところに、雨が降っても逃げ込む場所がないというふうな状況で自主活動をやっているのですが、やはり一定の場所にそういう、事務所とまでは言いませんけれども、そういう施設なり場所を、やはり提供する方法というのですか、それは今後検討しなければいけないというふうに思っています。

○松村委員

ありがとうございます。

経済的な部分だけではないというようなことで、部長の方からも答弁ありましたけれども、私もそのように思います。でも、私、去年ですか、行政視察で行きましたとき、そちらの方で観光ボランティアされている方が、ボランティアをしますと、いわゆるボランティアを受けた方に、案内を受けた方にある程度ちょっとお金を負担していただきまして、それを観光ボランティアの方に車代として上げるとか、あといろいろな飲み物代とか、いろいろな場所を提供するための確保のお金とか、そういうふうなことに使っていた、宇治の方だったと思うのですけれども、そういうのも見まして、やはりこういうふうな環境整備というのですか、ボランティアの方に対しての整備も大事ではないかと思いました。

多賀城市でもいろいろな市民団体の方に補助金というのを出して、いろいろな活動を推進するために応援していることもありますので、やはり観光ボランティアということに対しても、別にお金をあげるとかそういうことではなくて、先ほど高倉課長もお話ししていましたように、そういう人たちが休める場所とか、そういうような、もっと活動しやすい環境づくりというのをしていくべきではないかというふうに思いますけれども、その辺の検討をぜひしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○菊池市民経済部長

観光ボランティアに対する金銭的なものというのは、それは多分宇治などでやっているのはわかりませんが、有料の観光ボランティアでないかと思うのですけれども。沖縄などでも、大きな施設になりますと、有料でボランティアをやっています。

そういうふうなこともあって、いろいろボランティアの方々が有料でやっていることは、市町村によってはまちまちでございますけれども、多賀城市の方では、やはり今の段階では、無料でそのボランティアをしてもらうということで、これからも考えていきたいと思えます。

それから、環境整備でございますけれども、これはやはり文化財の方ですね、文化財の方の環境整備というの、かなり必要になってきますので、そういうのは、環境整備の方を見据えながら、いろいろと協議しながら進めてまいりたいと思います。

○昌浦委員長

ほかにございませんね。

(「質疑なし」の声あり)

○昌浦委員長

以上で、第4款から第7款までの質疑を終了いたします。

● 第8款土木費から第9款消防費

○昌浦委員長

次に、第8款土木費から第9款消防費までの質疑を行います。

○金野委員

関係資料7の147から149ページについて御質問いたします。

まず、市長は、所信表明で申されたとおり、「想定される宮城県沖地震に対する防災対策の強化が急務」と、「新たに防災担当を配置し、危機管理に万全を」と述べられました。私もあの一般質問で自衛隊OB、消防署のOB、それから警察のOBを防災担当主務者として採用した方がいいのではないかと質問しました。

そこで、1点目で、どのような人材を予定しているのか。

二つ目、業務内容についてはどのような業務をやらせるのか、まずその二つお願いします。

○伊藤交通防災課長

お答え申し上げます。

ただいまの、防災指導員の人材はどのような人材を配置するのかという、まず第1点目についてお答え申し上げます。

これは、御案内のとおり、市長の施政方針の中にもありますけれども、平成19年度から防災指導員の採用を予定するというようなことで、防災に関する知識なり技術を有し、そして、かつまた防災対策にかかわったことのある人材を予定しているということでございます。

それから、第2点目につきましては、主な業務内容についてであります。まず一つは、多賀城市の防災業務の指導、そして助言に関する業務と。

そして、また二つ目には、防災思想の普及そして啓発に関することということ。

それから、三つ目には、防災の調査、そして研究、教育及び訓練の支援に関することというようなこと。

それから、四つ目につきましては、地域における自主防災組織及び市内各学校並びに各事業所等における防災組織への指導、育成に関することということ。

それから、本市の災害等有事の際に、災害対策本部、災害警戒本部の運営に係る指導、助言に関すること。

そして、最後に、自衛隊、警察あるいは防災関係機関との連絡調整に関することというように、以上、主な業務を6点ほど掲げましたが、その他いろいろと本市の防災に関する計

画業務等についても、それらの作成についても助言、指導をしていただくというような業務を考えております。

○金野委員

わかりました。

まず、一つ目の、どのような人材、多分優秀な人材が来ると思います。ただ、そして、業務については、もちろん課長以下交通防災課でやると思うのですが、協力して、わからないところはすっかり教えてやっていただきたいと。

2点目について、災害用備蓄品について、これは平成14年度から15年計画でやっていますが、備品など4品目はわかります。それぞれの今までの審議で。

今回は、現在の集中管理をやっていますね。市役所北側の防災倉庫、その全量を格納しているのに対して、分派、この前、ある委員からも言われましたけれども、文化センター、私は今疑問に思っているのは、東部地区の大代地区公民館に防災用倉庫がありますね。私はおかしいと思うのです。なぜかというと、大代全戸は東小学校、市では11の全般待避場所がありますけれども、東小学校にないのに、大代地区公民館にあるということがありますので、その辺ちょっとわかったら教えてください。

○伊藤交通防災課長

ただいまその分散備蓄ということでございますが、昨年でしたか、竹谷委員の方からも御質問ございました。

それで、昨年6月に大代地区公民館、これはその他の避難所というようなことで位置づけております。あそこの地区については、ただいまお話しなされた東小学校という指定収容避難所となっておりますが、大代班の、大代・笠神班の現地詰所が大代地区公民館にございます。

そういったことから、大代地区公民館の敷地の一部を、教育委員会の方と協議をして、日赤から寄贈になったということで、そちらの方に移籍したと、このことでございます。

○金野委員

わかりました。

あと、この備蓄品についてもう1点お伺いします。アルファ米、これはある程度、今まで備蓄していて、賞味期限が切れると思うのです。特に本年は9月1日防災の日、必ず丸山地区を中心にしてたくさんの住民が来ると思うのです。そのときに、このアルファ米とか乾パンとか、そういうのを使用するために、平成19年度予算にアルファ米をちょっと多く入れて、今までの賞味期限が切れる寸前のものを、多分5年だと思うのですけれども、その辺の考えはどう持っておりますか。

○伊藤交通防災課長

その食糧に係る備蓄、そのアルファ米のお話が出ましたが、乾パンとそれからアルファ米、二つの食糧についての品目を備蓄しておりますが、本市では平成14年から備蓄を開始いたしまして、18年度で5年間を経過したわけでありまして。その乾パンもアルファ米につきましても、有効期限ですが、賞味期限が5年ということで、ちょうど、ラベルを見ますと、たしかことしの9月いっぱいぐらいだったかというように承知しております。5年が19年度。

そんなことで、乾パンにつきましては、これまでの地域の防災訓練であるとか、防災講演会、あるいは学校での防災教育の場で、すべて平成 14 年度、704 食ほどあったのですが、在庫ゼロでございまして、昨年来から機会あるごとに、地域の方、そして学校の児童・生徒にお配りして、14 年度についてはもう消費期限も切れましたことから、これは配っております。

一方、アルファ米につきましては、1,100 食のうち、残分が 1,086 食残っております。これはただいま申し上げましたように、9 月だったように記憶しておりますけれども、これからの地域の防災訓練でありますとか、委員御指摘のような 9.1 の防災訓練であるとか、あるいは学校等でのそういった防災教育等で活用してまいりたいと、このように考えております。

○金野委員

わかりました。食糧関係については、本年度予算をちょっととるとのことだと、私は認識します。

最後に、9.1 の防災の総合訓練ですが、歳入のときも森委員でしたか、質問をして、わかりました、認識は私にしたのですけれども、ただ、訓練内容の 30 項目の中に、特に多賀城の地形の特質とかそういうのをやって、何をやるのかと、そのくらいはやはり発表してもらいたいと思います。特に、多賀城市といえば、私はぴんとくるのは水害だと。丸山地区においても大代地区においても、過去には水害では何度もかぶっておりますので、その辺を重点に、今度新しく防災担当者、課長の下で働くわけですが、その辺吟味しながら、この 9.1 のときは多賀城のメインはこれだと、そういうことで、この二つの河川もありますから、その辺も考えて、しっかりと県と調整しながら、この 9.1 の防災訓練をやっていたいただきたいのですが、その辺はどう思いますか。

○伊藤交通防災課長

その 9.1 総合防災訓練の訓練種目の内容でございますが、訓練種目、いわゆる多賀城からはどのような訓練を予定しているのかというようなことでよろしいですか。（「一つ、重点」の声あり）

実は、去年は仙南の村田町で開催をいたしまして、一去年は東松島市の矢本で開催をいたしました。昨年、一去年というのは、私も次期開催市ということで視察に参りまして、特に、いずれの、その矢本であり、村田でもあり、矢本は海岸と接していますが、ちょうど内陸の学校の方でやった関係で、津波という想定をした訓練はしておりませんでしたので、特に本市においては、砂押川そして貞山運河、多賀城駐屯地周辺にございますことから、津波を想定した訓練で、その訓練の、これはまだランドデザインと申しますか、全体構想でありますけれども、今のところ関係機関、県あるいは消防本部に技術支援を受けるわけですけれども、三者で協議した内容では、一つ、例えば橋がございまして、貞山運河、砂押川、あそこに地震によって段差が生じまして、橋脚が、通行不能になったとかという場合を想定して、仮設の橋をかける架橋訓練、これをひとつ目玉にしたいということが一つと、それから、低地ということ、低い土地であるということで、津波を想定して、防疫訓練、いわゆる消毒ですが、伝染病等の予防のための防疫訓練、そういったことを想定したいと思っておりますし、それから、もう一つは、いろいろ細かいことはあるのですが、避難所の開設訓練を自衛隊の体育館を利用してしてみたいというふうに思っております。

重立った訓練内容につきましては、以上の種目を考えております。

○金野委員

わかりました。今から細部計画に基づいて、着々と9月1日に向かってやると思いますが、今のメインをしっかりと頭に認識して、頑張っていたきたいと。

また、あと、市当局には、宮城県沖地震の再来が心配されると思います。市内各地では、自主防災組織とか、また市内各行政区では、防災訓練は災害研修会などが今実施されております。防災の専門的な立場から、特に防災関係機関との連携、調整はもとより、地域の防災組織育成、指導、充実化の面でも活躍されることを、交通防災課長並びに職員にお願いいたします。

○佐藤委員

資料7の117ページの、道路橋りょう費のところ、前に何回か、笠神新橋のところの歩道橋が穴があいていて危ないので、県に補修を要請してほしいというお話をしたのですが、直っている様子はないのですけれども、どのような状況になっていますでしょうか。

○小川道路課長

たしか平成15年の委員会のとくと、あと、昨年9月議会でもちょっとお話ありましたので、改めて私の方でも、この議会の前に現場を確認したところ、全く手をつけられていないという状況でしたので、早急に東土木事務所の方にその対処方をお願いしてございます。

東土木事務所の方で現場を見ておりますので、近いうちに何らかの動きがあるのではなからうかと思っております。

○佐藤委員

私、あそこを通るたびにまた穴が大きくなっているなど見ているのですけれども、市内ではああいう橋の点検などはしているのですか。道路、歩道橋の。あんなに古いところも余りないとは思いますが。

○小川道路課長

市で管理するものについては、当然やっておりますけれども、笠神新橋のところは県管理の横断歩道橋ということなものですから、当然、県の方でそれらは見ることになっております。

○佐藤委員

どこの管理にせよ、多賀城市民が使うわけですから、ぜひ日常的に管理していただきながら、危ないところは随時、速やかに補修していただくことが大事なことだというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、133ページの、公園整備関係なのですが、今、午前中、傍聴の皆さんがたくさんいらっしゃいましたけれども、市民の市政に対する関心は大変大きくて、いいことだなというふうに傍聴を、聞いていらっしゃる方を見て、私、感じていましたけれども、こういう状況のときだからこそ、市民の皆様には訴えながら、力をかしていただくことというのはたくさんあるのではないかとこのように思うのです。

それで、その一つとして、一番身近な例で言うと、うちの近所に石ヶ森公園というところがありますが、そういうところを一生懸命点検しながら見てくださっている方がいて、あっちが危ない、こっちが悪いということで、一生懸命要望を寄せてくださるのですけれども、この間、公園の、象さんとか、キリンさんなどがありまして、「色がはげているので、ペンキを塗ってやるから、ペンキをもらっておいで」というふうな話をされまして、「じ

やあいただいてくるから」という話をして、ちょっとお願いしたのですけれども、そういう意味では、やはり行政が市民の要望にきちんと速やかにこたえていくということが、行政に対する信頼を非常に寄せていくことになると思うのです。

ですから、今、みんなが関心を持っている時期に、市民の皆様をお願いして、できるような力をおかりできるようなことは工夫すべきというか、みんなで考えるべきではないかというふうに思ひまして、意見というか提案というか、そういうことなのですが、例えば、私たち行ってみたわけではないので、中身がどういうことなのかちょっとわからないのですけれども、陸前高田というところでは、市民の皆さんに道路の補修をお願いするときに、市でも助成金はアップはしたけれども、住民の方々に出ていただいて、そして道路の補修などをお願いしたというようなことが語られています。

それで、みんなから、「税金も納めているのに、なぜ私たちがやらなければならないのだ」というような意見が出るかと思ひましたら、そうではなかった。「やはり市も大変なのだから、私たちも協力しなければね」という立場から、みんなで協力してくれたというようなことが、ちょっと雑誌に書いてありまして、そういう意味では、行政の側の誠実な対応が、住民の側にこたえる要素が非常にあったのだなというふうに思ひまして、私、読んだのですけれども、いずれ行って、経験を聞いてみたいと思うのですが、そういう面では、そういう内部でどんなことだったら協力してもらえるのだろうというようなことを、ぜひ検討していくべきではないのかというふうに思うのですが、どなたでもいいのですけれども、

○後藤建設部長

いろいろ施設を管理している我々にとりましては、当然、市民の方のそういうボランティア的といいますか、そういう目で見ても、いろいろ関心のあることに対しまして、いろいろありがたく思っているところでございます。

したがいまして、そういうことに対しましては、道路もございまして、公園もございまして。特に公園の方はいろいろ愛護団体などあって協力をもらっておりますけれども、道路の方も、今後そのアウトソーシング的なところも考えながら、できれば住民の方でやれる範囲というのがあると思うのです。できない範囲とかいろいろ。そういうものを振り分けながら、いろいろ内部で検討していきたいと、そのように考えてございます。

○佐藤委員

ちょっとアウトソーシングと言われると、私も抵抗あるのです。そういう立場ではなくて、やはり自分たちの周りのところで、「役所も大変なので、御協力をお願いします」と。「一緒にやりましょう」というようなところでの、こちら側の態度が、住民の側の方の態度に反映するということで考えていけば、そういうアウトソーシングだというような大上段な構えではなくて、もうちょっとソフトな、住民の側の人たちに受け入れられやすいような対応というか、提案というか、検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次、145ページの、明月地内の既設防火水槽撤去工事というのがありますが、これは代替地はもう決まっているのですか。

○伊藤交通防災課長

明月地内の防火水槽の撤去についてでありますけれども、これは今まで、土地所有者から御好意を得て、無償でお借りしておたわけですが、先般の説明会でも御説明申し上げましたが、アパート建築するということで、ちょうど市が借り受けしておるその防火水槽を撤去していただきたいというようなことで、今回、工事を実施するものでありますけれども、実は、その消火栓につきましては、あそこは工専地区であるという関係で、100メートル

に1カ所ということで、そばに消火栓があったものですから、そういったことで、その防火水槽を撤去したことによって、新たに設置するというものではございません。

○昌浦委員長

ここで委員長からお諮りしたいと思います。質問の予定の方はちょっとお手を挙げていただきたいと思います。わかりました。

ここで休憩いたします。再開は2時10分にいたします。

午後2時01分 休憩

午後2時11分 開議

○昌浦委員長

それではおそろいなので再開いたします。

ここで委員長よりお願いがございます。質問者並びに答弁者は、要領よく簡潔に、議事を進めるように御協力お願いいたしたいと思います。

○伊藤(功)委員

資料7の141ページで、地震対策で伺いたいと思いますけれども、木造の耐震診断、そしてその後の補強ということで、補助の新たな制度ができました。このテンポでいくと、診断がいつに終わって、補強はいつ完了する見込みなのか伺いたいと思います。

○大石建設部次長(兼)都市計画課長

お答えします。

終わる時期でよろしいのでしょうか。終わる時期は、耐震の診断の方なのですが、今の全体計画で270戸、それから改修工事の戸数が、一応全体で50戸を見ております。一応平成21年度までということで、行政評価の取り組みの中に記載しております。

○伊藤(功)委員

今、270戸と50戸とあったのですが、これだけで全部でないはずなのです。要するに、固定資産の登録があるうちの、市の防災計画の赤い冊子を見れば、大体新しい建設基準からすると、それ以前の建物が全体の建物の70%近くだとこの表ではなっていますので、今のテンポでいったらいつになるかわからないという事態にあると思うのです。それで、30年のうちに99%の確率で大きな地震が起こるということも指摘されているときに、取り組みが進んでいるということは喜ばしいことなのですが、それに対応した取り組みにはなっていないというふうに思うのです。

それでなののですが、推進していく上では、いろいろ耐震補強をする上で、いろいろ手続が面倒だということで、みずから拠出して耐震補強をする人というのも出てきているわけなのです。

そういう状況も見ながら、災害の後に対応するのか、それとも災害の前に対応していくのかという点では、この間は、その8.5水害があった際に、低い人たちに土台を上げたり、建てかえる際に無利子融資というのが行われまして、大変喜ばれているのです。

そういう意味では、災害の前にそういった耐震補強、そして耐震診断について含めて、その無利子融資を導入して、その促進を図るべきではないかというふうに思うのです。今の状況ですと、市が指定をした耐震診断を受けないと、その結果での処方箋を出されて、それで今回のような補助が使えるということなのですけれども、それを待っているだけではなかなか進まないし、そのうちに地震が起きてしまうということだと思ってしまうのですけれども、そういう点、どのような考え方を持っていますか。

○後藤建設部長

今、次長の方から、大体 270 戸というようなお話があったのですが、確かに、今、伊藤委員が言われたように、多賀城市内には、約ですが、4,000 戸くらいございます。必要な戸数ととらえていますが、それらすべてではないと思うのですけれども、もちろんそれを、今のペースでは大体年間 40 戸ぐらいなものですから、相当、10 年くらい、「いや、100 年です」の声あり）100 年ですか、そのくらいかかるようなペースであることは間違いないと思います。

ただ、個人の財産に対する補助とか、そういう関係もございまして、あと、年間、ずっと見てみますと、大体、平成 18 年度は診断を 40 戸要望している中で、35 戸が来ております。そういう意味からすると、やりたいのだけれども、なかなかできないというような、PR 不足と言われればそれまでなのですけれども、ホームページとか、あと市政だよりとか、そういうところでやってはおりますけれども、それに関してなかなかそれが浸透していないという側面も若干あるのではないかと思います。

ただ、今言われた、その新しい融資の関係は、今のところちょっと考えていないのが実情でございます。

○伊藤(功)委員

今、部長からお話あったように、100 年相当だと、平均周期 37 年と言われているのですけれども、3 回も大きな地震が来てしまいかねない状況もあるのです。

そういう意味では、建物の地震対策ということでは、想定される地震に耐えられることが大事だということで、やはり病院などでは、大きな地震が来ても、その病院の中から避難するのではなしに、「その中にいなさい」ということになっているわけですね。新しい病院、最近の大きな病院を見たときに。

であれば、住宅においても、耐震補強をして、「地震だ」となったときに、想定された地震内であれば、家の中で安全にしているということが大事なわけで、そのために国や県がいろいろな補助制度をつくってやっている制度は、そのまま推進してもらいつつ、どのように推進していくのかという点では、いろいろな制約があって、なかなか進まないときに、やはり今言った融資の制度をつくってもらっていくということが大事だと思うのです。

前の融資ですと、たしか 10 年で償還をするということで、300 万円、大体 150 万円ぐらいでできるとは言われていますけれども、それに診断も含めてその助成の範囲にすれば、相当取り組みも進むのではないかということだと思つので、「今のところ検討してはいない」と言いますが、ぜひ推進されるように検討していただきたいということです。

（「要望ですか、質問ですか」の声あり）答弁をお願いします。

○後藤建設部長

確かに診断の方も、やはり皆さんにやってもらわなければならないと思うのです。実際どうなるかというのがはっきりしないと。それで、金額が、診断が14万4,000円かかるのですけれども、そのうち8,000円が個人負担なのです。ですからそんなに重荷にはならないと思うのです。したがって、まず最初に診断をしてもらうということが一番だと思います。

その診断も、私が先ほど言いましたけれども、幾らPRなどをしても、年間に40件ぐらい、今のところ市民の方から申請などが上がっているのが35件なり40件なのです。ですから、まず診断をしてもらうということが一番の、どういう状況かと。ですから、そういう意味において、まず診断の方をPRをしながら進めていきたいと考えてございます。

○伊藤(功)委員

今、市が行っているのを、そのまま推進しつつ、無利子融資制度を使いながら促進をする必要があるというふうに私は思うのです。今のままですと、推進しているとはいえども、先ほどお話あったように、100年の間隔でしか仕上げられないということなので、全国的にはこういう30万円にとどまらずに、100万円近い補助を出している静岡の、東海地域などがありますけれども、そこと余り比べる気はないのですけれども、市としてこの間行った制度の応用範囲としてできる内容であると思うので、ぜひ無利子融資制度を、今までは災害のあった後に対応していた部分がありますけれども、やはり地震対策ということでは、前もって対応することが大事だというのが、今、全国的な流れなので、そういったことでの検討を深めていただきたいということです。（「要望ですか」の声あり）はい。

○相澤委員

資料7の125ページ、国府多賀城駅自由通路等維持管理に要する経費442万5,000円ですか、これの光熱水費207万6,000円とかなりの金額が出ているのですが、内訳を教えてください。

○大石建設部次長(兼)都市計画課長

お答えします。

国府多賀城駅自由通路等維持管理に要する経費なのですが、この光熱水費の207万6,000円の内容でございますが、これは電気料とそれから上下水道使用料でございます。

電気料につきましては、自由通路内の照明、それからエレベーター2基、それから南側広場及び歩道の照明、これまでの実績によりまして、月12万4,000円掛ける12カ月で148万8,000円でございます。

それから、上下水道使用料につきましては、これは男子、女子トイレの使用料でございますが、これも実績によりまして4万9,000円掛ける12カ月、これで58万8,000円でございます。

○相澤委員

エレベーターの開設時間というのですか、使用できる時間と、それからトイレの開放時間というのですか、これを改めて確認させていただきたいのですが。

○大石建設部次長(兼)都市計画課長

エレベーターの運転につきましては、始発及び終電の時間帯に合わせて、運転開始が5時30分、それから終了が零時30分となっております。

それから、トイレにつきましては、これは多分センサーでやっていると思います。

○相澤委員

かなりの費用ですね。非常にびっくりしております。何とかできないのかと思いますけれども、現実ですからしょうがないですね。

127 ページの、9、多賀城駅北地区市街地再開発事業費 7,540 万円ですか、これの内訳を教えてください。

○内海企画課長

これは歳入の際にお話し申し上げましたけれども、国と県、それから多賀城市の補助金でございまして。再開発事業会社に対する補助金ということになります。

○相澤委員

具体的に、北側のビルの会社のことですか。

○内海企画課長

平成 19 年度の予定の作業としましては、事業計画作成業務ということとして、具体的に資金計画であるとか、特に事業費の算定、それから補助金の算定、それからでき上がりますその床の価格の算定、それから資金調達の計画ですね、こういったもの、それから一番大事なのが事業採算計画、こちらの方の業務を行うという形になります。

それらをやっていくに当たりまして、建物全体の構成なり、その辺のところをある程度概略的につかむということが必要になりますので、その辺の作業が入ってまいります。ですから、建築の設計ですとか、これは構造、それから総合設計含みますけれども、その辺の基本設計の業務に入るといふふうなことでございます。

○相澤委員

この北地区市街地のその事業費というのは、何年ぐらい続く可能性がありますか。

○内海企画課長

期間でしょうか。当初、駅北地区の考え方につきましては、A 地区、B 地区と二つの区域を同時施行というふうなことで考えておりましたけれども、実はその JR のホームが、いわゆる B 地区側にできますことから、それが終わってから次の建物整備というふうな形になってございます。

したがって、従前考えていたよりは若干その事業の期間が長くなるというふうな感じで予定しております。

ですから、平成 19 年度から基本設計に入りまして、それが終わって、いろいろな法的な手続がその間にございまして、その辺のその作業を進めながら、第 1 段階で、これは連続立体交差事業との整合を図りながら進めていくということございまして、いわゆる今予定しております A 地区の方に予定していますその建物部分につきましては、平成 23 年度の竣工を目指して進めていると。それから、B 地区につきましては、これは連続立体交差事業との関連がございまして、それらの進捗の状況を見ながら、今のところの予定ですと、平成 26 年度あたりを竣工のめどというふうな形で計画しています。

○相澤委員

詳細は担当課に後ほど計画とか図面などを、見せていただける分をお聞きしていきたいと思えます。

135 ページ、中央公園整備事業費 4,900 万円、これはサッカー場等の説明があったようですけれども、具体的にはどういうものを、どのような形でつくる計画でしょうか。

○佐藤施設課長

4,900 万円のうち、15 節工事請負費で中央公園整備工事 1,500 万円をとっていますけれども、これは水の入線の東側に大きい駐車場がありまして、そのまた東側にサッカー場がございます。今のところ何の設備もないただのグラウンドになっていますけれども、あそこを平成 20 年度には公園として正式に開設告示をしたいと。そしてサッカー場として貸し出しをしていきたいということで、整備を今年度行うものです。18 年度も一部整備してきたのですけれども、引き続き 19 年度も整備を行うものです。

そして、整備の内容といたしましては、今の防球ネットが南側と東側には防球ネットがあるのですが、北側と西側にまだ未完成ですので、それをやると。それから、野球で言えばダッグアウトといいますが、それに通用するサッカーでいうシェルターですが、シェルターを設置すると。それから、ベンチ等も整備するという予定になっております。

○相澤委員

今、サッカーのブームの時代ですから、とりあえずはサッカー場を設置して、整備していくというお考えでしょうけれども、かつて平成 14 年の定例会のときに、根本委員の方から、当時の市長に、「将来、スケートボード人口の動向を見据えた上で、検討もしたい」というお返事もありましたけれども、サッカー場以外は全然今後の計画にはないのでしょうか。

○佐藤施設課長

中央公園は、平成 25 年度までの事業認可区域 12.7 ヘクタールの中には、野球場とサッカー場、それから大路広場、それから万葉広場、あやめ園という施設整備の計画はございますが、スケートボードに対応することは今のところ考えておりません。

○昌浦委員長

ここで、場内がちょっと暑いようですから、上着を脱いでくださって結構でございます。

○竹谷委員

資料 7 の 131 ページ、中央公園との関係があるのですが、玉川岩切線の完成年度はどうなっているのか。

あと、駅前周辺もありますけれども、まず一つ一つやっていきます。

○大石建設部次長(兼)都市計画課長

今のところ、平成 20 年度ということで進んでおります。それで、今年度平成 19 年度の事業につきましては、新市川橋、これの下部工、橋台 2 基、それから橋脚 1 基、それから上部工の製作等を作りまして、それから道路改良、それから舗装も約 300 メートルほど工事をやる予定でございます。

平成 19 年度の事業の予定としまして、3 億 7,000 万円、そのうち 10 分の 1 の負担で、19 年度の負担が 3,700 万円ということでございます。

○竹谷委員

そうすると、平成 20 年度に開通予定というぐあいに考えられるわけですが、そういうふう考えた場合に、中央公園との関係が出てくるのですが、その辺についてはどのように考えておられるのでしょうか。

○佐藤施設課長

平成 20 年度に玉川岩切線が開通した時点で、それは一つのコントロールポイントというのですか、そこを目指して、中央公園の方の整備も進めようという考え方を持っております。

具体的には何をするかといいますと、あやめ園の駐車場が、今、歴史資料館の南側にあるわけですが、玉川岩切線が開通することによって、その道路の横断が非常に危険になると、難しくなるということが考えられますので、玉川岩切線の北側に暫定駐車場を整備するというで考えております。

それから、中央公園の砂押川の方には野球場を整備する予定になっておりますが、これについては、今、防球ネットが約 6 メートルぐらいの高さだったかと思いますが、道路の方が開通しますと、そこからボールが飛び出すということも考えられますので、これについては野球関係の利用者の団体、あるいはソフトボール協会等々と平成 19 年度中に話し合いを進めながら、どういう形での整備が望ましいか、検討していきたいというふうに考えております。

○竹谷委員

ぜひ野球場の関係については、課長がおっしゃられるように、関係者と十分話し合いをしながら、交通の妨げにならないような対策を講じていかなければならないというふうに思いますので、できるだけ早い時期に協議していただいて、平成 20 年度には予算づけしていかなければいけないという問題になりますので、こういう財政が逼迫しているときですけども、これはスポーツ振興の意味からいっても、早急に対策を講じるように努力をしていただきたいというぐあいに、今のところはお願ひしておきたいと思います。

次に、137 ページです。駅周辺の区画整理事業でございますけれども、高架事業以外の面的整備は大分進んできているというふうに見ているのですが、ここで、今、開発ビルの A 地区、B 地区があるのですが、それ以外の市有地の面積と箇所、どのくらいあるのか、もしあれば答弁願ひしたいと思います。

○佐藤建設部次長(兼)多賀城駅周辺整備課長

前に、仮換地指定に伴って市有地の部分につきましては、着色した図面をお渡ししているかと思ひます。ちょっとその位置的なものは把握していませんけれども、面積にしますと、A 地区、B 地区を含めてでございますけれども、約 1 万 8,700 平方メートル何がしかという数字で所有してございます。これは多賀城市の普通財産になるような土地で、そのぐらいの面積だとそういうことでございます。

○竹谷委員

これには A 地区、B 地区が入っていますね。A 地区、B 地区はどのくらいあるのですか。ちょっとわからないですか。

○内海企画課長

再開発予定区域の面積でございますけれども、これもちょっと時間的なずれで少しの違いがあるかと思っておりますけれども、3,053平方メートルでございます。これはいわゆる市有地の面積でございます。

○竹谷委員

そうすると、約1万5,000平方メートルが、大変恐縮ですが、普通財産として残ることになるわけですが、やはりこれの活用の方法、少なくとも早急に計画を立てるべき時期ではないかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○内海企画課長

実は、この辺の検討ですけれども、徐々に作業としてはやっております。本来であるならば、財政に寄与するというふうな意味合いからも、もうちょっとその流動化を進めていいのかなというふうな感じにも思っております。

ただ、いろいろな事業の予定でありますとか、その辺の拘束が入っているものですから、なかなかその辺の見通しとして立っていかないということが、今わかってございます。ですから、現在動かせる土地の面積それ自体は余り大きくはございません。それで、大体動いてきますのが平成21年度ぐらいなのかというふうな形で見えてございます。そのほかの土地の年次ということになりますと、24年度あたりが土地が流動化していくピークとなっていくのかということで、今、今のその財政寄与というふうな形で土地を動かすというふうな形は、なかなか難しかったということでございます。

それで、今年度の補正予算のときに、実はコンバージョンということで、当初予算を上げさせていただいておったのですけれども、その辺を今回、12月の補正で実は下げさせていただいたということでございます。

○竹谷委員

やはり一種の区画整理で、いわば保留地的な土地ですので、これのやはり有効活用、今まで投資をしてきた分から見れば、これの有効活用をしていかなければ、私は多賀城の財政からいっても問題があるのではないかと。公共事業だから、そのままでもいいというわけにいきません。ましてや、今、こういうぐあいに逼迫している財政事情の中で、これだけは優遇しておくというわけにはいかないと思っておりますから、これらについては有効活用というものを、やはり早急に検討して、年次的な計画の中で進めていくことが大事ではないかと。

それと、当然、土地ですので、今底だと思っております。これから上がっていくと思っておりますが、やはり現状の土地の価格がどのくらいで、そして今後どのような見通しを立てていくのか。そして、その上に立ってどう財政寄与をさせていくのかという、整合性のとれた計画をきちんと今から構築しておくことが、大事ではないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○内海企画課長

12月の段階で補正予算を上げさせていただく時点で、一応カルテといったような形で、内部的な取りまとめはしてございます。その中で、さまざまなその問題があると、あるいは時間を待たなければそれらの解決ができないということで、今回、整理をさせていただいていると。

それで、委員御指摘のように、やはり今多賀城市が持っているいわゆるそのストックを、いかにしてそのフローに変えていくかというふうな部分では、非常に大切な資産でござい

ますので、この辺はなるべく早い利用の方向なり、あるいは活用の方向なりというふうなものを定めまして、財政に寄与できるような形で活用してまいりたいというふうな考え方でおります。

○竹谷委員

ひとつ課長、財政の寄与もありますけれども、産業の構築という面でも考えていかなければいけないという両面があると思うのです。A地区、B地区だけの再開発だけにとらわれるのではなく、これらを活用して、もし産業が、この中で多賀城の産業が再整備されていくのであれば、そういう面でも活用していかなければいけないし、これは大変幅広い分野で検討していかなければいけない土地ではないか、というふうに私は見ております。

そういう意味では、ひとつ早急に、今、課長はやるようなお話ですけれども、やはり早急に計画を立てて、委員の方々にもやはり発表していただきながら、お互いに、やはり同じ認識の中で、この問題をとらえていかなければいけないというふうに思っております。

あわせて、それと同時に、高架下の土地の活用というものも、やはりそれぞれの地域の人、民間の人もいろいろ考えていると思いますけれども、やはり議会としても、市当局としてはこうしたい、そして議会としてはこういう意見があるということも、やはりお互い意見交換をしておいて計画をつくっておかないと、将来的に禍根を残す場合もあり得るので、その辺を含めて、ひとつ大きな目で検討していただいて、できるだけ早い時期に計画案で結構ですから、今の状況ではこういう案になっているということも、やはり議会なり市民の皆さん方に、大ざっぱで結構ですから、お示しする時期が、平成19年度ではないかというふうに思いますので、その辺いかがでしょうか。

○内海企画課長

委員おっしゃるとおり、早急にこの辺の方向性を取りまとめまして、皆さんにお示しできるようにしたいというふうに思っております。

○竹谷委員

ありがとうございます。ひとつよろしく願い申し上げたいと思います。

まだ質問する人がいるようですので、あと一つだけお聞きします。

防災対策の関係、先ほど金野委員の方でいろいろありましたけれども、私、防災訓練もいろいろ必要だと思いますけれども、一番肝心なのは、私は地域防災組織の育成だと思うのです。これがしっかりしていないと、幾ら訓練をしておいても、いざというときに大きな混乱を起こすのではないかというふうに私は思っております。

です。多分市の方では防災リーダー研修とかやっていますけれども、きめ細かい地域組織の育成、極端に言うなら、町内会の班単位ぐらいの規模でつくっていくというものがなければ、大変でないのかというふうに思っているのですけれども、その辺の構想についてはいかがでしょうか。

○伊藤交通防災課長

地域防災リーダーの育成ということで、平成16年度からこのリーダー研修をやっているわけですが、やはり、ただいま委員御指摘のとおり、隣組、御近所の底力といいますか、そういった小さな単位で、そしてまた、その行政区、大きなくくりでは、そういった部分が必要であろうというふうには私どもでは思っております。

○竹谷委員

これこそ市民協働の組織とタイアップしてやるべきだと思うのです。それぞれ、当然、福祉計画の中でもそうですし、これは総合的に市民協働という意味の中で、協働組織体で対応できる組織をつくっていくということが、大事ではないかというふうに思いますので、できれば、昔の、よく、昔よくやったけど、5人組というのをつくったりしたけれども、できればああいうような格好になるのが一番理想ではないかというふうに思っているので、そういう点も含めて、事務局としては、5人組といってもわかりませんか、隣近所、四方八方の人で、困ったことがあればお互いに助け合いましょうという組織が昔はあったわけですけど、それを現代版にならないものかということも、検討する一つの案ではないかというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。

○伊藤交通防災課長

竹谷委員おっしゃるとおりだと思います。

○竹谷委員

ぜひそういう意を酌んでいただいて、すばらしい組織づくりのために、今度は担当官が来るということですので、そういう方と協議をして、やはり増員した分は増員したなりに市民サービスをして、成果が上がるように心から願っておきたいと思います。

○吉田委員

2点伺います。一つは、道路橋りょう維持の関係、二つ目には、街路事業の関係についてです。

まず、最初に、資料7の120ページ、121ページの関係で、山王陸橋の取り組みですけども、今年度、耐震診断・耐震補強調査設計業務を委託されるわけでありましたが、この耐震補強工事を含む事業年次について、計画されている内容について御説明願います。

それと、もう一つは、道路橋りょうに関連してなのですが、八幡橋の高欄の補修に関することです。

当時、昭和60年代ですが、私も議会の一般質問で、「史跡のまち 多賀城」ということで、都市のデザイン設計ということを書きながら、多賀城市内にかかる橋については、第1号になるわけですが、そのような意匠をあらわすことを、多賀城市側から宮城県に求めたという経緯があって、現状のような橋が改修工事によって改めてつくられて、現在に至っているわけですが、かなり傷んでいる現状にあります。

ぜひ、市側から県の方に、その高欄の補修等について提起されて、対処願いたいと思います。

まず、この2点について伺います。

○小川道路課長

今年度予算をとらせていただいている高橋跨線橋の耐震診断につきましては、平成19年度で耐震診断と耐震補強関係の調査、検討を要請して、やる予定でございます。

あと、これにかかわる耐震補強につきましては、平成21年度くらいに、もしできればなどというふうな考え方で今考えております。

○佐藤建設部次長(兼)多賀城駅周辺整備課長

平成 18 年度に八幡橋のあの隅切りの部分の拡幅工事をしてございまして、あれで一部高欄を撤去してございます。新たにあれで足りなくなるものですから、あの部分を新しいものを足して、あの高欄をつけるという中で、県の方で 19 年度に塗装するということで協議しておりますので、若干その新しい、古いという部分はありますけれども、19 年度中には塗装がえしてもらえるとこの話になってございます。

○吉田委員

山王陸橋に関しては、平成 21 年度を予定されているということで、これは単年度で工事を完了するというふうに了解してよろしいのかどうかについて、再度お伺いいたします。

次、130 ページ、131 ページの關係の、玉川岩切線の関連であります。

一つは、確認であります。全体的な計画は承知しておりますが、新市川橋が建設されるわけでありまして、現在の市川橋を玉川岩切線開通後も生活道路として現状維持されることに、県との協議で明らかになっているのかどうかについて確認をさせていただきます。協議の内容について御紹介いたします。

それから、もう 1 点は、この街路事業玉川岩切線が開通に際して、その後、現在の県道が多賀城市に移管されるという扱いになるものかどうか。相談されている事項等について御紹介ください。

○小川道路課長

高橋跨線橋は、ちょっと耐震診断をした結果、耐震補強の關係で、東北本線が約 40 分から 1 時間の間隔で走っているということもありまして、もし耐震補強が必要だということになると、工事關係が 1 年で終わるかどうかがというのが、ちょっとなかなか難しいのかなど。その辺は、耐震診断の結果を待った形でないと、1 年で終わるかどうかがというのはちょっと定かでないということで、御理解いただきたいと思っております。

○大石建設部次長(兼)都市計画課長

現在の市川橋でございますが、これについては、県の方といろいろ去年来協議をしまして、存続する方向で協議が整っております。従来、新市川橋、これについては 1 径間だったのですが、これを 2 径間に見直すことで、平面交差が可能になるということで、市川橋を残すということになっております。

○小川道路課長

現在の県道である泉・塩釜線ですけれども、これは玉川岩切線が暫定開業されると同時に、市の方に移管される予定です。このため、平成 19 年度、20 年度の間に約 70 項目ぐらいの改善点をお願いしております。それを改善していただいた上で、市の方に移管されるという方向になっております。

○吉田委員

これは下馬東宮線の開通に伴う浜街道の県道の多賀城市の移管の際の教訓とされていて、かなり補修、補強、整備を受けた上で、市が移管を受けるとこのことの扱いで、既に組み込まれているということの内容が紹介されました。

これらについては、ぜひ各区の代表の皆さんなどとも、改良、改善点などを詳細に把握しながら、当局でも全体的な状況については承知されていると思っておりますが、さらに一つのものとして、パッケージで県に要請するという意味では、各区長さん方とのやはり意見交換

なども同時並行的に取り組まれながら、内容について整えた上で、県にそれらのものを話をするとのことでの、対処の方策をとっていただきたいと思いますが、平成 20 年度の玉川岩切線の開通に伴うその後の処置でありますけれども、前段の取り組みが極めて重要かと思しますので、再度伺いをいたします。いかがでしょうか。

○後藤建設部長

今、ちょっとお話を聞いていたのですけれども、以前にちょっと区長さんたちと、いろいろな調整はしていなかったということなので、今からでも遅くありませんので、できる範囲、できない範囲というのはいろいろあると思いますけれども、そういうことで調整したいと思います。

○吉田委員

ぜひ調整してほしいのです。御存じのとおり、下馬東宮線の開通に伴う浜街道の移管については、それが必ずしもトータルで取り組まれていなかったということで、後からこの部分、あの部分というようなことで、気がついた問題点が指摘されて、それをさらに協議のテーブルに乗せるということで、相当な労力を要したし、時間もかかったということで、ずれ込んだ経過がありますね。移管そのものが。

ということがあるものですから、建設部長が答弁されたとおり、ぜひその方向でその取り組みについて、早々に、やはり対応としては、こちら側で十二分に内容を把握した上で県との協議に臨むと。そのための手だてとして、関係する各区長さん方の意見なども聴取して、それらの内容について担保していくということに取り組んでいていただきたいと思えます。いかがでしょうか。再度伺います。

○後藤建設部長

道路課の方で大体现地を見まして、多分区長さんもこうだろうというふうなところまでは、把握をしながらやっているとは思いますが、なお、区長さんの方ともいろいろ話をしながら、進めていきたいと思えます。

○松村委員

資料 7 の 121 ページ、工事請負費の黒石崎団地 12 号線ほかというところなのですが、この黒石崎団地の側溝改良事業なのですけれども、150 メートルということで、こちらの資料 9 の 40 ページの方に書いてありますけれども、この箇所は全長どのくらいありまして、どのくらいの割合で分けてやるのか、何年ぐらいでやるのかということをお聞かせいただきたいと思えます。

○小川道路課長

黒石崎団地第 12 号線の関係なのですけれども、済みません。総延長についてはちょっと把握してきておりませんでしたので。

今回の予算の中では、延長そのものとしては 75 メートルの工事で、両側の側溝をしている関係で、側溝の延長が 150 メートルということですよ。道路の距離としては 75 メートルという内容でございます。

ただ、実際改良しなければならぬ総延長の分については、済みません、資料をちょっと手元に持ってきておりませんので、後ほどお答え申し上げます。

○松村委員

大体どのくらい、全部終わるのに何年ぐらいかかるのでしょうか。

○小川道路課長

距離的なものを考えますと、3年から4年くらいかかるのではないかと思います。

○松村委員

では、平成19年度から始まりまして、ずうっと引き続き終わるまで毎年やるということに考えてよろしいのかということと、今回やる場所は、そのうちのどの場所か、教えていただきたいと思います。

○小川道路課長

平成20年度以降の部分につきましては、財政が許せば、確保できれば、引き続きやっていきたいと思っております。

今回やる場所は、一番北側という形になります。一番奥の方から工事を進めていきたいと思っております。

○松村委員

奥といますと、あの行きどまりになるところでよろしいのですか。

○小川道路課長

そのとおりでございます。

○根本委員

資料7の119ページ、道路関係でございますが、まず、3番の、新田高崎線6,760万円計上されております。そういうことで、この完成年度が平成20年ということでございますけれども、今の進捗状況からいくとちょっと難しいかと思いますが、山王小学校まで、あの通りまでの完成年度と、それから、完成した後、その沿線沿いはどのように今後考えているのかお伺いしたいと思います。

それから、もう一つ、121ページの、4番、指導要綱路線200万円ということで、地域住民の皆さんからかなり以前から要望があった箇所、この予算措置は評価したいと思います。

本年度は200万円ということでございますが、この整備に関するその整備計画をお知らせいただきたいと思っております。

○小川道路課長

新田高崎線の道路改築事業でございますが、委員も今御指摘のとおり、この状況では平成20年度当初を予定しておりましたけれども、1年延長せざるを得ないのかと思っております。

あと、引き続きその西側への延伸につきましては、財政事情が許せば、引き続き延伸したいというふうに考えております。

それから、2点目の、指導要綱路線の部分についてですけれども、これは新田の中地区でございますが、これはかねてから地域の区長さんを初め皆さんから御要望があった場所でございます。

今回、約 70 メートルの工事ということでございますので、約 2 年から 3 年かかってしまうのではないかとこのように思っております。

○根本委員

次に、127 ページ、先ほど相澤委員からもお話がございました。多賀城駅北地区市街地再開発事業ということでございまして、平成 19 年度は再開発会社を設立するというのと、都市計画決定等の策定を進めていくという御説明がございました。

それで、この地域を進めるに当たって、中心市街地でありますから、以前にも申し上げたことがございましたように、この辺に公共施設を今のうちから考えていくということが非常に大事だと。中心市街地への活性化のためには、図書館を持ってくる、あるいは駅前保育所を持ってくる、そうやって公共施設があることが、大きくこの中心市街地の活性化に寄与していると。コンパクトシティで、青森市の例もこの間申し上げましたけれども、そういう方向づけをきちんと明確に定めていくことも大事だとこのように思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○内海企画課長

ただいまおっしゃるような公共施設も視野に入れて考えていかなければならないだろうと。特に、人が集まる装置を、いわゆる公共の側としてこういった形で準備していくのかというふうな観点からの検討になるのかなと思います。

ですから、いわゆるウィークデーはさることながら、土曜、日曜のにぎわいをつくり出すためのいわゆる公共側からのその役割、こういったものを視野に入れながら、当然、その施設の中身が決まってくるのだろうというふうに思っております。

ただ、先ほど、いわゆる権利返還といいますが、多賀城市が持っている土地、その分がどのくらいの床に置きかわっていくのかというふうな部分が、非常に重要な要素になってまいります。ですから、当然その事業費の持ち出しの問題ですとか、その辺を平成 19 年度の段階で一たんその整理をさせていただいて、事業としてそれが成立するかどうか、この辺を市民の方々を含めて皆さんにお諮りしながら、方向性を定めていきたいというふうに思っております。

○根本委員

続きまして、行政評価の取り組みの中の 31 ページ、市営住宅関係が載っております。山王市営住宅に関しては、中段ほどに、「手段」ということで載っております。「平成 19 年度は、老朽化の進む市営山王住宅について借上住宅の検討を行い、」云々と、このように明確に載っております。

また、平成 19 年度の市長の施政方針の中でも、「平成 19 年度中に、山王市営住宅の建てかえの方向について基本方針を策定をする」と、このように明確に述べられました。

そこでお伺いいたしますが、平成 19 年度中といっても 1 年間ございまして、20 年の 3 月ごろに決められても、いろいろ段取りもございまして、まず策定は 19 年度のいつごろの時期になるのか、まずお伺いします。

○佐藤施設課長

平成 19 年度中に基本構想を策定するという答弁をしております。その順番といたしましては、基本構想を固める前に、19 年度の当初のできるだけ早い段階で建てかえの手法を検討

したいと。それを受けて基本構想を進めたいというふうを考えておりますので、できるだけ早い時期に建てかえの手法を決めたいと考えております。

○根本委員

山王については、もう申すまでもないのですが、1日も早い建てかえが望まれているということもございますので、ぜひお願いをしたいと考えています。

それから、この間、歳入の質疑の中で一つ宿題がございまして、国府多賀城駅近郊の清水沢多賀城線の件と、中央公園の件がございました。まず、その件でお伺いしたいのですが、清水沢多賀城線、今の現段階では、県が整備を進める意思があるのかなのか、全くないのか、それとも今後検討している状況なのか、まずお伺いしたいと思います。

○後藤建設部長

当該道路の清水沢多賀城線でございますけれども、市の方では、東北本線のアンダーパスを含めて、県の方に何とかお願いしたいというふうな要望をしております。

ただ、県の方からは、オーケーというようなサインはまだもらってございません。

○根本委員

そうすると、現段階で要望にとどまっているということですか。積極的な推進、あるいは協議には至っていないと、こういうことですか。

○後藤建設部長

要望だけでございます。

○根本委員

この間も申し上げましたけれども、国府多賀城駅をおりて、浮島側ですが、左側のその清水沢多賀城線の用地、今はまだ民地ということで、買収していないということですね。今は遊水地の役目を果たしておると。この間の説明では、浮島ポンプ場の3号機、3台目のポンプをつけたときに、その整備をするまでに遊水地として活用したいと、こういうことの説明でございました。それはそれで、ポンプ場の3台目のそのポンプができれば、それはそれでいいのですが、あそこの駅前をおりたときに、今の現状を見たときに、国府多賀城駅という、本当にその名称からして多賀城市の詩を連想させる、そういう思いのある場所ですね。そこにあのままの土地でいるということが、私は非常に不思議でしようがないとこう思っています。

それで、今の清水沢多賀城線も、あそこを県で早期に整備していただければ、それなりにきれいになる。あるいは中央公園の方も都市計画決定はしているということですから、どのように早期にやっていくのか、その辺も、やはりその駅前にふさわしい景観と申しますか、そのようにした方が私はいいと思うのですが、もう少し清水沢多賀城線に関しては積極的に働きかけをしていただきたいということ。

それから、中央公園の方はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○後藤建設部長

清水沢多賀城線につきましては、機会あるごとに要望書を出したり、あと市長の方からもいろいろ県の方に働きかけたり、そんなことでいろいろやっていきたいと思っています。

○佐藤施設課長

当該地域の中央公園の計画決定されている区域でございますが、計画決定はされているものの、事業認可区域からは外れております。現在、12.7ヘクタールの事業認可を受けている区域については、平成25年度までの予定で整備を進めているわけですが、順調にいけばの話なのですけれども、それが終わった以降に改めて事業認可を起こして、整備が始まるというような考え方でございます。

○昌浦委員長

あと、御質問予定の方は。

それではここで休憩に入ります。再開は3時25分にします。

午後3時11分 休憩

午後3時25分 開議

○昌浦委員長

再開いたします。

先ほどの松村委員の黒石崎団地12号線の延長の件で、道路課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○小川道路課長

先ほどの松村委員から御質問の黒石崎団地12号線ほかの関係ですけれども、12号線ほか6線ほどまだ未整備の状況がありまして、それらの総延長は294メートルということになっております。

○伊澤委員

私の質問は四つほどお願いしたいと思います。簡単でございますからよろしく申し上げます。

最初に、資料7の141ページでございます。木造住宅地震対策事業でございます。先ほど伊藤功一郎委員も言いましたが、伊藤功一郎委員の方で大体内容をお聞きしましたので、私はちょっと内容で、業者の選定はどのようにしているのか。入札でやっているのですか、それから、あと建築士会に依頼しているのですかと。建築士会制度もありますので。

あと、多賀城市では大体どのくらいの金額でやっているのかと、その辺もちょっと教えていただきたいと思っております。それが1点目でございます。

○大石建設部次長(兼)都市計画課長

それでは、耐震診断の事業でございますが、これは社団法人宮城県建築設計事務所協会に委託をしております。

1件、13万6,000円、このうち国の補助が2分の1で6万8,000円と。あと、県補助それから市の補助が4分の1ずつで、県が3万4,000円、それから市が3万4,000円ということでございます。あと、先ほど部長が申しましたが、個人負担が8,000円でございます。それでトータルで1件当たり14万4,000円かかりますということでございます。

○伊澤委員

2番目の質問に入ります。127ページです。狹隘道路についてでございます。道路法第42条第2項道路といいまして、みなし道路でございます。狹隘道路については、平成17年度には大体何件ぐらいあったのかと。それから平成18年度に何力所ぐらいあったのかと。それをちょっと教えてほしいのですけれども、よろしくをお願いします。

○大石建設部次長(兼)都市計画課長

平成17年度の実績ですか。ちょっと今、手元に資料がありませんので。

○昌浦委員長

では、資料がないそうですので、その間、別な御質問をお願いします。

○伊澤委員

わかりました。

今の狹隘道路についてですけれども、生活上の不便とか緊急車両の乗り入れができないと。消防活動にも大変困難が生じますので、なるべく申請があったらお願いしたいということでございます。

それから、3点目でございます。115ページです。道路管理に関するページでございます。道路には立派な道路がいっぱいありますけれども、学校周辺の道路ということで、側溝のふたがない道路がいっぱいあるのです。学校周辺で側溝のふたがないと、子供さんたちがぱんとはねて、中に入ってしまって危ないのです。けがをしたりすることが大分多いのです。それから、車も側溝に落ちてしまったという経験を、私ども大分あります。

そういうことで、学校周辺の道路というのは、学校から何メートルぐらいまでを言うのか。それも教えてほしいのです。

○相沢学校教育課長

何メートルかというようなことですが、政令によりまして、まず通学路は小学生に関しましては4キロメートル以内、中学生に関しましては6キロメートル以内、それから通学路の指定はおおむねその道路を40名以上の子供が通行するというようなことで、周辺何メートルかと言われるすと困るのですが、一部長い距離を歩いてくる子供たちもいるのでございますが、多賀城市内はおおむね、ほとんどの子供たちは2キロメートル以内の通学距離でございます。

○伊澤委員

学校の周辺に私も住んでおりますが、そうした場合に、やはり子供たちが道路をまたいで、はねて、わざと側溝に入っていくのです。ですからけがをしたりすると大変先生方に迷惑をかけるということがございますので、安心・安全に通学できる道路をお願いしたいということで、側溝の整備などをお願いしたいと思います。

次に行きます。4点目でございます。145ページです。消防団活動に要する経費ということに入ります。平成18年12月13日も、私は防災の充実したまちづくりということで一般質問をいたしました。消防団の全国キャラバンというのがございまして、ふるさとキャラバン公演というのがございまして、私は18年11月20日に、ここに持ってきましたけれども、非常に派手なパンフレットがあるのです。そういうことで、キャラバン公演が

ありまして、そしてこれは仙台国際センターで行われました。この公演には、仙台市内の一般市民はもとより、宮城県の多くの市民の方が見に来ております。私も、多賀城を代表したわけではないですけども、多賀城市の消防団員を代表して見てきました。

99%の確率で発生すると言われる宮城県沖地震に備えて、多賀城市でも消防団員はもちろんですけども、婦人防火クラブもそうです。一般の市民の方にもぜひこの公演を見てもらいたい、来てもらいたいということで、私も要望すると、一般市民は本当に消防団ばかりじゃなくて、宮城県沖地震に対しての防災意識の高揚は物すごく高まるという、すばらしい公演でございました。ということで、アピールでございませぬけれども、ぜひこれを実現してほしいと思いますのでいかがでございませぬでしょうか。

○伊藤交通防災課長

ただいまの伊澤委員の、たしかそれは劇団の、題名は「頑張る消防団」という題名だったかと記憶しておりますが、たしか入場料が 6,000 円から 7,000 円ぐらいの、5,000 円でしたか、私も行きたかったのですが、ちょっと所用がありまして行けませんでした。

誘致ということでありますけれども、消防団あるいは婦人防火クラブの中で、ぜひとも本市で開催したいという意向があれば、開催手法、いろいろな諸問題はあろうかと思っておりますけれども、ちょっとこれからの役員会、あるいは消防団幹部会等で議題にしてみたいというふうには思っております。

○伊澤委員

ちなみに、平成 19 年度、ことしですけども、石巻市でことしの 4 月 6 日、それから栗原市では 4 月 7 日、大崎市では 4 月 8 日にこの公演がございませぬ。そのためにも、ぜひ多賀城市へも持ってきてほしいと思っておりますので、よろしく要望いたします。

○昌浦委員長

前の質問についての回答は要りませぬか。（「要りませぬ」の声あり）わかりました。

それでは、ほかに質疑のある方。

○藤原委員

127 ページの、市街地再開発事業補助金の 7,540 万円なわけですが、いろいろな方が質問をされていたわけですけども、どうも私、全体の枠組み、スキームが見えないのです。

それで、まず一つは、1 億 1,310 万円に対する 3 分の 2 の補助ということで 7,540 万円、市の負担が 1,885 万円ということですね。

それで、先ほど説明を受けていたところによりますと、資金計画や事業費の計画、あるいは補助金の計画、基本設計等々なのだというお話です。そういうのがなぜ 1 億 1,310 万円もかかるのか私はよくわからない。その点をまず説明をしていただきたいと思っております。

それから、今後の、この再開発事業に対して、今後、市の負担というのはどういう見通しになるのか。これで終わってしまうのか、それとも今後ともいろいろな局面で出てくるのか。その問題について、まず二つ目にお答えいただきたいというふうに思っております。

それから、三つ目なわけですけども、長崎屋のことがなかなか見通しがはっきりしないと、北側の開発というのはどの程度の規模にするかと、あるいはどういう内容にするかという

ことが決まらないのではないかと問題提起をしてきたのですが、「いや、実はそれが一番問題なのです」ということが、当局の答弁だったというふうに思うのです。

長崎屋の事情が確定したとかというような話も全然聞いていませんし、長崎屋との関係はどういうふうに考えればいいのか回答をお願いします。

○内海企画課長

全体のスキーム、今回のその補助金額がどうやって決まるのかというふうな話ですけども、歳入のところでもお話ししましたように、国庫補助が3分の1、市と県で6分の1ずつ、残りをその事業の実施主体であります再開発会社が負担をするというふうな形になってございます。

これ、いろいろ私もどういふふうな形で積み上げていくのかというふうな部分について、十分ちょっと今説明することが困難でございますけれども、いずれこのような全体の事業計画の中で、それぞれの負担がこのような形で決まっているということでございます。

それから、これだけの部分かというふうな話ですけども、実際、再開発事業が決定されますと、具体的なその建設事業に対する補助金が参ります。この辺も含めて、全体のその資金計画なり全体のその事業ボリュームを定めていくというふうな格好になろうかと思えます。

先ほど説明の中でも申し上げましたように、B地区の部分については、後ろにずれるというふうなお話をさせていただきました。これは連立事業との絡みで、その後ろが大体平成25年度というふうなお話をさせていただいておりますけれども、それらとの関係で、多少事業全体にずれが生じてくる可能性があります。今の時点でちょっとその辺がどれくらいのものになるかというふうなことを、具体的にお話しできないのですけれども、そういった形で御理解いただきたいと思えます。

それから、長崎屋の問題でございますけれども、状況としては、今ここでお話しできるだけの材料がございません。ただ、余り突っ込んだ話をしますと、非常にプライベートな部分もございまして、なかなかその辺が明らかにできない部分があるのですけれども、長崎屋自体とすれば、保有をしておりますと税金もかかってきますし、それから借りている土地に建っているものでございますから、地代の支払いを続けていかなければならないと。地権者との関係では、あと契約の期間が2年ちょっと残ってございます。1年当たりにはしますと大体5,000万円ぐらいの地代になってございますので、ですから、2年地代を払い続けるということになりますと、1億円を超える資金が必要になってくるということで、建物所有者につきましては、なるべくどなたかに買い取っていただきたいというふうな希望は持っているのかなというふうに思っております。

○藤原委員

長崎屋については、ここでは余り言えないのだということだと思えます。

それから、負担はこれだけなのかということについては、今後建設補助金が出てくるということですね。

それから、最初の件、どういう枠組みでこうなったのだと。「私もよくわからない」というのは、それはないでしょう。幾ら補助金の事業とはいえ、1,885万円を非常に苦しい中で出しているのですよ。多賀城の自主財源というか一般財源を。ですから、「私もわからない」ということは納得できませんね。やはり1億1,310万円というのが、どういふ事業なのかは説明してもらわないと。

○内海企画課長

内訳がちょっとあれなのですけれども、調査の中身のお話をさせていただきますと、事業作成費であるとか、あるいはその土地・建物権利等現況調査、それから資金計画、基本設計費というふうな形で積み上がってございます。それから、それらに係る事務費と、それから、これは先ほど来申し上げているように、再開発会社がやりますので、それらの借入金の利子が積み重なってまいります。そういった部分が平成 19 年度の中身というふうな形になってございます。

○藤原委員

それは先ほどの説明で聞いたのです。全体の繰り出しから見ると、6分の1ということになるかもしれませんが、それは。ですけれども、1,885万円の一般財源を出すわけです。でしたらもう少し資料を出して説明するとか、全体事業がわかるように説明してもらわないと、議会はめくら判を押したということになるのですよ、こういうことに。

ですから、私は幾ら話を聞いてもよくわからない。ですから、資料をきちんと出してもらって、全体の枠、事業はこうなのだと、そしてこのぐらいお金がかかって、それに対する市の負担がこれぐらいなのだというふうに、よくわかる資料を出していただきたいと思います。これは後でいいですから、資料を出してください。

それから、二つ目なのです。131ページの、玉川岩切線の件で、これもいろいろな方から質問が出ていました。それで、一部供用開始は平成 20 年度を目指しているのだと。いろいろ話を聞いていましたら、区間はどこかと言ったら、岩切から大体旧歴史資料館のあたりのところで、泉・塩釜線にドッキングをするのだというふうな話のようです。

それで、これとの関係で、中央公園の管理棟について前に一度説明を受けているのです。

公園の管理棟の性格と、それからボランティアガイドの人たちの待機所といいますか、そういう性格と、それから軽い食事とお土産程度を構想にした管理棟計画を前に説明を受けているのですけれども、あれはあれで生きているというふうに受けとめていいのか。

それから、その管理棟の計画について、玉川岩切線の方に設置するのか、東北本線の側に持っていくのか、それはちょっと検討しなければいけないのだというふうな話もあったのですが、それらについてはどういうふうに検討されているのでしょうか。

○佐藤施設課長

まず、2番目の、建物の場所の方から御説明いたしますと、建設場所については、玉川岩切線側です。

それから、施設の内容でございますが、これは前にも御説明いたしましたように、ガイダンス施設であるとか、それから物産的なものとか、そういったものを備えた複合的な施設ということで、実施設計まで終わっております。

ただ、これを中央公園の補助事業で実施した場合には、公園整備の補助対象となる部分が極めて少ないものですから、補助金は余り期待できないわけなのです。建物全体に対する特定財源が非常に少ないということで、今のところ、計画は立っているのですけれども、実現がいつになるかというめどは今のところございません。

○藤原委員

これも高架が終わってからのということになるのでしょうかけれども、多賀城にとっては玉川岩切線の一部供用開始というのは、本当に待望の事業だったです。あれが通らないと、政庁近辺、中央公園の整備が本格的には進まない、駐車場もできない、そういう管理棟もできないということだったので、ここまで来ましたので、恐らく高架が終われば、現実的な課題になると思いますので、それはぜひ年次計画を立てて、実行に移していただきたいと思います。

最後の質問です。清水沢多賀城線の話が出ていました。清水沢多賀城線、東北本線から北側と砂押川から南側、もうやるとしたら莫大な金がかかると。私はもうここまで来れば、あえてやらなくてもいいのではないかというふうに思っているのですが、それはともかく、東北本線はアンダーにするという計画になっていたと思うのです。どういう事情で清水沢多賀城線は東北本線の下をくぐるということになっていたのか、その辺の事情も説明をお願いします。

○後藤建設部長

お話ししますけれども、もともと清水沢多賀城線は東北本線をオーバーパスで決定してございました。その後、いろいろ事業の実施の段階で、ちょうど文化財の、あそこは館前遺跡とラップというか、かぶさっているような状況がございまして、そういう関係で、文化財の方といろいろ協議した結果、下を通ってくださいと。そういうことでアンダーパスに変更しております。

○藤原委員

そういう事情で清水沢多賀城線はわざわざ東北本線の下をくぐってもらうことにしたと。莫大な金がかかると。にもかかわらず、清水沢多賀城線のすぐそばに、50メートル近いマンションを建ててもいい、高層建物を建ててもいいという判断を皆さん方が下したわけですね。高さ無制限です。理論上はもっと高くてもいいということです。

私は、清水沢多賀城線のオーバーを、わざわざアンダーにまで計画を変更して、なぜああいうところに高層マンションを建てるということを、市がそういう方針を決めたのかと、非常に不思議でしょうがない。私はこれを一般質問でも取り上げました。矛盾していませんか。その清水沢多賀城線のオーバーをアンダーにわざわざ変えたことと、それから、清水沢多賀城線のすぐそばに、ああいう50メートル近い高層マンションを認めてしまったというのと、矛盾していませんか。

○後藤建設部長

矛盾しているかどうかと言われると、その中身が若干違うと思うのです。一つは、先ほど私が申し上げましたように、清水沢多賀城線オーバーパスの段階では、史跡が一部かぶさっている、そういう状況でございました。ですから、そういう関係で、史跡の保護という観点からアンダーパスにしたと、そういうことでございます。

○藤原委員

いや、ちょっとわからないのです。史跡の保存というのであれば、アンダーにした方が史跡が壊されるのではないですか。だって掘り返すのですから。東北本線の下をくぐるために、南側も北側も掘り込むのでしょうか。遺構を守るといふのであれば、そういうことになりませんか。なぜアンダーにすることが遺構を守って、そのオーバーにすることが遺構を守らないことになるのですか。

○後藤建設部長

地下に結構深く入っていくものですから、そういう関係で、表面上の遺構は壊さない、という判断だと思います。

○藤原委員

奈良・平安時代の遺構が何メートル下にあるか知っていますか。1年に1ミリ堆積しても、1,000年に1メートルにしかならないのですよ。遺構というのは、ですから、例えば城南地区の中から平安時代のまちなみが出てきたでしょう。あのとき、860何年かの貞観の大地震のときに津波が来て、砂が一面に広がっている層がありました。田んぼのレベルから2メートルぐらい下でしょう、たしか。ですから、遺構というのは表面の方にあるのです。1メートル下とか2メートル下に遺構はあるのです。なぜアンダーにすると遺構が守られて、橋を立てると遺構が壊されるわけですか。20メートル下でも30メートル下でも、奈良・平安時代の遺構には関係ないですよ、これは。そうでしょう。もし橋をかけるために、橋脚とか橋台などを安定させるためにくいを打たなければならないとかというような話になってきたら、そのために深いところを傷つけるというのなら、遺構は二、三十メートル下にあるということになってしまうのです。矛盾しているでしょう、部長が言っていることは。

○後藤建設部長

アンダーパスが、結構深掘り、2メートルぐらいのところを掘っていくようなのです。ですから、遺構はその上ですので、ですからアンダーパスにした場合は、あの遺構を傷つけないでやっていけると。

ただ、オーバーの場合、遺構を壊すということではなくて、史跡とラップしてしまうのです。立体的に。そういう関係で、これは文化庁の若干見解もあるのでしょうかけれども、アンダーパスにしてくれと、そういう形でございます。

○藤原委員

どうも説明を聞いてもよくわからないのですけれども、文化庁もあの高層のマンションを建てることに、文化庁からも全然異論が出なかったというふうに受けとめていていいのですか。文句を言っているのは私だけだったということになるのですか。

○高倉文化財課長

マンションの話をするつもりはないのですけれども、先ほどの史跡の上を通る話と下を通る話ですが、上がいいのか、下がいいのかというふうな議論ですが、文化庁としては、指定地の上であろうが下であろうが、基本的には認めていません。これが基本的な考え方です。

ですから、上を通せば遺構に支障がないからといって、政庁の上を通してオーケーが出るかということ、そんなことはないのです、それから、下の部分についても、どこまで遺跡なのかという問題もありますが、やはり指定地の地下の部分についても、指定地と指定地の一部であるというふうな判断でございます。

したがって、この問題を解決する方法というのは、非常に難しかったのです。都市計画上は確かに上空を計画されていました。ですけれども、それは文化庁では認めないというふうなことで、大分都市計画と文化財、あるいは県の文化財も含めて、実は文化庁まで行って、いろいろ都市計画道路を何とか許可いただける方法論をいろいろ模索したのです。その当時。

それで、先ほど部長がお話ししましたけれども、下を通すことについての基本的な考え方は、土壌安定剤というのですか、そういうもので、ある程度の深さの部分で固着させるというふうなことを、そういう技術的な問題で恐らくカバーできるのかもしれないと。それですというふうなことで、アンダーパスで通すということについて、特段の御配慮をいただいたということが、その当時の私の記憶ではそういうふう考えています。

したがって、あの上空を通ることについては基本的にはだめだということで、そうなると、清水沢多賀城線が途中でなくなってしまう、あるいは、今のニュータウンの方の家の屋根の上を通すようになると。それは基本的にはできないというふうなことで、ですから、かなり狭い範囲の中で、上を通すか、下を通すかということの議論をしたと。その結果、文化庁も、「いいだろう」というふうなことで落ち着いたのは、地下を通すというふうなことでございました。

○藤原委員

これは今さら何ともならない話で、ただ、私は、今、課長の話ですと、上を通っても下を通っても、基本的にはだめなものだめなのだ。文化財があるところは。ですから、私は、その浮島の団地の中に高い橋ができてしまうということもあると言いましたけれども、私は多分に景観の問題もあったと思うのです。

そういう意味で、私は、やはり今度の多賀城があそこを高さ無制限にしてしまったというのは、本当にまちづくりの面では将来に禍根を残すことをやってしまったと。私は、将来の人たちから、「なぜあそこが多賀城の人たちは、あんなものを認めたのだ」と、そういうふうにはやはり子々孫々言われざるを得ないミスをやってしまったというふうに、私は思っています。これについては、答弁は求めません。終わります。

○昌浦委員長

以上で第 8 款から第 9 款までの質疑を終了いたします。

● 第 10 款教育費～第 14 款予備費

○昌浦委員長

次に、第 10 款教育費から第 14 款予備費までの質疑を行います。

○佐藤委員

資料 7 の 203 ページ、給食センターの管理に要する経費のところ、設備改修工事の件なのですが、これは中身、どういう工事なのか御説明ください。

○相沢学校教育課長

この工事につきましては、歳出のときの説明でも申し上げましたが、昨年 12 月の議会でお認めいただきました給食センターの蒸気配管等改修工事を、来年度も引き続き計画的に行っていきたいということから、お願いしているものでございます。

○佐藤委員

緊急に、この間、写真で見せていただいたところはもう修理を終わって、引き続き壊れそうなところというか、そういうところも含めてということですか。

○相沢学校教育課長

設備の管理マニュアル等も十分に整備していかなければならないのですけれども、蒸気配管につきましては、修理していかざるを得ないだろうということで計上いたしました。

○佐藤委員

そうすると、これだけでは済まない、また引き続き残り全部ということになるのですか。

○相沢学校教育課長

蒸気配管につきましては、同じ素材を使って修理を対応していきますことから、今後とも配管の修繕に費用はかかっていくというふうに考えております。

○佐藤委員

説明会で聞いたときに、まだ、これはたしか5年かそこいらぐらいのところの建物だというふうに確認を私もして、その修理が早いのか、あるいはどうなのかということで、いろいろあちこち見てきたというお話もありましたけれども、何かつくるときに、しっかりやはり吟味をすべきだったなという思いがございます。

あわせて、そのときに私、ちょっとお話を伺ったら、給食センターの中の蛍光灯などが切れたときに、1本1万円ぐらいする蛍光灯を取りかえるのに、それを取りかえるために、また何万円かかかると。そういう状況があるそうなのですけれども、そういうところも含めて、これはやはりこのままにしておく、お金がかかってくるのではないかというふうな感じているのですけれども、そういう点で検討はされましたでしょうか。

○相沢学校教育課長

ただいま佐藤委員の御指摘があった点も含めて、検討してまいりたいとそう思っております。

○佐藤委員

今、給食センターの所長さんは女性の方で、一生懸命対処してらっしゃいます。この間の事故のときも、本当に困ったということで、その蛍光灯の交換ということも含めて悩んでいらっしゃいました。ぜひ、今からかえるには、予算措置していかなければならなくて、大変なのだと思うのですけれども、これからのさまざまな施設等については、十分吟味をして、お金がかからないようなそういう仕組みで検討をしっかりしていくべきだというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それから、次、157ページの学力検査業務委託のところ、このテスト、学力検査の目標を、これは4月24日に一斉に行われる学力検査のことですよね。

○相沢学校教育課長

そこに計上しております学力検査業務は、文部科学省が4月24日に全国一斉に調査するものとは違っておまして、教育委員会が独自に各学校に予算をつけて、これは前の一般質問で教育長答弁にもありましたけれども、それぞれの学校の確かな学力の向上に生かすということで、小学校それから中学校に学力検査の費用を計上しているものでございます。

○佐藤委員

それでは、全国一斉にするというものとは違うのですか。性格が。

○相沢学校教育課長

こちらに計上しておりますのは、小学校それから中学校それぞれに計上させていただいておりますが、小学校につきましては、学校の状況に応じまして、3 学年 1 教科、中学校につきましては 1 学年 2 教科分の予算を計上しているものでございます。

○佐藤委員

そうすると、全国一斉にやるという学力テストの全国版には多賀城は参加しないのでしょうか。

○相沢学校教育課長

4 月 24 日に行われます全国一斉の学力調査には、多賀城市は参加いたします。

○佐藤委員

結局、参加するということですね。そうすると、これは全国レベルで集まってくるわけですが、その扱いはどのようになるのですか。テストの扱い。

○相沢学校教育課長

テストの扱いというのは、その回答結果がどうなるかとか、そのようなことでよろしゅうございますか。（「はい」の声あり）

回答結果につきましては、文部科学省の通知によりますと、「個々の市町村名や学校名を明らかにした講評は行わないなど、学校間の序列化や過度な競争につながらないよう配慮する」と。「ただし、市町村教育委員会、そしてそのテストを受けた学校には、自己の結果を保護者等へ説明することができるよう、資料を届ける」というふうに通知をいただいております。

○佐藤委員

このテストはいろいろ批判もありまして、一斉にテストをやられた結果、あなたの学校は成績が悪いよとか、いいよとかという成績が各校に来て、あるいはオープンにされたときに、それを受けて、一体子供たちの親はどうしたらいいのだろうかとか。この子がこういうところが悪かったとしたら、あとは対処するのは塾に行くしかないとか、そういうような状況の中で、学校に格差をつける、子供たちに格差をつけるというところで、きちんと受け皿がないままそういうものを実施したときに、どうなるのかという批判がたくさん寄せられているテストだそうでございます。

それで、1961 年ごろには、一回、全国的にそういうテストをやったのだけれども、成績の悪い子供は受けさせないとか、あるいは事前に先生が、前もって勉強するとかというようなことで、学校に格差をつけないためにいろいろと隠れた努力をした結果、大した意味がないというので、4 年ぐらいでやめた歴史もあるそうですけれども、やはりこれは、そういう意味では、子供たち、学校全体の、その市としてオープンにするかどうかを含めて、今は、学校には通知するとおっしゃったような感じがするのですが、市全体としては、この学校はこうだ、ああだという公表はしないのですね。

○相沢学校教育課長

先ほども申し上げましたが、学校間の序列化、あるいは過度な競争につながらないよう、十分配慮してほしいという文部科学省の通知に基づきまして、今、委員が言われたようなことはする考えはございません。

○相澤委員

資料7の189ページ、図書館運営管理に要する経費でお伺いいたします。この中で、図書購入は含まれるのでしょうか。

○伊丹生涯学習課長

図書の購入ですけれども、一般図書として913万9,000円、雑誌109種類で100万円、紙芝居が10万円、CDが25万円、ビデオソフトが40万円、DVDが40万円、あと、基本図書として、備品購入費で100万円と、そのようになっております。

あと、そのほか、官報とか県の広報を購入する予定になっております。

○相澤委員

今の御説明ですと、一般図書が913万円幾らというお話ですけれども、913万円で、冊数というのはある程度把握できるのですか。大体どれぐらい買えるかとか。要するに、ここ数年の動き、ふえているか、減っているか、今後どういうふうに考えているかまでお答えください。

○伊丹生涯学習課長

図書購入費として、金額的には幾らかずつ減っておりますけれども、基本的には冊数は減らさないように、除斥冊数と購入冊数と、その辺のバランスを見ながら購入等をしていきたいというふうに思います。

○相澤委員

宮城県の図書館の内容は、全国的には余りいい方ではないでしょうけれども、その中では多賀城は比較的好い方だと私は認識していたのですが、ぜひその質を落とさない、予算の限られた中での苦勞はあると思いますが、頑張ってくださいと思います。

○中村委員

資料7の153ページ、学校教育課関係経費の11番需用費、印刷製本費、副読本とありますが、まず最初に確認させていただきます。副読本とは、この「わたしたちの多賀城」のことでしょうか。

○相沢学校教育課長

さようございます。

○中村委員

この本は、多賀城を知る意味では非常に便利な、大人が見ても、私は推奨できるのではないかと思います。

そこで、まず最初に、どのような時間帯で利用しているのか。総合学習との関係はどのようになっているのでしょうか、お伺いします。

○相沢学校教育課長

まず、小学校の3年生、4年生、5年生、6年生の社会科の授業の中で使います。

それから、「総合的な学習」で、子供たちのテーマに基づいて、例えば、多賀城の史跡を訪ねるとか、多賀城の産業を知るとか、そういうテーマに応じては、やはり3年から6年までの子供たちが活用するというふうを考えております。

○中村委員

昭和46年3月31日に初版が出ています。それで、今度出すのは何版目か、それと何部ぐらいを印刷されるのでしょうか。

○相沢学校教育課長

平成17年3月に部分改訂をしまして、写真統計資料を差しかえましたので、次回は21年3月にもう一度改訂版を出したいと考えております。第何刷になるかは、済みませんが、今、手元に資料がありません。

○中村委員

内容についてお伺いします。今まで私、持っているのは、平成7年度版なのですが、改訂版になった場合、どのように内容の変化はあるのでしょうか。

○相沢学校教育課長

委員の御質問は、平成20年度に改訂する内容ということでございましょうか。

○中村委員

今度出すこの副読本と前の副読本は、内容がどのように変わるかでございます。

○相沢学校教育課長

まず、基本的には、写真等が多分古くなるだろう。あるいは、各種統計の数値がやはり古くなるだろうということで、先ほども申し上げましたが、そういう統計資料、あるいは写真、そういうものを差しかえるというふうを考えております。

また、新たな史跡といえますか、この間、漏刻などができましたから、そういうものが、公的なものができれば、それも取り入れていきたいと考えております。

○中村委員

私は、過去に2回、内容の記述について一般質問した経緯があります。それで、駐屯地の説明がない、私はそれを不思議に思っております。それで、どうして駐屯地の説明がないのかお聞かせください。

○昌浦委員長

中村委員、平成20年度の話まで言及されていませんか。お答えいただくのはいいのですが、内容的には21年3月改訂版という話ではないかと思うのですが。

では、再度。

○中村委員

その中に、駐屯地の説明はどのようになっているのでしょうか、お伺いします。

(「なじまないのではないかと委員長も言っているのですから、質問をやめるか、変えるか、どちらかなのです」の声あり)

今までの質問で、駐屯地の説明はなかったもので、その説明を入れたらどうかということ、二度にわたって質問しております。したがって、今使っている中にあるのかなのか。それをお聞きします。

○相沢学校教育課長

多賀城駐屯地につきましては、現在使用している「わたしたちの多賀城」の中には記載されておりましたが、添付されて、そこにもう1冊、「多賀城市内の地図」が載っているのですが、その地図には多賀城駐屯地を表示してございます。

○中村委員

これからは、私は駐屯地の説明はどうしても必要ではないかと考えております。

どうしてかと申しますと、平成18年第3回市議会定例会の所信表明の中で、市長はこのように述べております。「安心・安全」の項で、「近い将来、高い確率でその発生が予想されている宮城県沖地震等に対処できるよう、地域の防災力を高める取り組みを推進するとともに、その中心機能を果たせるよう、自衛隊と協力し、防災担当監を設置いたします」、これが一つです。

それから、ことし、宮城県総合防災訓練を自衛隊で行いますね。そういう関係もあります。

それから、最近、防衛庁が防衛省に格上げになりました。そういう関係で、やはり駐屯地の重要度というのは、子供たちには教える必要があるのではないかと思いますので、その辺はどのようにお考えでしょうか。（「ちょっと、委員長。議事進行について」の声あり）

○昌浦委員長

それでは、藤原委員。

○藤原委員

教科書とか、それから郷土読本とか、そういうものは、教育的な配慮に基づいて事実とそれからバランスに基づいてつくられるべきものであって、私はその特定の政治家が、その郷土読本の中身などに、何を載せろ、かにを載せろとやるのは不適切だと思います。

大体、なぜ教育委員会があるのかと。なぜ市長部局から離れて教育委員会があるのかというと、やはり純粋にその科学的な認識と教育的配慮に基づいて、そういう教科書とか郷土読本は編成されるべきものであって、政治的な影響から除かれるために教育委員会というのは独立してあって、編集委員会があってつくります。

ですから、それに対して、私は特定の立場から、政治家がああだ、こうだと言うのは、私は不適切だと。予算委員会の議題になるような問題ではないのではないかとこのように思うのですけれども。

○昌浦委員長

それでは、委員長の方から、平成19年度にどのような準備を進めるかという形の方の御質問に切りかえて、進めていただければよろしいのではないかと思います。

○中村委員

私は、藤原委員とは根本的に国家に対する考えが違います。したがって、私は、できることならこういう記事も載せていただきたいと、そういう要望でございます。そういう

ことで、私はこういう記事はできるだけ載せていただきたいなという要望でございます。
（「いいですか。ちょっと今の件に。もうこれで終わりますから」の声あり）

○昌浦委員長

では、藤原委員。

○藤原委員

ですから、中村委員と藤原委員が根本的に考えが違うのでしょうか。ですからそういうものを、教育にそれぞれ持ち込んでだめなのですよ。だから教育委員会が独立しているのですよ。（「そうだ」の声あり）そこなのです。

ですから、あなたはそれを全然わかっていないのです。ですから、やはり教育の公平性、そういうものをやはりきちんと認識した上で質疑をやっていただきたいと。中村委員も質問をやめると言っていますから、これはもうこれでいいことにしておきます。

○昌浦委員長

わかりました。

引き続き中村委員、おありですね。別なことを言ってください。

○中村委員

私は、この件に関しては要望させていただきます。

それから、先ほど、佐藤委員から学力検査業務委託についての質問がありました。私は全く同じ質問をしようと思っていましたが、結果に対する公表というのは、私はぜひやるべきではないのかと考えております。

それで、先ほど、学校間の格差が出ると、私は別にどの学校がどうではなくて、大体、私は固有名詞の学校名を立てるのではなくて、この辺とこの辺の間がありますと。そういうのが必要ではないのかと思っております。できないのならば、要望にしておきます。

○吉田委員

1点伺います。資料7の177ページ、成人式に関することとあります。過般の一般質問でも成人式の取り組みについて述べさせていただきましたけれども、このような形で実行委員会を組織されるということで、予算が計上されました。多とするものであります。

については、この実行委員会の中で取り組みの内容については協議されることとして、私は1点だけ、ぜひ配慮していただければと思って、その取り組みを求めるわけではありますが、文部科学省とも連携された組織として新成人式研究会が存在する旨は、一般質問でも述べさせていただきました。それらの組織なりその活動の状況なりの概略的なもので結構だと思っておりますが、その資料等を整えて、実行委員会の参考資料としてお示しをするというような形で、皆さんの一つの素材に当たっていただきたいと思うわけですがいかがでしょうか。

○伊丹生涯学習課長

平成20年の成人式については、3月号の市政だよりでも、市民手づくりの成人式を話し合う懇談会を開催することで、今募集しているわけです。その懇談会の中で、どういうふう

な成人式にしていったらいいか、その辺をいろいろ御意見を伺いまして、その後に実行委員会を設立していこうというふうに考えております。

その懇談会ないしその実行委員会等について、今、委員がおっしゃったような資料があれば、提出して、そういうものも見ていただきながら、検討していくのも一つの方法ではないかと思っています。

○吉田委員

ぜひそのような形で、内容について多々あると思いますけれども、取捨選択をしていただいて、提示をしていただくような形での取り組みを要望しておきます。よろしくお願いいたします。

○森 委員

伺いたいのですが、塩竈の、前は公民館で、今は支所になっているのですか、公民館の方。そこに青少年相談センターがありまして、不登校の子供たちが行っているというすぎのご学級、ちょっとこれがうろ覚えなのですが、2市3町で実は補助金を出して運営しているというふうなことをちらっと聞きました。

それで、その項目はどこなのだろうと思ひまして、一生懸命探しては、この款項でよかったのでしょうか。

○相沢学校教育課長

ただいまの森委員の御指摘にありました、2市3町で共同で運営しております、塩竈市適応指導教室のことだと思いますので、153ページ、19節の下から7行目のところに、けやき教室運営費負担金というふうに、そこがございます。

○森 委員

ありがとうございます。これはどこにあるのかと思ひまして。実は、多賀城からも来ているのだというふうな話を伺いまして、ありがたいなと。今、多賀城からは何名お世話になっているのでしょうか。

○相沢学校教育課長

平成18年度現在では、7名の子供たちがお世話になっております。

○森 委員

この7名の方々、非常にお世話になってありがたいですけれども、どういう経過を経て、この教室の方へ行かれていますのでしょうか。

○相沢学校教育課長

まず、学校にさまざまな、7名それぞれの事情がありまして、登校できない状態になりました。しかし、本人あるいは家族、そして学校とも、何とかしてその7名の子供たちの学習を保障したいということで、本人の意思を最も尊重し、勉強したいと、しかし、学校には行けないというようなことを聞きまして、学校長が教育委員会に、塩竈市の適応指導教室に通わせたいのだがどうだろうか。その相談を受けまして、けやき教室の相談員が、その事情等を教育委員会、学校等に確認をし、間違いなく学習する意思があるという子供たちを、このけやき教室に招いているものでございます。

○森 委員

すばらしい制度だというふうに思います。学校単位、学校長の判断というふうなことで今伺ったのですけれども、両親がわからないと、なかなかこのシステム、相談できないのではないかと。それで、学校単位で、良心的に、先生方は一生懸命やられて、その子供を見てというふうな、あとは通ってみて、「こういうふうなところもあるのですよ」というふうな形になるのでしょうかけれども、この窓口とか、あとは、この広報に関して、若干、そんなに大きな枠は必要ない、プライバシーの問題があるので、小さい枠でも取って、この御案内は載せても構わないのではないかとというふうに思います。ああいう非常にいい制度で、ありがたいというふうに思っている次第です。これはお願いします。

○相沢学校教育課長

森委員の要望に対しまして、そのとおりだと思いますので、このけやき教室につきまして、各学校の学校長はもちろん、各担任もすべて承知いたしておりますので、本人に学習意欲があるということが確認できれば、必ず勧めております。

○森 委員

ありがとうございました。

もう1点、181ページ、市民音楽祭・美術展費ということで、これは市民から重々聞いてくれというふうなことで、お伺いさせていただきます。美術展で、昨年ですか、昨年は全員が入賞したというふうなことで、ただ、たまたま全員が入選したので、今回問題はなかったのだけれども、入選した方に寸評等、何というのですか、ここがよかったとか、あそこがよかったというふうなことで、講評がつくと。ただ、入選しないとそれが見つからないと。ここをよくすれば、こうなるのだというふうなことで、ぜひアドバイスがいただければと、入選しない方からそういう声が出ておりました。どう対処されますか。

○伊丹生涯学習課長

私の方にもちょっとそういうお話がありました。それで、担当の方の中央公民館の方とちょっとお話ししましたけれども、今の審査員の方から、その出品者全員の寸評ですか、それをいただくとなると、かなりの時間を要すると。要するに、経費も今の倍くらいかかる可能性がある。ということから、入選者だけにさせていただいております。

多分、平成19年度にしても、報酬等については、その入選者の分までしかとっていないというふうな状況でございます。

○森 委員

多分、入選者に関しては、非常に長い、丁寧な寸評だと思います。1行でも2行でもいいのだというふうなお話でした。ですから、その励みになるのだというふうな話でした。ぜひその1行、2行もなかなか大変だとは思いますが、その選者の方に、ぜひ何とかしてくれないだろうかというふうなことで、お願いしていただきたい。

それで、その選者なのですから、実はずっと同じ方が続いているというふうな話も伺っておりました。この辺、選者の変更というのはなかなか難しいかもしれませんが、どのようなふうな形で選ばれているのでしょうか。

○伊丹生涯学習課長

選者の選考につきましては、ちょっとどういうふうなことで選考したのか、ちょっと今、資料もないのでわからないところがあるのですけれども、ただ、もうかなり長くやっているということは確かだと思います。

それで、例えば県の美術界ですか、そういうところで結構有名な人なものですから、そういう方をお願いして審査をしていただいているということでございます。

○森 委員

私、絵のことはよくわからないのですけれども、やはりその先生方の傾向があってというふうなことで、どうしても偏ってしまうのではないかというふうな話も出ておりました。いろいろな形で、いろいろな先生方がいらっしゃるの、1年交代というわけにはいかないのでしょうか、人材バンクではないのですけれども、選者のストックを持っていただきまして、その中である程度定期的に回せば、公平性が保てるのではないかというふうに思います。

ただ、去年は全員入選ということで、まずは問題はなかったようだけれども、要望をしておいてくださいというふうなことでありました。

○竹谷委員

資料7の177ページ、端的にお聞きします。成人式の関係で、先ほど吉田委員からありましたが、実行委員会方式でやるということは私も賛成ですが、なぜ成人者への記念品を廃止したのか、その理由について。

○伊丹生涯学習課長

成人者に対しての記念品を廃止したことについては、現在の財政状況を見て、全体の中で検討して、今回は廃止をさせていただいております。

○竹谷委員

また枠内配分の関係で、こういうものを外したというふうになるのですか。

○伊丹生涯学習課長

教育委員会内部で検討して、廃止したということでございます。

○竹谷委員

二十歳の人生の一つの門出です。ただ、成人者から、「こんなものをもらって、要らないよ」という批判があるのであればわかります。予算審議のときに、一方的に「廃止します」では、私はおかしいのではないのかと。これは実行委員会の中でも、きちんと、こういうことで、こういうわけで廃止と、今言ったのは予算の枠内配分でやってしまったというのは、おかしいと思います。そういう説明で市民は納得するでしょうか。所見をお聞きします。

○菊池教育部長

一つは、そういった財政的なこともありましたし、あと、今回初めて実行委員会を組織して、ことしの成人式を行いました。その中で、いわゆる記念品的なものについても、その実行委員会の方々にお聞きをいたしました。そういった中で、どうしてもこれが必要だというふうなことではないというふうな意見もございましたので、そういったことであればと、平成20年の成人式は、これは新しく、あと市民を多く巻き込んでやるというふうなこ

とも考えてございます。そういった中で、この記念品にかわるもの、例えば何かイベント的なものだとか、そういったことができれば、そちらの方がいいだろうというような判断で、記念品を20年については削ったというふうな内容でございます。

○竹谷委員

部長、それはおかしいですよ。私はちゃんと去年の予算を見てきたのです。ことしは30万円多いのです。実行委員会費として。少なくなったのは記念品を引いたからです。生涯学習課長が言っていることは本心だと思います。予算枠内配分だから、金が、予算がなくなったから、成人式の記念品ぐらいこっちへちょっとやっておこうという感じが、それが基本ではないですか。それなら最初からなぜあなたはそういう答弁をしないのですか。最初から。おかしいですよ。取ってつけたような答弁をしないでください。

それで、一部の実行委員会の、去年の実行委員会の人に聞いたのですか、ことしの。それで、「要らない」と言ったのですか。「そんなものは要らない」と言ったのですか。

○菊池教育部長

実行委員を組織いたしましたのは、今回のことしの1月が初めてでございます。それまで、こちらの、市の方が、いわゆるそういったことをしないでやっていたわけでございますけれども、今からの成人式のあり方というふうなことも含めまして、こういった記念品も含めて、意見を聞いたというふうなことでございます。

ですから、記念品をもらわないと、どうしても行かないとか何とかというふうなことでなくて、いろいろな話を聞きますと、成人式で、今、文化センターでやっておりますけれども、ここに来て、いろいろな同級生と会うのも一つの大きな楽しみだというふうなこともございます。そういった中で、どうしてもこの記念品がなければ、では参加者が少なくなるのかというふうなことになると、決してそういったことではないというふうなことでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○竹谷委員

そういう答弁だから理解ができないのです。では、ことしの1月の成人式に、全員にアンケートでもとって、そのデータのもとでやったのですか。そうじゃないでしょう。教育委員会が勝手に、そういう思惑で、「いかがですか」と、ことしの実行委員会の皆さん方に問うたのでしょうか。そう言われれば、「そうですよね、これなんてなければなくてもいいですよ」とおっしゃったのかもしれない。少なくとも全体の成人者に対して、少なくとも2割ないし3割の成人者に対してアンケートでもとって、その結果がこうだったのだというなら私はわかります。そういうことを段取りもしないで、そういうことはないと思えます。私はそう思います。

記念品があるから参加するとかしないの論議ではないのです。記念品というのは、多賀城市の、二十歳になったという一つの記念品、記念のあかしとしてやっているのです。ですから、成人者の皆さんから、「要らない」と言われるなら、私はわかります。それをみずから、教育委員会の都合で、「どうですか」と聞かれたら、いや、これはせいぜいもらってもどうのこうのとなるでしょう。それをまともに受けて、ことしからというのは、そうではなく、アンケートでもとって、実行委員会は今度は市民ぐるみの実行委員会を開くのであれば、そこで御審議をしていただいて、そういう意見が多いとか、アンケートをとって調べましょうとあって、来年度からそういう切りかえをするならわかります。段取りが違うのではないですか。そう思いませんか。

○菊池教育部長

確かに成人者から、特にそのことについてアンケートをとったわけではございませんけれども、先ほどもお話し申し上げましたけれども、その実行委員会の中に、この記念品のお話も申し上げて、その中で、「どうしても」というふうなことではないというふうなことでございますので、この辺について、ですから、その枠内というふうなことだけで、これを別な方に移したというふうなことではございませんで、その辺だけ御理解いただきたいというふうに思います。

○竹谷委員

予算に反対するつもりはないので、これ以上は突っ張りませんけれども、やり方がおかしい。やはりもっと対象となる人たちの意見を聞いて、記念品であればどういう記念品が欲しいのか、そうであればと。それを問うたけれども、皆さん方はそれだけの、今、多賀城市が財政が厳しいからいいですという結論ならいいのです。今度枠配分したからこうしたのでしょう。はっきりそれはもう課長が言ったのは本心だと思います。

ですから、そういうことでいいのかということ。多賀城市のそういうやり方でいいのかということなのです。私はそう思います。部長が幾ら弁明しても、私はそういうやり方には理解はできません。少なくとも対象者を初めとする皆さん方に、アンケートなり調査をするなり、そして新たな組織をつくるのなら、新たな組織をつくったところに、予算はつくっておいても、予算は構築しておいても、聞いた結果、それは要らないでしょうとなったら、補正予算でやればいいことですから。そういうのが手段ではないですか。段取りではないですか。改革ではないのですか。これは教育委員会の都合によって、「要らない」と押しつけたような格好になってしまった。そのように私は思います。その辺はやはりきちんと、なくするならなくするなりに、きちんとした理由で、そういう方々の意見も聞いてやるべきだと思います。

今、石橋委員から、「心の記念品だ」ということですので、心の記念品はどういうものでやるのか、はっきり言って、ふざけたことはやってもらっては困る。もうちょっと真剣に物事を考えてもらいたい。そうして提案をしていただきたい。提案理由になっていない。提案するのであれば、きちんとその辺の理由もお話しして、提案していただきたいと、これはお願いしておきます。

次に、179ページ、公民館の関係でございますけれども、それぞれの地区館で立派な事業をされておりまして、敬意を表したいと思っておりますが、今までは公民館運営審議会というものがあって、この事業についても審議をしながら進めてまいりました。教育法の改正もありまして、実は当年度の審議委員会の書類を見ましたら、公民館の審議会がなくなっております。これはまさしく今日の状況の中では、国の方向に意を表してやったものと思っております。

ところで、それにかわるものとして、公民館利用協議会のようなものをつくってやったらどうかという、私は公民館審議会に所属したときに、そういう意見も申し上げておきましたけれども、現在はどのような方式で公民館全体の運営とか事業について御審議されているのでしょうか。

○伊丹生涯学習課長

公民館運営審議会を廃止したときにも、多分お話ししていると思うのですがけれども、そのかわりに社会教育委員会議があるわけです。その社会教育委員会議で公民館の分も全部審議して進めているということでございます。

○竹谷委員

そうすると、社教でこれらの審議をしていると。利用協議会的なものはもうつくっていないというふうに理解しておいてよろしいのですか。

○伊丹生涯学習課長

公民館に事業協議会というのは設置はしておりません。ただ、利用者の協議会、公民館を利用している人たちの協議会は設置してあります。

○竹谷委員

そのことを聞いているのです。社教の場合は、1年のものを聞いて、「ああいいでしょう」でしょう。それで、実際に利用している人たちが、こういうものをしてほしいと、先ほどありました絵画の問題もそうですが、そういうものを聞く組織はないのですかと聞きましたら、ないようなことを言ったので、では、利用者協議会みたいなものはあるということですね。そこでそういうことを、各地区館ごとに会議を開いて、いろいろ意見を調整しながら、こういう事業を運営しているということに理解しておいてよろしいのですか。

○伊丹生涯学習課長

公民館の利用者協議会は、例えばきのうまでやっていた文化センターまつりとか、そういうものを主体的に実行委員会を設立してやっております。

なお、山王地区公民館、大代地区公民館においても、そういう実行委員会を設立して、全体の発表の場というふうなことでやっております。

ただ、公民館の教室等については、その利用者の団体等に、どういう教室をやってほしいとかということでの話を直接聞いて、そういう事業計画等について立てているわけではなくて、公民館職員が皆さんからいろいろ、個々に話を聞いて、事業の計画は企画しているというふうな状況でございます。

○竹谷委員

いろいろあるでしょうけれども、やはり利用者協議会といえますか、そういうものを、お手伝いしてくれる人もいるわけですから、そういう方々もやはり年に一遍なり二遍あるわけですから、ざくばらんに、やはり事業についてもお聞きして、そして必要なものであれば、意見を取り入れてやるということによって、いろいろな行事についても参加をしてくるといって、相乗効果が生まれるのではないかというふうに思いますので、ぜひそういうようなことも検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○伊丹生涯学習課長

事業の中身全体をその利用者協議会に聞くと、例えば、自分がやっている教室やサークルがあるわけですが、そういう教室をやってほしいというのがすぐ出てくるのではないかとと思うのです。例えば会員が少なくなったから、その教室をもう一回、行政で実施して、会員をふやしてほしいというようなお話が出てくるのではないかというふうに思います。ただ、それで本当にいいのかということで、そういうこともあるものですから、いろいろと個々に話を聞きながら、いろいろと事業の計画を立てているというふうな状況になっています。

○竹谷委員

確かに、自分のサークルにというものもあると思いますけれども、少なくともやはり職員だけで考えるのではなく、やはり第三者、活動家の皆さん方の意見も参酌して進めていく

というのが、社会教育ではないかと思しますので、公民館というのは社会教育の一番の柱ではないかというようにも私は思っておりますので、生涯教育もありますけれども、もともとが公民館事業というのが地域に根差して、社会教育の一つの柱となってきたものではないかと思しますので、やはりこの事業が発展をするためにも、私は利用者の声も聞きながら、全部それを受け入れるのではなく、聞きながら、「ああ、なるほど、そういう意見もあるのだ」ということで、改善をしていくと、これが大事ではないのかと。

先ほどの成人式の問題でも一緒です。やはりそういう努力が必要だと思うのです。それをしないで、一方的にやると、どうしても批判が出るというふうに思いますので、ぜひ職員とも相談していただいて、できるだけ有効な活動にさせていただくように要望したいと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○昌浦委員長

ここでちょっとお伺ひしたいと思ひます。これから質疑を予定されている方は何人ほどいらっしゃるでしょうか。

では、ここで休憩いたします。再開は午後 4 時 55 分にしたいと思ひます。

午後 4 時 45 分 休憩

午後 4 時 55 分 開議

○昌浦委員長

再開いたします。

ここで、皆様方に申し上げます。本日の会議は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

○伊澤委員

資料 7 の 175 ページで、万葉まつり実行委員会についてお尋ねいたします。私は、今まで万葉まつりを一般市民として見てきましたが、いつからこれは始まって、今、何回目なのでしょう。教えてください。

○伊丹生涯学習課長

平成 19 年で 10 回目でございます。

○伊澤委員

今お聞きしたのは、今、10 回目だと。そうすると、一般市民の方にも大分浸透してきたのではないかと。そういうことで、今までこの出演者数というのですか、大体どのくらいの方が今まで万葉まつりに参加されたのでしょうか。

それから、もう一つは、見物客は今までどのくらいありましたでしょうか。

○伊丹生涯学習課長

今までどのくらいの方が参加しているか、延べ人数だと思うのですが、ちょっと今までの全体の参加者の資料を持っておりませんので。あと、観客についても、大変申しわけないですが、資料を現在持ってありません。

○伊澤委員

今それをお聞きしたのは、万葉まつりが10回目になるのですけれども、大きくなってきたのか、まつりがずっと小さくなったのか、その実態をつかみたいのです。ということは、市民の方が万葉まつりを知らない人もいますのですけれども、せっかくですから、これは市長を含め、議長も全部が入って行列しますね。教育長さんも。そのために、やはり市民の方にアピールして、これを全国版に持っていきたいと、私はそう考えるのです。そういうことをやって、やはり多賀城を売り込むと、万葉ということで。それを考えているので質問したわけです。

それから、私、思うのですけれども、この全国版にアピールするには、そのアピールの仕方、去年平成18年の10月8日に万葉まつりがあったのですけれども、それをテレビで、たしか多賀城はやるのではないかと、私は皆さんに多賀城で万葉まつりがありましたと公表していたのですけれども、ところがテレビに映らなかったような感じがするのですけれども、ちょっとその辺、私の記憶になかったので、そういうことで、この宣伝の方法はどういう方法で今やっているのでしょうか。

○伊丹生涯学習課長

今現在、ポスターをつくりまして、市内各行政区ごとに全部張っております。また、あと、チラシ等も各施設等に置いて、配布しております。また、大型店の前で、1週間くらい前から、事前にPR活動も実践しております。

○伊澤委員

これだけせっかく大きくなってきたような感じがするのですけれども、やはりもう少し全国的にアピールできるような方法をとることはできないものでしょうか。宣伝の方法を教えてください。

○伊丹生涯学習課長

来年度、DCの方に万葉まつりも参加していきたいという意欲を持って、今やっているわけですが、そういうことから、PRもだんだんと広げていきたいと。限られた予算の中でしかやらざるを得ないので、今までは幅広くPRできない面も確かにあったのかというふうに思います。ただ、「OH! バンデス」などに行って、そういうものではPRは今までもしております。

○伊澤委員

今のことに對しては、アピールの仕方として、市長の御答弁をお願いします。

○菊地市長

私も、今回で10回目を迎えるものですから、何か記念になるようなことがあればということで、これから実行委員会が組織されるということもあるものですから、できれば、例えば平泉で藤原まつりですか、そのときにスターを毎年、ヒーローになる方を呼んでいますね。映画俳優とかそういう方々を。そういう方でも、まあまた予算がちょっとないと言われるとしようがないのですけれども、そういうことも、来年ですと、今言ったDC・デステーションキャンペーンがあるものですから、その辺に焦点を当ててもいいですから、やらなければいけないのではないかというふうに思っています。

また、工場連絡協議会がまた今月あるのですけれども、この間、新年会するときにも、あるいは新日本石油の社長さんがいらっしやったときにも、こういうふうなことで、万葉まつ

りを多賀城市でやっているのですけれども、ぜひ参加していただけないかというように、そして、できれば参加していただいて、社員の方々にも、多賀城でこういうことをやっているのだから、ぜひPRしたいというふうな思いで話した経緯はございます。

そうしましたら、新日本石油では、「市長、大体二、三十人ぐらいは出せるはずですから」ということで、そういうふうなこともありましたし、工場連絡協議会の方にも、今月また工場連絡協議会の方々と話し合いの機会がございますので、そういうところでもPRをさせていただきますというふうに思っております。

私も、イベントをやるのが好きなものですから、何か仕掛けをつくりながら、やはり市民自体が行ってみたいくなるようなものがなければ、ほかから人は引っ張れないということですから、ただ静々と歩くのではなくて、例えばアクションですね、何か起こしたりということで、その際にはぜひ伊澤委員も参加していただければというふうに思いますけれども、よろしく願います。

○伊澤委員

今、市長の御答弁がございましたように、本当に1,300年の歴史がある多賀城市を売り込むには、やはり万葉まつりが一番いいのではないかと。あれだけの万葉衣装も着てアピールするわけですから、市長をトップセールスマンにして、全国的に広めてもらいたいと御要望いたします。よろしく願います。

○松村委員

2点お願いいたします。

まず、初めに、資料7の189ページ、多賀城史跡用地買収に要する経費、この件についてお伺いいたします。これは毎年、国から2億円、あと県から800万円、あと本市によって4,200万円ということで、毎年計上されておりますけれども、まずお伺いしたいのは、公有化率ですが、現在何%になっているのかということと、あと、今年度買収する予定は、どのような予定になっているか、その2点お伺いいたします。

○高倉文化財課長

平成17年度末の公有化率を申し上げますと48.95%でございます。指定面積が107万6,834平方メートルございまして、買収済みの面積が52万7,065平方メートルという数字になっております。

それから、毎年2億5,000万円の経費で買い上げを行っておるわけなのですが、平成19年度の予定は、土地の公有化3,300平方メートルほどと、それから家屋の移転補償3件、それから立木の補償等の内容になっております。

場所は、ちょっと細かいところまでは言えないのですが、対象といたしますのは、あの政庁南門間の中心の部分と、それからその周辺で、A1整備活用地区という第2次保存管理計画で早急に買い上げを進めていく地域というふうに定めている地域でございます。

○松村委員

現在約49%ということですが、今後そのペースで、この予算でいきましたら、大体どのくらいかかるのかということです。

あと、また、買収ということになりますと、やはり相手もあることですので、いろいろ御苦労などがあると思うのですけれども、その辺、現状はどのような現状でしょうか。話せる範囲でお話しいただければと思います。

○高倉文化財課長

これからどのくらいかかるかという質問ですが、目標を立てないとそれは出てこないのです。ですから、107ヘクタール全面買収するのかどうかという問題ですが、現在は全面買収することは考えておりませんで、一定の、数字として今、国の方に示しておりますのは、約70%を目指すという、これは前からそういうことになっておりまして、基本的には変えておりません。70%の買収といいますと、面積的には、正確な数字ではないですが、あと恐らく二十四、五万平方メートルくらいの残りがあります。それをどの程度の期間で買収するかということになるのですが、買収の費用につきましては、その当時の時価の問題がありますので、今ここで、「何年かかります」というそういう数字は、控えておきたいというふうに思います。

それから、おかげさまで、かなり政庁南門地区につきましては買収が進んできておりまして、ごらんとおり、今、多賀城の南門跡に立ちますと、政庁がもう正面に見える、あの階段が見えるという状況にまでなっております、そういう意味では、かなり進んできてはいるなという印象をお持ちになっていただけたらと思うのですが、2億5,000万円の買収費用で、今、地元の住民からは買い上げ請求なども上がっておりますが、ここ二、三年で買収できるような状況にはなっていないのです。それで、恐らく、今、私どもの方に提案されております面積を買い上げしますと、5年くらいはかかるくらいの数字にはなっております。

余り詳しく話をしますと、いろいろ差しさわりもありますので、この程度にしておきたいと思いますが、したがって、買収の経費については、私どもは2億5,000万円をもっといただきたいというふうに実は国の方にも要望はしておりますが、いろいろな状況もありますので、その辺の社会的な条件も加味した上で、今後の買収計画もまた検討していきたいというふうに思っております。

○松村委員

県の支出金が当初よりもずうっと今減って、800万円だということで、前から何回かその辺、議論になっておりますけれども、やはりここの公有化したところの整備は県の責任というふうに伺っておりますけれども、これから、ここを目玉にして多賀城を売りに出して、そして観光客が来た場合、やはりここの整備ということも、県にとっては大変重要なスポットになると思うのです。

ですから、やはり県自体も、もう少しこの多賀城跡、政庁付近というものの観光化を目指して、ぜひもっと予算づけをして、そしてぜひここを目玉にするような方向に県も取り組んでいただきたいというふうに思うのですけれども、その辺、今までも要望しているとは思いますが、さらに強くしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○高倉文化財課長

特別史跡内の環境整備事業につきましては、宮城県が主体となってやって進めてきておりまして、かなりの面積が歴史公園として整備されておるという中で、多賀城市として、今おっしゃられるように、将来、南門を復元したいという事業を、もう平成2年に立ち上げまして、それを目指して今も、少しずつではありますけれども、進めているという状況でございます。

県の方に対する要望につきましては、先般、市長とも県の方に伺いまして、知事あるいは教育長等に直接要望してきておりますが、さらに機会を通じて、市長とともに県の方に働きかけをしていきたいというふうに思っております。

○松村委員

その辺に関して、市長はどのような感触を持ちましたでしょうか。県とか国などに御一緒に要望したということなのですけれども、そのときの要望を、知事の反応というのですか、あと国の方の感触はどのような感触を持ちましたでしょうか。

○菊地市長

非常に悪いと。今の県の財政状況が悪いということもあるのでしょうかけれども、それはもう私が県議時代には 1,000 万円まで出していたのですが、それが 200 万円削られるということで、これ以下にならないように努力しなければいけないというふうに思っております。

本当言うと 2,500 万円、2,500 万円ずつというふうなことになるれば一番いいわけですが、今の状況だと全く希望が出てこないような状況でございまして、まだ根強くやっていきたいと思えます。

○松村委員

ありがとうございます。ぜひ頑張っていたきたいと思えます。

もう 1 点です。201 ページ、学校施設開放に要する経費、この点でお伺いしたいのですが、学校施設開放というふうになっておりますが、説明でちょっと私、聞き逃したのかもしれないが、具体的にどのような施設を考えておられるのか、もう一度御説明をお願いします。

○伊丹生涯学習課長

学校施設開放に要する経費のところなのですけれども、学校開放は、体育館、弓道場、柔剣道場を学校で使わない時間帯を一般の方に開放しておるということでございます。

○松村委員

私、ちょっと勘違いいたしました。市長が施政方針の中で、4 ページで、「たがじょう子ども生活塾を実施してまいります」という項目がありましたけれども、これとはまた関係ないのですね。わかりました。済みません。

それで、お伺いしたいのは、今、多賀城の学校で空き教室というのはあるかどうか、お伺いしたいと思います。

○相沢学校教育課長

市内の各学校で、空き教室はございません。

○松村委員

ないということよろしいのでしょうか。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

空き教室という名称の教室はないのですが、他の用途に転用できる教室というふうなことになるわけでございますけれども、小学校で 4 教室、中学校で 13 教室ございます。これは普通教室の分を少人数教室であるとか、その他もろもろの学校の授業の活動のために使っているわけですが、そういったものを除いて、他の用途に転用できるという形であれば、ただいまお話しした数字の教室になります。

○伊藤(功)委員

まず、学習の保障という関係で伺いたいと思います。それで、平成 17 年度主要な施策の成果に関する説明書の中で、スクールカウンセラーで不登校の相談を受けた人が 67 人、学校不応適で相談を受けた方が 73 人、合わせて 140 人いるわけですが、実情として、多賀城で、なじめなくて学校に行けない人たちというのは、小学校、中学校でどれぐらいいるのか。

あと、先ほど、けやき教室で 7 人ということでありましたけれども、定着している人は何人で、修了証をもらっている方は何人になっているのか、その学習の保障という点で、どういう状況にあるのか伺いたいと思います。

○相沢学校教育課長

まず、不登校の子供の数でございますが、不登校傾向も含めまして、平成 19 年 1 月末、教育委員会把握は、小学生 18 名、中学生 62 名、合わせて 80 名でございます。

それから、けやき教室に通所しております 7 名の子供たちのうち、通所報告書を読みますと、5 名の子供はやや休みがちではありますが、通っております、多分この 3 月に通所の修了証をいただけると思います。

○伊藤(功)委員

それで、学校に通えなくなる経過というのはいろいろあると思うのですが、この中にはいじめなどによる、自分の都合でない中で学校に行けない状況もあって、そういう中で、あっという間に 30 日を超えてしまうと、中学生段階ですと、推薦も受けられない事態になるわけなのです。その中で、機敏に対応していくという点では、学習を日数も保障するし、学習の内容についても保障するということになる、けやき教室だけに頼っているのは当然できない状況にあると思うのですが、この点については、この間の特別委員会の中では、多賀城市独自でそういった対応が必要ではないかということ指摘をしています。

そういう点では、初動のときから、その対応ということでは、スクールカウンセラーが常勤できちんと対応できて、その後のことにも困らないようにしていくことが大事だというふうに思うのですが、その辺、今後の方向ということで、新年度、考えていることがあればお願いしたいと思います。

○相沢学校教育課長

不登校に陥ります子供たちの原因をデータで見ると、小学生は友人関係をめぐる問題が一番多くて、その次、学校になじめないと、あるいは、その次に親子関係をめぐる問題、中学生ですと、一番はやはり友人関係をめぐる問題、そして、学校の成績にかかわる問題、クラブや部活動の問題というふうになってきて、その子、その子に応じて対応が違ってまいります。

学習の保障ということでございますが、小学校も中学校も不登校傾向の子供たちに登校の働きかけを積極的にしております。中学校では、そういう効果が出て、昨年度と比べて約20名の子供たちが不登校を解消できた。学校に登校しても、教室に入れない子供につきましては、保健室とか、あるいは特別な教室を使いまして指導をしておりますし、学校に来れないという子供については、担任が行って、担任と会える子供については、フェイス・ツー・フェイス、1対1で、そこで問題を解かせてやってみたり、担任にも会えないという子供については、プリントを置いていたり、あるいは、先ほど委員もおっしゃいましたが、けやき教室への誘い、そのようなありとあらゆる、考えられることを、各学校は実施しているというふうにお答えいたします。

○伊藤(功)委員

現状としては、30人学級でない状況のもとで、担任の先生が個別、個別の対応というのは、なかなか難しい状況にあると思います。そういう点では、この分野をきちんとカバーする施策というのが大事だと思われるのですけれども、ぜひこの対応が独自にできるようにしていただきたいと思います。個別、個別に対応はしているのだけれども、学習意欲があつて、お友達と顔を合わせないで勉強したいというときに、けやき教室まで行くということになると、夏、冬、毎日通うというのは大変なわけで、そういう意味では、多賀城には昔は中学校一つなので、そこで通ってきている経過もありますから、多賀城に一つ、そういった学習を保障する施設があるべきだと思うのですけれども、この点は、この間、答弁は変わっていないのですけれども、今後の方向としてどのような検討ができるのか伺いたいと思います。

○相沢学校教育課長

前回の議会でも伊藤委員からそのような指摘がありまして、私は、そのようなことを答える立場にないというふうに言ってしまいましたが、私も委員の学習を保障したいという思いは全く同じでございます。ただ、そこに迫るやり方が、私は学校の取り組みをもう少し見守りたいと。先生方の努力をもう少し見守って、学校が中心になって働きかけてほしいと、そういうふう考えております。

○伊藤(功)委員

学校現場の努力には限界があると思います。そのときに、それをどうカバーしていくのかというのが、教育委員会の長が責任を持って対応していかなければいけないということは明らかだと思うのです。

そういう意味では、担当課では、できる範囲で頑張っているのですけれども、教育長として、この事態をどう打開していくのか、この方向性についてお答えいただきたいと思ます。

○菊地教育長

長として、というふうなことでございますので。確かに不登校の問題は、学校としても大きな課題です。それで、今の学習の保障というふうな面からは、特殊の方では16人の非常勤を、財政多難な折、お願いして、力をもらっております。

それから、県内では、「心の教室相談員」という、これはもうほとんどなくなってしまったのですが、多賀城は4名の、小学校までおればなおいいのですが、中学校が若干多いというふうなことで、4名の「心の教室相談員」を置いてもらっています。合わせれば20名の多賀城市独自の非常勤といいますか、そういうふうな方々の協力を。

それから、カウンセラーというふうなもの、これは文部科学省の方から、確かに1日8時間いてというふうなことです。午前4時間、1日4時間になれば、週2回来れるというふうなこともあるのですが、そちらの方の力もかりておりますが、実際に抱えているこの人数を、なかなか対応が難しいといいますが、それで、全くだめなのかといいますが、そうでもなくて、それぞれの「心の教室相談員」、カウンセラー、そしてまた非常勤というふうなものの受け数、頭数で対応しております。

今後ともそういうふうな子供が、1名でも2名でもなくなるように。

なお、県の若葉教室ですか、その協力も得ながら対応しております。

私の立場からすれば、さらに多賀城市の実態というようなことからすると、そういうふうな非常勤といいますが、そういうふうな力もまた別な形であればいいのかというふうに思っております。そんなところでよろしいでしょうか。

○伊藤(功)委員

それで、子供は年々年を、私たちも重ねるわけですが、卒業という時期が来るわけです。そのときに、学校の努力だけのところにとどまっていたら、対応できないのです。やはりそういう意味では、ほかと違っての、スクールカウンセラーの努力はされているわけですが、そういうところと密接に連動して、学習意欲のある子供がきちんと勉強できることが保障されるように、鋭意努力していただきたい。すぐにできなくても、やはりこのまま待っていないのだと、卒業してしまうのだと、そういう立場に立って対応していただきたいと思います。

次に、学校における大規模災害の際に、水道がストップした際にどう対応するのかという点について伺いたいと思います。

学校の屋上にタンクがある場合、あと多賀城小学校のように地下にタンクがある場合などありますけれども、どのように対応されるのか伺いたいと思います。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

149ページに、災害用備品購入費ということで、浄水機ということで、計画的に配置していくというお話がありましたけれども、これはそれぞれの学校のプールなどの水を浄化しまして、対応するようにするために計画的に購入しているというものでございます。

あと、先ほど多賀城小学校とか高架水槽のあるところというふうなお話がありましたけれども、そういったところについては、応急的な飲み水の確保というのは、そういった高架水槽なりそういったところで確保できるかと思っております。

○伊藤(功)委員

浄水機についてはプールなどで使うわけで、すぐには使用できないのです。遮断弁がおりたときに、飲み水などで困らない程度のことではあるかと思うのですが、上にタンクがあれば、そのタンクで何時間か利用できると思いますし、あと、多賀城小学校の場合は、受水槽が地下にあって、それを上に送ってやってということなので、とまってしまうと、それが自動的におりてこれないという状況があるので、その場合にどう吸い上げて、すぐ飲める状態にするのかという点ではどのようになっておりますか。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

多賀城小学校は地下ということではなく、校舎の西側に受水槽がございまして、災害などで給水できないような場合、バルブをひねれば、飲み水などを利用できるようにはなっております。

○伊藤(功)委員

水道の方から受けて、その圧力で上に上げて、おろしてくるという説明を前に聞いたことがあるのですけれども、その受水槽が地下にあるという話も聞いていたように感じていたのですけれども、外側にあるのですか。外側にあつて、そのタンクから、ひねれば出るようになるのか。利用できればいいのですけれども、地下のままだと、そこから吸い上げるのに手段がなければ、確保できないということになるので、確保できればいいと思いますけれども、その点はどうですか。

○佐藤施設課長

多賀城小学校に限つての話にさせていただきたいのですけれども、飲み水、上水については、水道管から来た水を地上タンク——地上にあるタンクですが——にためて、各蛇口まで圧力ポンプで送つて供給しています。ですから、屋上にはタンクはありません。

それから、伊藤委員がおっしゃっている地下タンクの話ですけれども、それは雨水をためて、トイレの洗浄水に使うための中水道の設備をしていますけれども、その辺の話がちょっと一緒になってしまっているのかというふうに思います。

○伊藤(功)委員

では、多賀城小学校の地上タンク、受水タンクは、断水した場合はどのような扱いをして、水を確保できるのか。

○佐藤施設課長

タンクの中に水があるうちは、電気が来ていれば、そのタンクの水がなくなるまで通常に使えます。

○伊藤(功)委員

多賀城小学校も含めて、一定、水は上にタンクがある場合についても、落差の関係で、一定時間はタンクの分については確保できるということで承つていいですか。

○佐藤施設課長

高架水槽、要するに屋上の上にタンクを抱いている学校と、全く地上のタンクしかない学校では話が違つたのですけれども、地上にしかない学校については、電気さえ来ていれば問題なく給水できます。蛇口に出てきます。

ただ、高架水槽を抱いている学校については、電気がとまったとしても、高架水槽の水がなくなるまでは、蛇口から水が出ます。

○伊藤(功)委員

今、よくわかりました。そういう意味では、多賀城小学校においては、きちんと発電機と圧送機を置いて、非常の事態に対応できるようにお願いしたいと思います。もう既に対応は終わつていますか。

○佐藤施設課長

停電時は、自家用発電というのは抱いていませんので、水を上げることはできませんので、その受水槽のところまで行って、受水槽のバルブをあけて、水を供給するという形になります。

○伊藤(功)委員

そういう方法もありますけれども、上に上げれば、来ることなくみんな使える状況にあるので、そういうことも検討していただければと思います。（「要望ですか」の声あり）では、お答えを。

○昌浦委員長

今のはちょっとよくわからないのですよ。

○伊藤(功)委員

地上タンクに行って受けることもできますけれども、それも一つの方法ですが、電気が通っていて、そういうときに自動的に上に上げられる状況にあるのであれば、そういった装置をきちんと確保しておく必要があるのではないですかということです。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

先ほど施設課長の方からお話ししましたように、そういった予備的などいいますか、緊急用の電源設備を備えなくても、バルブをひねればそこに水が確保できるということでございますので、あえてそういったことまでは想定はしておりません。そういったものもあればなおいいでしょうけれども、それなりに経費がかかるということもありまして、バルブをひねれば確保ができるのであれば、そういったことで対応したいというふうに考えております。

○小林委員

資料7の179ページの、山王地区公民館の耐震診断のことと、それから、もう一つは、前後しますが173ページの、社会教育の問題で、2点伺いたいと思います。

まず、最初の山王地区公民館の問題ですが、これは耐震診断ということで、体育館、山王地区公民館の体育館も含まれているというふうに考えてよろしいかどうかということと、それから、あそこは雨漏りとか問題がいろいろありまして、それから、大分古いものですから、もしそれを工事するとしたら、その耐震診断の後、いつごろの見込みなのか、この点について伺いたいと思います。

○伊丹生涯学習課長

耐震診断につきましては、公民館部分と体育館部分と両方を実施いたします。

体育館の雨漏りについては、暫定的に今年度中に改修していきたいというふうに考えております。

○小林委員

その今の山王地区公民館関係では、耐震診断の後、工事はどういうふうに計画されているのかという点ですが、それはいかがですか。

○伊丹生涯学習課長

耐震診断の結果を見まして、あと、財政課等と協議しながら、いつ実施するか考えていきたいと思います。

例えば、体育館等について、使用に耐えないとなれば、一時的に使用禁止にするのもやむを得ないのかというふうに考えております。

○小林委員

なるほど。それは耐震診断の結果を見て、いろいろ判断するということですね。わかりました。

では、173ページの問題ですが、実は社会教育団体の施設の利用減免が8割から5割にするという話を聞いていました。それで、それはどこで、どういう経過で決まったのでしょうか。

○伊丹生涯学習課長

前の料金見直しのときから、コスト計算のときから、減免率の見直しも実施していきたいというふうに考えておりました。それで、今回は、連合会に加盟している団体、あと公民館の講座等を修了したサークル、それと、5人以上のグループ等について、登録した団体について、8割の減免を5割の減免に改正させていただいております。（「私の質問は、どこでこれが決まったかということなのです」の声あり）

社会教育委員の会議にも諮りましたし、教育委員会の方にも諮って決めております。

○小林委員

社会教育委員会で決めたということなのですね、そうすると。そして、その結論で、結果、8割減免から5割減免に変えたというふうに了解してよろしいわけですか。

○伊丹生涯学習課長

社会教育委員会にかけて、その後に教育委員会にかけているということでございます。

○小林委員

そうですか。そのときに、社会教育委員会なりにかけたときに、そもそもそれは社会教育を推進するというところでいうと、一番のものはやはり場所ですね、いろいろな会場などをどう提供するかということが、推進する上で非常に重要な役割を果たすわけなのですが、それで、そこを減免の度合いを減らすということになると、それは社会教育の推進の上ではまずいのではないかというふうに思うのですが、そういう意見は出なかったのですか。

○伊丹生涯学習課長

受益者負担の考えからいきまして、やむを得ないだろうというふうな結論になりました。

○小林委員

どういうふうな決め方かという、つまり、それは教育委員会の方から、「こういうふうにしたいのだけどもいかがですか」という形で出されたわけですか。そういう形で諮問するような形で出して、そして、了解をいただいたというふうな流れですか。そういうふうに決められたわけですか、どうですか。

○伊丹生涯学習課長

そのとおりでございます。

○小林委員

私は、やはり教育委員会の方がもっと、そういうふうにするのではなくて、やはり社会教育に対する理解なり認識が、私は教育委員会の方が軽いのではないかと。やはりこういうのは見直しをしていただきたいというふうに思うのです。いかがでしょうか。

○伊丹生涯学習課長

社会教育委員さんたちは、大体公民館等施設を利用している人たちが大部分で、自分たちもどういうふうになるかということを理解して、結論を出しているものと思っております。

○小林委員

私も経験ありますが、社会教育委員もいろいろな人がいるわけで、問題はやはり教育委員会の側の方がその諮問をするわけですから、社会教育委員は社会教育の専門家とは限らないのです。ところが、教育委員会の方は一応、曲がりなりにも給料をもらっているわけです。どんなことがあっても、その点ではプロフェッショナルでなければいけないわけでしょう。ですから、そういうときに、教育委員会がどういう姿勢で臨むのかと、私はそのことが問われているというふうに思うのです。教育長、いかがですか。

○菊地教育長

今の料金というふうなことですが、ちょうど同じような市の施設の中でも、総合体育館がありますね。そこの受益者というふうな立場からして、総合体育館の方はそういうふうな8割とか何とかとやっていないのです。こちらの公民館施設よりも料金的には若干高いというふうな、高いところに合わせるというわけではないのですが、そういうふうにして、スポーツセンターをそういうふうなクラブで運営をしているわけですが、そういった料金でスポーツ施設はやっているというふうな観点からすると、料金もそれに合わせるとういいますか、それから、周りの市町村をすべて基準にするわけではないのですが、それを見ても、8割というふうなところはないのです。そんな観点から、これもやむを得ないだろうというふうなことで、社会教育委員会の方にお話をいたしました。

○小林委員

私は、社会教育というのは、そういう施設は極力、限りなく料金を取らない方向でやるというのが基本だというふうに思います。周りがどうであれ、うちはうちののだと、社会教育をどう進めるかということは、やはりその地域の社会がどうなるか、自分たちがいろいろな認識を深めていく上で、非常に重要な活動の一環ですから、ぜひこれは今後自主性を持って臨んでいただきたいというふうに思っております。これは要望にしておきます。

○中村委員

資料7の171ページになるのではないかと思います。学校管理費関係だと思っておりますが、各中学校に今、弓道場がございます。それで弓道場は3校でございますが、弓道場の利用状況及び管理状況についてお伺いします。

教育委員会の配慮で、多賀城の弓道部員は非常に優秀で、毎年のように全国大会で上位入賞、優勝者が必ず毎年のように出させていただいております。武道連盟関係者といたしまして感謝いたします。

それで、今、弓道場が3校あります。多賀城中学校、第二中学校、東豊中学校、この部活の利用状況などがわかっていたら教えてください。

○相沢学校教育課長

多賀城中学校と東豊中学校と高崎中学校に弓道場がございます。（「そうですね」の声あり）それぞれ、今、委員からお話がありましたように、県大会はもとより、全国大会でも優秀な成績をおさめているということで、部活動で十分に活用いたしております。

○中村委員

部活で人数はどのくらいですか、把握してありましたら。

○相沢学校教育課長

それぞれの弓道部の人数につきましては、今把握しておりませんので、後ほどお答えいたします。

○中村委員

次に、管理状態についてお伺いします。数年前、武道連盟の指導員同士でお話し合いがありまして、弓道場についての危険性を話し合ったことがあります。それで、高崎中学校、それから多賀城中学校、東豊中学校についていろいろと教育委員会の方に申し出て、危険箇所を補修してもらった経験があるのです。

それで、最近、私、近くの東豊中学校の弓道場を見ましたら、その当時の状況になっていたのです。例えば、前は矢が道路に落ちていたと、そういうことがありました。今もその弓道場の状況を見ますと、そういう危険性が多分にあると考えられますので、弓道場の管理状況というのはどういうふうになっているのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○伊藤教育部次長(兼)教育総務課長

施設の管理状況ということですので、私の方からお答えいたしますが、先ほど学校教育課長の方から、弓道場についてはクラブの方で使っているということですので、基本的にクラブの顧問なり担当の先生が指導をしながら、といいますか、付き添いながら、弓道の指導をしているという状況でございます。

ただ、今、中村委員お話しのように、東豊中学校の、道路というのは学校外の道路ということですね。（「そうです」の声あり）学校外の道路に矢が落ちていたというのは、弓道の場合、射形といいますか、余りよくない姿勢で矢を打ちますと、とんでもない方向に行ってしまうというようなことから、わきに、その外に飛び出すのを防ぐ網と、ネットと、あと矢道の中央部に下がりネットというか、上に飛ばないようにネットがあるのです。その外に出ているという状況は、そういったネット上の何かあって外に出たのか、あるいは、指導上問題があって、射形が悪いために外に飛び出したのか、そういったところを確認させていただきたいと思えます。

○中村委員

この件に関しての最後をお願いいたします。先ほど私が申し上げたのは、防矢ネットの締めつけが緩んでしまって、たるんでしまっているのです。そうすると、多分に矢が飛んでいってしまうと、そういう危険性があります。そういうことを十分管理していただくように御要望します。

それから、最後に、第二中学校に弓道場がございません。非常に多くの方から、「つくってくれ」と要望があります。この辺で、第二中学校の弓道場の設立の予定は、もしありましたらお答えください。

○菊地教育長

これもかつて御質問ありました。4校そろえた方がいいというふうなものは、市長もぜひと願っていたようなのですが、ちょうど私も平成10年に多賀城の第二中学校に来たのですが、どんどん、どんどん生徒が激減というふうなことで、900名時代の部活がそのまま残っていると。ところが学校は580名、ところが現在はもう400名を切っているというふうなことで、部活をどんどん、どんどん減らさなければならない状況に、新しくつくるというのは、非常にタイミングとして無理だったのです。それで、できないというふうなことで、現在の、校長先生ともその辺については話し合ったことがあるのですが、やはり生徒数がどんどん減っているというふうなこと、まだまだその部活動も数が、休みにしたり、休部と言いますが、それから廃部というふうな形にはしないのですが、休部というふうな形にはしているのですが、現在の状況では、なかなか手いっぱい部活の数だというふうなことで、難しい状況にあります。

○中村委員

各校につくるのは大変であれば、合同で練習できるような場所の確保とか、そういうのも要望のうちに入れさせていただきます。

次に、175ページ、生涯学習推進費の19節負担金、補助及び交付金、生涯学習100年構想実践委員会の補助金についてと、それから、今、私はあすなる部会に入っております、子供たちをサポートといいますか、アシスタントをしているのですけれども、この生涯学習100年構想実践委員会補助金の195万2,000円がありますが、どのように、おおよそで結構ですから、どのような部門にどのように使われているのかちょっとお伺いします。

○伊丹生涯学習課長

平成17年度の決算ですけれども、印刷費が、夢多彩で3回発行しておりますけれども、それが67万5,000円くらい、あと通信費が2万6,000円。事業費で約90万円、これにはパソコン教室、あすなる、ふれあい、まなび部会等その他の事業を実施したものが約90万円というふうになっております。事務費が大体44万円等でございます。

○中村委員

あすなる部会は何のぐらいの予算になっておりますでしょうか。

○伊丹生涯学習課長

あすなるで約22万円ぐらいです。

○中村委員

ありがとうございます。夢多彩の子供たちが写っている写真は、あすなるクラブの写真でございますが、あれは私が撮ったものなのですか。

そこで、一つ、学校教育課長にお伺いします。あすなるクラブにちょっとADHDに似ているような子供がいるのです。非常に他の子供の行動が乱されてしまうと。学校ではそのADHDの関係の扱いはどのようになっているのでしょうか。ちょっと参考のためにお聞かせください。

○相沢学校教育課長

ADHD というのは、いわゆる注意欠陥多動と、まあ注意が散漫になり、それから多動であると言われる障害でございますが、発達段階によってちょっと対応が違います。委員のこちらの教室と一緒にいる子供というのは、何年生ぐらいのお子さんでしょうか。

○中村委員

4年生でございます。

○相沢学校教育課長

4年生ぐらいですと、手をぐっと押さえたりすることはできませんので、まず、多動になったときに、危険がないように周りにまず気を配っていただきたいと思います。それから、二つ目に、その子のやりたいことがもし5個あったら、2個認めて、3個とめるという、ちょっと非常に、その子に会って対応できれば一番具体的にお話しできるのですが、そのくらいで、あと詳しくはどうぞおいでいただきたいと思います。

○藤原委員

教育委員会と図書館の関係でお尋ねしたいのですけれども、図書館のアウトソーシングや文化センターのアウトソーシングについて、教育委員会では議論したことがあるのでしょうか。

○菊池教育部長

教育委員会に諮ったというふうなことはまだございません。

○藤原委員

ところが、行革本部では決定しているわけですね。行革本部に教育長は入っていませんか。

○菊池教育部長

教育長も入っていますし、私も入っております。そういった中で、具体的に行革本部の方で決まっておりますけれども、教育委員会として、例えば、今、図書館というふうな話がありましたけれども、アウトソーシングといっても、いろいろな方法があろうかと思えます。ですから、そういった中で、一概にほかと同じようなやり方でいいのかというふうなことなどにつきましては、今現在、この教育委員会の担当課であります生涯学習課の方で、事務レベルで、どういった方法でいろいろな社会教育の施設、教育委員会の施設について、どういった方法でアウトソーシングをやるだろうかというふうなことを、今、事務レベルで検討している段階でございます。

○藤原委員

私は、そこの中身に入るよりも、教育委員会で一度も議論されていないことが、教育長や教育部長が行革本部に出て行って、同意しているわけです。それが教育委員会という機構上、おかしくはないかということなのです。

要するに、教育長とか教育部長は市長の部下ではないのです。先ほど教育委員会は何のためにあるのかというのがちょっと議論になったのですけれども、その教育委員会が行政委員会として独立しているのです。そして、教育委員会というのはやはり独立した委員会で、そこで多賀城の教育について最高の決定機関なわけでしょう。それで、教育長は、その教

育委員会の決定に基づいた執行機関の責任者なのです。教育部長というのは、教育長の次の権限を持っているわけですね。

ところが、教育委員会で一度も議論したことがない問題が、行革推進本部に行って、教育長と教育部長が賛成してくるわけです。これは教育委員会の論議も決定も無視した越権行為だと私は思うのです。私は、何も教育長がおかしいのではないかとか、教育部長がおかしいのではないかとこのことを言っているのではないのです。要するに、市役所の機構というものを無視した決定になっていないかということをお私言っているのです。教育委員会という独立した行政委員会の中の審議機関があるのに、そこで一度も議論したことがない。ところが、教育委員会の執行機関の責任者である教育長と教育部長は、もう行革本部に行って、同意をしていると。そうしたら、同意してしまえば、教育長と教育部長が同意したことを、今さら教育委員会とか社会教育委員会でひっくり返すことはできますか。実際上は同意しているのと同じなのです。実際上はもう決定しているのと同じなのです。

ですから、私は、こういう行革本部の決定のあり方はおかしいと。というのは、教育委員会という独立した行政委員会として、それはおかしいと。市長部局から、お金が大変なので、こういうことを検討していただいただけませんかという問題提起があったというのならまだわかります。ですけれども、あなた方2人は行革本部で賛成しているわけでしょう。これは越権行為だと私は思いますけれどもどうですか。

○菊池教育部長

行革本部、これは市全体として、皆、行革というふうなことに取り組んでいるわけでございまして、教育委員会だけ、別組織といえば別組織ですけれども、市全体としてその中で、いろいろな行革、いわゆるアウトソーシングだけではないですけれども、いろいろな面で、そういったことで取り組んでいこうというふうな中で、教育施設、特に社会教育施設の部分ですけれども、そういった中でのアウトソーシングというふうなことも出てきているというようなことをございますので、多賀城市全体として、教育委員会も含めてというふうなことですけれども、そういった中で、いろいろなそういった行革というふうなことに取り組んでいる中での一つだというふうに御理解いただきたいと思います。

○藤原委員

理屈と公約はどこにでもつくというのですけれども、部長が言ったことを認めてしまうと、教育委員会はもう要らないですよ。教育委員会は何のためにあるのかと、あなた方はだれに責任を負っているのですか。市長なのですか。教育部長と教育長の上司は市長なのですか。私は、その自治体の機構を無視した暴論だと思います。その今の話というのは。

あなた方が責任を負うべきである教育委員会の論議もしていない、議論さえしていない、決定もない、そういう状況なのに、教育委員会の決定に基づいて執行するあなた方責任者が、市長部局の行革本部に出て行って、同意できるのですか。だれに基づいてあなた方は同意しているのですか。皆さんは教育委員会の行政機関の責任者ですから、当然、教育委員会の決定に基づいて仕事をするのでしょうか。違いますか。給料はそれは市長からもらっていますよ。私も同じですけれども。ですけれども、その権限というのは別なのです。幾ら議員が市長から給料をもらっていても、市長の部下ではないのです。やはりそれは対等の関係なのです。当局と議会というのは。

ですから、私は、地方自治法というか、地方自治体のあるべき姿を無視したやり方だと。教育部長の答弁が許されるのだったら、教育委員会は不要ですよ。違いますか。地方自治制度に一番詳しい人はだれですか、解説してください。

○菊池教育部長

いろいろ地方自治法上とか何とか、教育委員会そのものは、藤原委員がおっしゃるとおり、組織的には、形は別組織というふうなことになってございます。そういった中で、教育委員会の施設等々についてのアウトソーシングというふうなことに関連した質問でございますけれども、そういった中で、教育委員会は教育委員会として、ですからそういった中で、アウトソーシングするというふうなことについては、行革の方でもいろいろ、アウトソーシングだけではなくて、先ほども申し上げましたけれども、行革というふうな中身で、いろいろな方策、いわゆる人員の関係だとか、いろいろなものを含めまして、そういった中での一つのアウトソーシングというふうなことでございますので、そういった中で、教育委員会として、どういった方策でやっていけるのかというふうなことなどは、今盛んに事務レベルで協議しているというふうな段階ですので、そういった中身を検討して、最終的には当然教育委員会の方に諮って、最終的に決定するというふうなことになりますけれども、そういった前の段階で、今、事務作業をやっているということでございます。

○藤原委員

ごまかしてはだめですよ。行革本部で決めているのですから。図書館もアウトソーシングします、文化センターもアウトソーシングしますと、あなた方は賛成してきたのでしょうか。ですから、行革本部の決定事項として世間に発表されているのです。発表しているのですよ、対外的に、市役所が。

ですから、今のやり方が許されるのだったら、図書館は直営であるべきなのか、あるいはアウトソーシングしていいのか、そういう非常に大事な問題が一切教育委員会の議論抜きに、いつの間にかみんな決まっているということになってしまうのです。

ですから、私の考え方がおかしいのか、私は筋を立てて話しているつもりです。地方自治体というのは、市長部局があって、選挙管理委員会があって、教育委員会があると。それは市長から給料もらっているけれども、独立しているのだと。権限としては、図書館を民営に、アウトソーシングするかしないかという問題が、教育委員会で一度も議論されないで、あなた方が同意を示して、事態だけはどんどん進むと、こんなおかしいやり方はないでしょう。私の制度の理解の仕方がおかしいのですか。おかしかったら指摘してください。私は、地方自治体というのはそういうものだ。少なくとも市長部局から、相談事項として来るのだったらまだわかります。あなた方が行革本部に行って、賛成しているのですから。ですから、もう事務レベルの話ではないでしょう。行革本部で決めているのですから。おかしいと思いませんか。これはおかしいか、おかしくないかどちらかですよ。地方自治体のあり方の問題として。教育委員長に怒られませんか、あなた方、「勝手なことをするな」と。怒られないのはそれもまた不思議なのですから。（「藤原委員、答弁を求めますか」の声あり）求めます。

○菊池教育部長

いろいろなそういった中で、行革の問題について、市の方で決めて、教育委員会の方で全然まるっきり知らないところで決まったというふうなことでもございません。当然我々も入っている中身でございますので、その本部の会議の前に、いろいろな幹事会あるいはいろいろな作業部会があって、そういった中での積み上がった最終的な行革本部での決定というふうなことになっておりますので、それまでの過程においては、それぞれ担当者あるいは課長等が入って、最終的にそういったアウトソーシング、やり方はどういうふうになるかはっきり、あそこには、図書館あるいは、先ほど話に出ました文化センターにつきまして、貸し館というふうなことになっていきますけれども、私どもとして、貸し館というふうなことでもいいのかというふうなことでもございます。そういった中で、どういった方法で

やれるのかというふうなことなどについては、今後の検討事項というふうなことでございます。

○藤原委員

私が言っているのがおかしいのだったら、おかしいと言ってください。教育委員会の論議もなしに、決定もなしに、事務局だけで進めていいのですか。そういうものではないでしょう。教育委員会というのは、何のために教育委員を選ぶのですか。仕組みとしてはそうでしょう。本当に今の部長の答弁は、それで、「はい、わかりました」と言ったら、教育委員会は要りませんよ。

私が提起していることは、検討してみる余地はないのですか。再検討をちょっとしてみなければいけないと思わないのですか。それを教育委員会の論議抜きに、事務局だけでどんどん進めていくことについて、何も疑問を持たないのですか。教育委員会の議論がないときに、行革本部で自分たちが、いわば勝手に同意を与えることについて疑問を持たないのですか。

私、ちょっとこれは幾ら聞いてもわけがわかりません。理解できません。ですから、少なくとも藤原が言ったことは、ちょっと考えてみるべきところはあると、そのぐらい言ったら、私、質問をやめます。

○昌浦委員長

藤原委員、それではちょっとここで休憩いたしましょう。

休憩いたします。再開は6時15分といたします。

午後6時05分 休憩

午後6時14分 開議

○昌浦委員長

再開いたします。

○藤原委員

中身に入ると、答弁を聞いていると腹が立ってくるのですけれども、その制度の理解として、私が言っているのがおかしいのか、間違っているのか、そのことだけ答弁してください。

○菊池教育部長

制度そのものについては、藤原委員のおっしゃるとおりでございます。

○藤原委員

時間が延びたのは私のせいではないですから。向こうの答弁がおかしいからですよ。

最後に、1点だけ聞きます。その187ページの、文化財保護行政についてお伺いしたいのですが、去年でしたか、おととしてしたか、文化財を追加指定しましたね。どちらかというと古代のものが多かったです。私は、11月にその埋蔵文化財調査センターの体験館もできるということもあるので、やはりもっと中世・近世、それから近現代に視野を広げて、

多賀城にとってこれは大事だなと思うものについては、視野を広げて文化財指定等も必要ではないかというふうに思っているのですけれども、その点についてお尋ねします。

○高倉文化財課長

今までは、多賀城の文化財というと、確かに特別史跡を中心とした古代の時代にある意味限定されてきておったような気はいたしますが、もちろん文化財も広く各時代に沿ってありますし、民俗文化財もございます。そういう意味では、埋蔵文化財調査センターは建設当初から、民俗資料あるいは歴史資料等々についても、入手できるものから保存してきております。

私は、やはり多賀城の大きな歴史の中で、もちろん古代もあるのですが、例えば海軍工廠が多賀城に建設されたというふうなことも、大変大きなことであり、あるいは江戸時代に天童家が多賀城に移ってきたということも、これは多賀城の大きな歴史の変革に値するというふうに思いますので、現在では古代に限定しないで、できるだけ広く、その時代の資料を収集するように努めていますし、これからも努めていきたいというふうに考えております。

○藤原委員

天童市との件で、何か進展はありましたか。

○高倉文化財課長

実は、過日、天童さんの方から、市史の中に収録している資料を中心として、お持ちの資料を、今後散逸するのを危惧されたと思いますが、多賀城市の方で一括して保存してほしいというような内容の連絡をいただきまして、職員が2日にわたって天童さんのところにお邪魔をいたしまして、そして文書を中心とした資料を、現在、文化財課の方で保管しております。

今後、天童家の資料については、私ども、どの程度あるのか知るよしもないのですが、天童家並びにその家臣団の方々も通じて、この際、天童家に関連するような資料をぜひ収集、保管をしていきたいということでございまして、全部見ているわけではないのですが、中には市史に収録されていない政宗の書簡のような、政宗の名が入った書簡もありました。したがって、今後、まだまだ資料があるいは眠っているのではないかというふうに思いますので、きちんと記録をとりながら、行く行くは体験館の中、あるいは埋蔵文化財調査センターの展示室の中で展示をして、市民の皆さんにお見せできるような環境づくりをしていきたいというふうに考えております。

○藤原委員

視野を広げて頑張るということですので、ぜひそういう方向で頑張っていただきたいと思えます。

それから、もう時間ですから、要望にしておきますけれども、これは前からいろいろ取り上げてきましたけれども、多賀城小学校の学校日誌とか、山王小学校にも多分あるのではないかと思うのですが、そういうところも視野を広げていただいて、文化財保護行政を進めていただきたいというふうに思います。要望にとどめておきます。

○昌浦委員長

以上で一般会計の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○昌浦委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 29 号 平成 19 年度多賀城市一般会計予算を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○昌浦委員長

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○昌浦委員長

お諮りいたします。本日の委員会はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○昌浦委員長

御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

あす 3 月 6 日は午前 10 時から特別委員会を開きます。

本日はどうも御苦勞さまでした。お疲れさまでした。

午後 6 時 21 分 延会

予算特別委員会

委員長 昌浦 泰己